

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (24) 4
- 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例 (25) 5
- 世田谷区議会個人情報保護条例 (26)..... 5

規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (11)11
- 世田谷区庁議規則の一部を改正する規則 (12)13
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (13).....13
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (14)14
- 世田谷区個人情報の保護に関する規則 (15)14
- 職員の職名に関する規則の一部を改正する規則 (16)15
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (17)15
- 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (18).....15
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (19) ...15
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (20)16
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (21)16
- 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 (22)16
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (23).....16
- 職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則 (24)16
- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則 (25)17
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (26)17
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (27)17
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 (28)18
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則 (29)18
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (30)18
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則 (31)18
- 世田谷区立保健センター条例施行

- 規則の一部を改正する規則 (32)18
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (33)18
- 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則 (34)19
- 世田谷区学童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則 (35)19
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則 (36)19
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (37)19
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (38)19
- 世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則 (39)19
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (40)19
- 世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (41)20
- 世田谷区狂犬病予防法施行規則の一部を改正する規則 (42)20
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (43)20
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (44) ...20
- 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 (45)21
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (46)21
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (47)21

訓 令 甲

- 世田谷区出張所処務規程の一部改正 (2)22
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (3)22
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (4) ...23
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正 (5)25
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (6)25
- 世田谷区役所宿直規程の一部改正 (7).....29
- 世田谷区事故及び争訟処理規程の一部改正 (8)29
- 世田谷区職員服務規程の一部改正 (9).....29
- 職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正 (10).....30
- 世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正 (11)30
- 世田谷区人事評価規程の一部改正 (12).....30
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正

- (13).....30
- 世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正 (14)30
- 世田谷区職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正 (15) ...30
- 職員の旅費支給規程の一部改正 (16).....30
- 世田谷区勤務訓令の一部改正 (17) ...30
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正 (18)31
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正 (19)31
- 職員の育児休業等に関する規程の一部改正 (20)31
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正 (21)31
- 職員の通勤手当支給規程の一部改正 (22)32
- 世田谷区被服貸与規程の一部改正 (23).....32
- 世田谷区安全衛生管理者等設置規程の一部改正 (24)32
- 世田谷区立保育園衛生委員会設置規程の一部改正 (25)32
- 世田谷区入札参加者等選定委員会規程の一部改正 (26)32
- 世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の一部改正 (27)32
- 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程の一部改正 (28)32
- 世田谷区特定個人情報ファイルに係る緊急時対応計画に関する規程の一部改正 (29)32
- 世田谷区会計室事案決定手続規程の一部改正 (30)32

告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (121).....33
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (122).....33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (123).....33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (124).....33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (125).....33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (126).....33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (127).....33
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (128)33
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (129)33
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (130).....34
- 災害対策基本法に基づく指定避難所の変更の告示 (131).....34
- 地方自治法に基づく予算の公表 (132).....34
- 道路法に基づく特別区道路線の区

域変更及び供用開始の告示 (133).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (160).....37	着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (189).....40
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (134).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (161).....37	○令和4年12月12日世田谷区告示第921号の一部を訂正する告示 (190) ...40
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (135).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (162).....37	○令和4年12月12日世田谷区告示第922号の一部を訂正する告示 (191) ...40
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (136).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (163).....37	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (192)40
○道路法に基づく特別区道の路線認定の告示 (137).....34	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (164).....37	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (193).....40
○道路法に基づく特別区道路線の区域決定及び供用開始の告示 (138).....34	○平成16年4月1日世田谷区告示第272号の一部を訂正する告示 (165) ...37	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (194).....40
○道路法に基づく特別区道路線の区域決定の告示 (139).....34	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (166).....37	○建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (195).....41
○道路法に基づく特別区道の路線認定の告示 (140).....35	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (167).....37	○建築基準法に基づく道路指定の告示 (196).....41
○道路法に基づく特別区道路線の区域決定及び供用開始の告示 (141).....35	○行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (168).....38	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (197).....41
○道路法に基づく特別区道路線の区域決定の告示 (142).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (169).....38	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (198)41
○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (143).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (170).....38	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (199)41
○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (144).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (171).....38	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (200)41
○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (145).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (172).....38	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (201)41
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示 (146).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (173).....38	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (202)41
○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (147).....35	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (174).....38	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (203).....41
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立瀬田農業公園の区域変更の告示 (148).....35	○世田谷区公契約の労働報酬下限額について (175).....38	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (204).....41
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立岡本いこいのもり緑地の区域変更の告示 (149).....36	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (176)39	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (205).....41
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (150).....36	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (177).....39	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (206).....41
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (151).....36	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (178).....39	○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (207).....42
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (152).....36	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (179).....39	○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示 (208).....42
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (153).....36	○令和5年2月16日世田谷区告示第91号の一部を訂正する告示 (180).....39	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (209).....42
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (154)36	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (181).....39	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (210).....42
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (155).....36	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(182) ...39	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (211).....42
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (156).....36	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(183) ...40	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (212).....42
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (157)36	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (184).....40	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (213).....42
○世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示 (158).....36	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (185).....40	○地方自治法に基づく予算の公表 (214)42
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (159)37	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (186)40	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (215)42
	○建築基準法に基づく道路指定の告示 (187).....40	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (216).....42
	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (188).....40	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (217).....42
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密	○道路法に基づく特別区道路線の区

域変更及び供用開始の告示 (218).....43	づく観覧料及び特別観覧料の収納事務委託の告示 (240).....45	ター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (260).....48
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (219).....43	○世田谷区立世田谷文学館条例に基づく観覧料及び特別観覧料並びに刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (241).....45	○世田谷区立産後ケアセンター条例に基づく利用料の収納事務委託の告示 (261).....48
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (220).....43	○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (242).....45	○世田谷区立青少年交流センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (262).....48
○地方自治法施行令に基づく北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (221).....43	○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (243).....45	○地方自治法施行令に基づく世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (263).....48
○世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (222).....43	○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例に基づく利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料の収納事務委託の告示(244) ...45	○地方自治法施行令に基づく希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (264)48
○地方自治法施行令に基づく玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (223).....43	○世田谷区立区民センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (245)46	○狂犬病予防法に基づく注射済票の交付に係る手数料の収納事務委託の告示 (265).....48
○世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (224).....43	○世田谷区手数料条例に基づく多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納事務委託の告示(246) ...46	○世田谷区立多摩川玉堤広場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (266).....48
○地方自治法施行令に基づく砧総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (225)43	○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (247).....46	○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (267).....48
○世田谷区立地区会館条例に基づく自転車等駐車場の使用料の収納事務委託の告示 (226).....43	○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (248).....46	○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示 (268).....48
○地方自治法施行令に基づく烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (227).....43	○世田谷区立区民農園条例に基づく区民農園の使用料の収納事務委託の告示 (249).....46	○世田谷区立ミニS L条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(269) ...49
○世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(228) ...44	○世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示 (250).....46	○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示 (270).....49
○世田谷区立地区会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(229) ...44	○地方自治法施行令に基づくエコプラザ用賀における物品の売払代金の収納事務委託の告示 (251).....46	○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (271).....49
○世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(230) ...44	○地方自治法施行令に基づく資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金の収納事務委託の告示 (252).....46	○世田谷区自転車条例、世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例に基づく手数料の収納事務委託の告示 (272).....49
○地方自治法施行令に基づく寄附金の収納事務委託の告示 (231).....44	○地方自治法施行令に基づく金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納事務委託の告示 (253).....46	○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (273)49
○地方自治法施行令に基づく世田谷区区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (232).....44	○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (254).....46	○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (274)49
○地方自治法施行令に基づく特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (233).....44	○世田谷区立保健センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (255)47	○世田谷区立図書館条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の告示 (275).....49
○地方自治法施行令に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示 (234).....44	○世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の収納事務委託の告示 (256).....47	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (276).....49
○地方自治法施行令に基づく特別区民税及び軽自動車税の収納事務委託の告示 (235).....44	○世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示 (257)47	○子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認の告示 (277).....49
○世田谷区立敬老会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(236) ...45	○介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示 (258).....47	○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (278)49
○世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく使用料の収納事務委託の告示 (237).....45	○世田谷区立障害者休養ホーム条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示 (259).....48	○世田谷区副区長の担任事項に関する規程の一部を改正する告示(279) ...53
○世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の収納事務委託の告示 (238).....45	○世田谷区発達障害相談・療育セン	○世田谷区清掃・リサイクル条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に基づく令和5年度的一般廃棄物の処理に関する実施計画の告示 (280).....54
○世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料並びに刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示 (239).....45		○世田谷区立公園条例に基づく世田
○世田谷区立世田谷美術館条例に基		

<p>谷区立大蔵三丁目公園の区域変更の告示 (282).....54</p> <p>○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (283).....54</p> <p>○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (284)54</p> <p>○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (285).....54</p> <p>○世田谷区個人情報保護条例に基づく区が出資その他財政支出等を行う法人等の告示を廃止する告示 (286)54</p> <p>○世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示の一部を改正する告示 (287).....54</p> <p>○世田谷区環境美化等に関する条例及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則に基づく雑草除去委託料の告示 (288).....54</p> <p>公 告</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (9)54</p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (10)55</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置命令の公告 (11) ...55</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (12)55</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (13) ...55</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (14) ...55</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (15) ...55</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (16)55</p> <p>○建築基準法に基づく公聴会開催の公告 (17)55</p> <p>○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (18)55</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (19)56</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (20)57</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (21)57</p> <p>○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (22)57</p> <p>○世田谷区立区民会館条例に基づく世田谷区立区民会館の指定管理者の指定の公告 (23)57</p> <p>○地籍調査作業規程準則に基づく筆</p>	<p>界案の公告 (24)58</p> <p>○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の公告 (25).....58</p> <p>○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく肺炎球菌予防接種実施の公告 (26)58</p> <p>規 則 (教)</p> <p>○世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (3)58</p> <p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (4)58</p> <p>○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (5).....60</p> <p>○世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 (6).....60</p> <p>○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (7)60</p> <p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (8)60</p> <p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (9).....61</p> <p>○幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (10) ...61</p> <p>○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (11)61</p> <p>○世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則 (12)61</p> <p>○世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則 (13)61</p> <p>訓 令 甲 (教)</p> <p>○世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正 (2)62</p> <p>○世田谷区教育委員会服務監察規程 (3).....66</p> <p>○世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程 (4)66</p> <p>○世田谷区幼稚園教育職員人事評価規程の一部改正 (5)67</p> <p>○世田谷区立学校等衛生管理者等設置規程の一部改正 (6)67</p> <p>○世田谷区立学校等に勤務する教職員に対する被服貸与規程の一部改正 (7)67</p> <p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正 (8).....67</p> <p>○幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正 (9)67</p> <p>○学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正 (10)67</p> <p>○学校職員出勤等の記録の整理規程の一部改正 (11)68</p> <p>○学校職員服務取扱規程の一部改正 (12).....68</p> <p>○世田谷区立教育総合センター処務規程の一部改正 (13)68</p>	<p>告 示 (教)</p> <p>○世田谷区立奥沢図書館の供用中止の告示 (1)68</p> <p>○世田谷区教育委員会公印規程の一部を改正する告示 (2)68</p> <p>訓 令 甲 (議)</p> <p>○世田谷区議会事務局非常勤職員規程の一部改正 (1)69</p> <p>○世田谷区議会個人情報保護条例施行規程 (2)69</p> <p>告 示 (選)</p> <p>○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (1)71</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和5年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (2)71</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (3)71</p> <p>○世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示 (4)71</p> <p>告 示 (農)</p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (3).....72</p> <p>○平成24年6月7日世田谷区農業委員会告示第6号を廃止する告示 (4).....72</p> <p>告 示 (監)</p> <p>○地方自治法に基づく令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置の公表の告示 (2)72</p>
条 例		
<p>次に掲げる条例を公布する。 令和5年3月30日 世田谷区長 保 坂 展 人</p>		
<p>世田谷区条例第24号 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>		
<p>世田谷区条例第25号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例</p>		
<p>世田谷区条例第26号 世田谷区議会個人情報保護条例</p>		
<p>世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例 世田谷区国民健康保険条例 (昭和34年11月世田谷区条例第14号) の一部を次のように改正する。 第10条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。 第15条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に改め、同条第2号中「42,100円」を「45,000円」に改める。</p>		

第15条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に、「100分の63」を「100分の62」に改め、同条第2号中「13,200円」を「15,100円」に、「100分の37」を「100分の38」に改める。

第15条の16中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.38」を「100分の2.3」に改め、同条第2号中「16,600円」を「16,200円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第1号ア中「29,470円」を「31,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「10,570円」に改め、同号ウ中「11,620円」を「11,340円」に改め、同条第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同号ア中「21,050円」を「22,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「10,525円」を「11,250円」に改め、同号ウ中「16,840円」を「18,000円」に改め、同号エ中「21,050円」を「22,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の5第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第24条の5第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第1項の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例(昭和40年4月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、保育部」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区議会個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条-第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第18条-第30条)
 - 第2節 訂正(第31条-第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条-第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条-第46条)
- 第5章 雑則(第47条-第52条)
- 第6章 罰則(第53条-第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、世田谷区議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように

割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第2条第2項に規定する行政情報(以下「行政情報」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報

<p>当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（行政情報に記録されているものに限る。）をいう。</p> <p>12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。</p> <p>13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い (個人情報の保有の制限等)</p> <p>第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げ</p>	<p>る場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p> <p>(適正な取得)</p> <p>第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(漏えい等の通知)</p> <p>第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、損傷その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。</p> <p>(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(3) 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、区が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を職員に限るものとする。</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第12条第1項</p>	<p>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的</p>	<p>利用目的以外の目的</p>

	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要かある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定

する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」と

いう。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

<p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示 (開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この章において同じ。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を定めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並び</p>	<p>に第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるお</p>	<p>それ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(部分開示)</p> <p>第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p> <p>第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第23条 開示請求に対し、当該開示請求に</p>
---	--	---

係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含ま

れているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示においては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、

開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合(開示の期間が定められている場合)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 議長に対する開示請求に係る費用においては、世田谷区個人情報保護条例(令和5年3月世田谷区条例第3号)第9条の規定の例による。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」と

<p>いう。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第3節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められてい</p>	<p>るときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われていたとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にななければならない。</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、そ</p>	<p>の旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 利用停止決定等をする期限</p> <p>2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p> <p>第4節 審査請求 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、必要に応じて世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)第1条の2に規定する世田谷区行政不服審査会に諮問することができる。</p> <p>2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。)</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第</p>
--	--	---

三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項については、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)第1条に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若し

くは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

2 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成4年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「並びに」に、「個人情報保護条例」という。)の次に「及び世田谷区議会個人情報保護条例(令和5年3月世田谷区条例第26号。以下「議会個人情報保護条例」という。)」を加える。

第2条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 議会個人情報保護条例の規定により議長が審議会の意見を聴くこととされた事項

第2条第2項中「情報公開制度」の次に「、個人情報保護制度及び電子計算組織」を加え、同条第3項を削る。

(世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部改正)

3 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「及び」を「、」に改め、「第25条」の次に「及び世田谷区議会個人情報保護条例(令和5年3月世田谷区条例第26号)第45条」を加える。

第7条第2項「提示を求める」を「提示を求め、若しくは議長に対し、開示決定等(世田谷区議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等及び同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等をいう。)に係る保有個人情

報(同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)の提示を求める」に改める。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年3月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第11号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項の表豪雨対策推進担当参事の項に次の1号を加える。

(2) グリーンインフラに係る総合的な調整に関すること。

第10条中「番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課を、保健福祉政策部に臨時特別給付担当課」を「マイナンバー担当課」に改める。

第11条第1項の表地域行政部の項中「番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課」を「マイナンバー担当課」に改め、同表保健福祉政策部の項中「臨時特別給付担当課」を削り、同表子ども・若者部の項に次のように加える。

保育課

保育認定・調整課

第11条第1項の表保育部の項を削る。

第16条第1項の表政策企画課の部政策企画担当係長の項中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 行政経営改革の推進に係る計画及び総合的な調整に関すること。

(3) 行政評価に関すること。

第16条第1項の表経営改革・官民連携担当課の部経営改革・官民連携担当係長の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(5) ふるさと納税対策担当係長に属しないこと。

第17条第1項の表総務課の部総務係の項第17号中「課内他の担当係長」を「事務監察担当係長」に改める。

第19条の表市民活動推進課の部調整係の項第13号中「課等」を「課」に改め、同表文化・国際課の部文化行政担当係長の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 世田谷区民会館に関すること。

第19条の2の表地域行政課の部地域行政担当係長の項第4号中「調整」を「計画及び調整」に改め、同表番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課の部中「番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課」を「マイナンバー担当課」に改め、同部番号制度担当係長の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

<p>(5) 新たなマイナンバーカード窓口の開設の準備に関すること。</p> <p>第19条の4の表環境計画課の部環境計画担当係長の項第12号中「課」の次に「及び気候危機対策行動推進担当係長」を加え、同部に次のように加える。</p> <p>気候危機対策行動推進担当係長</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に関すること(自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることに限る。)</p> <p>(2) 脱炭素地域づくりに係る調整に関すること。</p> <p>(3) 気候市民会議に関すること。</p> <p>(4) 新たな気候危機対策施策の推進に係る調整に関すること。</p> <p>第19条の4の表環境・エネルギー施策推進課の部事業担当係長の項第5号中「利用拡大」を「利用の拡大」に改め、「こと」の次に「(自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることを除く。)」を加え、同項第9号中「環境配慮型住宅リノベーション推進事業」を「環境配慮型住宅推進事業」に改める。</p> <p>第20条の表商業課の部調整係の項第9号中「商業係」を「課内他の係等」に改め、同部に次のように加える。</p> <p>産業支援担当係長</p> <p>(1) 事業者等に対する支援に関すること。</p> <p>第20条の表工業・ものづくり・雇用促進課の部工業・ものづくり・建設・雇用促進担当係長の項第3号中「世田谷ものづくり学校との連絡調整」を「旧世田谷ものづくり学校の施設の調整」に改める。</p> <p>第21条の表事業課の部事業計画担当係長の項中「事業計画担当係長」を「事業担当係長」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。</p> <p>計画担当係長</p> <p>(1) 清掃・リサイクル事業に係る計画、調整及び進行管理に関すること。</p> <p>第22条の表保健福祉政策課の部調整係の項第1号中「、保育部」を削り、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。</p> <p>(11) 臨時特別給付金等に関すること。</p> <p>第22条の表保健福祉政策課の部指導・サービス向上担当係長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表生活福祉課の部管理係の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。</p> <p>第22条の表国保・年金課の部管理係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同部国民年金係の項に次の1号を加える。</p> <p>(7) 年金生活者支援給付金に関すること。</p> <p>第22条の表臨時特別給付担当課の部を削る。</p> <p>第22条の3の表障害施策推進課の部管理係の項第3号中「事務改善」の次に「(デ</p>	<p>ジタルトランスフォーメーションに関するものを除く。)」を加え、同部計画担当係長の項の次に次のように加える。</p> <p>施策推進担当係長</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等整備事業に関すること。</p> <p>(2) 障害者福祉に係るシステムに関する事務の調整及び改善に関すること。</p> <p>(3) 障害者福祉に係るデジタルトランスフォーメーションに関すること。</p> <p>(4) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に係る事業の推進に関すること。</p> <p>第23条の表児童課の部児童施設係の項を次のように改める。</p> <p>児童施設係</p> <p>(1) 区立の児童館の建設等に関すること。</p> <p>(2) 区立の保育所及び区立の児童館の改修等に関すること。</p> <p>(3) 区立の保育所及び区立の児童館の維持管理に関すること。</p> <p>第23条の表児童課の部児童施設整備担当係長の項を削り、同表子ども家庭課の部子ども・子育て支援担当係長の項第9号中「課内他の係等」を「子ども医療・手当担当係長」に改め、同部子ども医療・手当係の項中「子ども医療・手当係」を「子ども医療・手当担当係長」に改め、同項第1号中「子ども手当、児童手当」を「児童手当」に改め、同項第2号中「子ども」を「子ども等」に改め、同項に次の1号を加える。</p> <p>(3) 出産費の助成に係る事務の調整に関すること。</p> <p>第23条の表子ども家庭課の部子育て世帯特別給付金担当係長の項を削り、同表児童相談支援課の部児童相談支援担当係長の項第7号中「(在宅サービス事業に関することを除く。)」を削り、同項第9号中「課内他の担当係長」を「社会的養護推進担当係長」に改め、同部社会的養護推進担当係長の項第7号中「児童養護施設退所者等奨学金」を「児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」に改め、同部要保護児童支援担当係長の項を削り、同表に次のように加える。</p> <p>保育課</p> <p>保育計画・再整備担当係長</p> <p>(1) 保育に係る計画の策定及び推進並びに調整に関すること。</p> <p>(2) 保育施策に係る調査及び統計に関すること。</p> <p>(3) 保育待機児童対策に係る企画及び調整並びにその推進に関すること。</p> <p>(4) 区立の保育所の整備に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(5) 私立の特定教育・保育施設(幼稚園を除く。)及び特定地域型保育事業等の認可に関すること。</p> <p>(6) 病児・病後児保育事業に関すること。</p> <p>(7) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>保育職員係</p>	<p>(1) 区立の保育所の職員の人事管理に関すること。</p> <p>(2) 区立の保育所の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>区立保育園運営担当係長</p> <p>(1) 区立の保育所の運営及び調整に関すること。</p> <p>(2) 区立の保育所の建設及び改築に関すること。</p> <p>(3) 区立の保育所の一時預かり事業及び延長保育事業に関すること。</p> <p>教育・保育給付担当係長</p> <p>(1) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認並びに当該施設及び事業に係る子どものための教育・保育給付に関すること。</p> <p>(2) 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時預かり事業に係る助成に関すること。</p> <p>(3) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の延長保育事業に係る助成に関すること。</p> <p>保育育成支援担当係長</p> <p>(1) 保育の質の向上に関すること。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設(幼稚園を除く。)及び特定地域型保育事業の運営及び調整に関すること。</p> <p>(3) 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時預かり事業の運営及び調整に関すること。</p> <p>(4) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の延長保育事業の運営及び調整に関すること。</p> <p>(5) 私立の特定教育・保育施設(幼稚園を除く。)の整備に関すること。</p> <p>(6) 私立の特定地域型保育事業等の施設の整備に関すること。</p> <p>(7) 認可外保育施設の移行に伴う審査及び施設の整備に関すること。</p> <p>乳幼児教育担当係長</p> <p>(1) 乳幼児教育・保育に関すること。</p> <p>保育認定・調整課</p> <p>認可外保育施設担当係長</p> <p>(1) 認可外保育施設の運営及び調整に関すること。</p> <p>(2) 認可外保育施設の移行支援に関すること。</p> <p>(3) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</p> <p>(4) 課内他の担当係長に属しないこと。</p> <p>入園担当係長</p> <p>(1) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整(事業所内保育事業については、地域枠に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(3) 区立の保育所における延長保育の利用調整に関すること。</p> <p>(4) 保育料に関すること。</p> <p>(5) 区立の保育所における給食費の徴収に関すること。</p> <p>事業者指導担当係長</p>
--	---	--

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導検査に関すること。
- (2) 児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び児童養護施設に限る。）の指導検査に関すること。
- (3) 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査に関すること。

第23条の2を削る。

第24条第1項の表市街地整備課の部再開発担当係長の項第1号中「市街地再開発事業の都市計画に係る調査、計画及び案の決定」を「三軒茶屋二丁目地区の市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業」に改め、同項第2号及び第3号中「の促進」を「に係る補助金、制度等」に改め、同条第2項の表防災街づくり課の部防災街づくり・不燃化担当係長の項第14号中「属さない」を「属しない」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同項第11号中「土砂災害警戒活動計画」を「土砂災害警戒活動等計画」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 大規模盛土造成地を対象とする宅地耐震化推進事業に係る調整に関すること。

別表第2の4の部保育部の款中「保育部」を「子ども・若者部」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第12号

世田谷区庁議規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第13号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第14号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第15号

世田谷区個人情報の保護に関する規則

世田谷区規則第16号

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第18号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第20号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第21号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第22号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第23号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第24号

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

世田谷区規則第25号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第31号

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第32号

世田谷区立保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第34号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第35号

世田谷区学童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則

世田谷区規則第36号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第37号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第38号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第39号

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第40号

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第41号

世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第42号

世田谷区狂犬病予防法施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第43号

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第44号

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第45号

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第46号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第47号

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区庁議規則の一部を改正する規則

世田谷区庁議規則（昭和54年8月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

別表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から10の項までを1項ずつ繰り上げ、11の項を削り、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、同表15の項中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改め、同項を同表13の項とし、同表16の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改め、同条第18号中「世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第9条第4項中「教育委員会事務局教育ICT推進課長」を「教育委員会事務局教育研究・ICT推進課長」に改める。

第23条第2項を次のように改める。

2 個人情報を取り扱う業務の電算処理を区の機関以外のものに委託するときは、世田谷区個人情報の保護に関する規則（令和5年3月世田谷区規則第15号）第3条の規定に基づき定められた世田谷区個人情報保護管理基準を遵守しなければならない。

<p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p>	<p>世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。</p>		
<p>別表4の部21の項及び22の項を次のように改める。</p>				
<p>21</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>個人番号カード用</p>	<p>マイナンバー担当課長</p>
<p>22</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>個人番号カードのオンライン事務用</p>	
<p>別表6の部18の項及び19の項を次のように改める。</p>				
<p>18</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>個人番号カード用</p>	<p>マイナンバー担当課長</p>
<p>19</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>個人番号カードのオンライン事務用</p>	
<p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区個人情報の保護に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、区における個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第3号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号。以下「組織規則」という。）第11条第1項に規定する課及び担当課、総合支所の課、清掃事務所、児童相談所の副所長及び課、世田谷保健所の課並びに会計課をいう。</p> <p>(2) 課長 組織規則第13条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する担当課長、総合支所の課長、清掃事務所長、児童相談所の副所長及び課長、世田谷保健所の課長並びに会計課長をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び条例において使用する用語の例による。 (基準の整備)</p> <p>第3条 区長は、条例第3条第2項の規定に基づき、世田谷区個人情報保護管理基準を整備するものとする。</p> <p>2 前項の世田谷区個人情報保護管理基準については、別に定める。 (審議会への報告)</p> <p>第4条 条例第4条第2項第1号の規則で定めるものは、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取扱いに係るものうち、審議会が必要と認めるものとする。 (総括個人情報保護管理責任者等の設置)</p> <p>第5条 条例第5条第1項に規定する総括個人情報保護管理者は、総務部を担任する副区長をもって充てる。</p> <p>2 条例第5条第3項に規定する個人情報保護管理者は、課長をもって充てる。</p>	<p>3 条例第5条第4項に規定する個人情報保護担当者は、課の職員のうち当該課の個人情報保護管理者が指定するものをもって充てる。</p> <p>4 条例第5条第5項に規定する個人情報保護監査責任者は、総務部長をもって充てる。 (条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第6条 区長は、個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものであって、法第75条第2項第2号及び第3号に掲げるもの並びに同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。</p> <p>2 条例個人情報ファイル簿は、区長が保有する個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。</p> <p>3 区長は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。</p> <p>4 区長は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に規定する個人情報ファイルに該当しなくなったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。</p> <p>5 区長は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 (開示請求書)</p> <p>第7条 法第77条第1項に規定する書面は、個人情報開示請求書（第1号様式）とする。 (開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第8条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを区長が確認する方法は、次の各号のいずれかに掲げる書類により確認する方法とする。</p> <p>(1) 政令第22条第1項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 政令第22条第1項第2号の規定に基づき、前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出するこ</p>	<p>とができない場合にあつては、その者が本人であることを確認することができる」と区長が認める書類 (開示決定通知書等)</p> <p>第9条 法第82条第1項に規定する書面は、個人情報開示決定通知書（第2号様式）とする。</p> <p>2 法第82条第2項に規定する書面は、個人情報不開示決定通知書（第3号様式）とする。 (開示決定等期限延長通知書等)</p> <p>第10条 条例第8条第2項に規定する書面は、個人情報開示決定等期限延長通知書（第4号様式）とする。</p> <p>2 条例第8条第3項に規定する書面は、個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）とする。 (開示請求に係る事案移送通知書)</p> <p>第11条 法第85条第1項に規定する書面は、個人情報開示請求に係る事案移送通知書（第6号様式）とする。 (第三者に対する意見照会書等)</p> <p>第12条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知に係る書面は、個人情報開示請求に関する意見照会書（第7号様式）とする。</p> <p>2 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書に係る書面は、個人情報開示決定等に関する意見書（第8号様式）とする。</p> <p>3 法第86条第3項に規定する書面は、反対意見書に係る個人情報開示決定通知書（第9号様式）とする。 (電磁的記録等の開示の方法)</p> <p>第13条 法第87条第1項の規定により区長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は当該電磁的記録を複写したものの交付</p> <p>(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により視聴させ、又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものを交付する必要があると区長が認めるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該電磁的記録を複写したものの交付により開示を行うことができる。 (送付に要する費用の納付の方法)</p>		

第14条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手、為替証書又は現金書留で納付する方法とする。
(保有個人情報の写しの交付)
第15条 保有個人情報の写しの交付は、1件の請求につき1部とする。
(訂正請求書)
第16条 法第91条第1項に規定する書面は、個人情報訂正請求書(第10号様式)とする。
(訂正決定通知書等)
第17条 法第93条第1項に規定する書面は、個人情報訂正決定通知書(第11号様式)とする。
2 法第93条第2項に規定する書面は、個人情報不訂正決定通知書(第12号様式)とする。
(訂正決定等期限延長通知書等)
第18条 条例第10条第2項に規定する書面は、個人情報訂正決定等期限延長通知書(第13号様式)とする。
2 条例第10条第3項に規定する書面は、個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(第14号様式)とする。
(訂正請求に係る事案移送通知書)
第19条 法第96条第1項に規定する書面は、個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(第15号様式)とする。
(利用停止請求書)
第20条 法第99条第1項に規定する書面は、個人情報利用停止請求書(第16号様式)とする。
(利用停止決定通知書等)
第21条 法第101条第1項に規定する書面は、個人情報利用停止決定通知書(第17号様式)とする。
2 法第101条第2項に規定する書面は、個人情報不利用停止決定通知書(第18号様式)とする。
(利用停止決定等期限延長通知書等)
第22条 条例第11条第2項に規定する書面は、個人情報利用停止決定等期限延長通知書(第19号様式)とする。
2 条例第11条第3項に規定する書面は、個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(第20号様式)とする。
(審査会諮問通知書)
第23条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知に係る書面は、審査会諮問通知書(第21号様式)とする。
(実施状況の公表)
第24条 条例第12条に規定する実施状況の公表は、毎年6月末日までに行うものとする。
2 前項の規定により公表する事項は、前年度における次に掲げる事項とする。
(1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況
(2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の状況
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
3 第1項に規定する公表は、公告及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとす

る。
(委任)
第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。
附則
(施行期日)
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(世田谷区個人情報保護条例施行規則の廃止)
2 世田谷区個人情報保護条例施行規則(平成4年12月世田谷区規則第101号)は、廃止する。
(経過措置)
3 この規則の施行の際、現に区長が保有している個人情報ファイルについての第6条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「世田谷区個人情報の保護に関する規則(令和5年3月世田谷区規則第15号)の施行後遅滞なく」とする。
様式省略

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
職員の職名に関する規則(昭和46年4月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。
別表第1号中「一般事務」を「一般事務ICT」に改める。
附則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第34号)の一部を次のように改正する。
第4条ただし書中「週休日の割振り指定簿(第1号様式)又は」を削る。
第5条第5項ただし書中「週休日の振替等命令簿(第2号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第7条第1項ただし書中「超過勤務等命令簿(第3号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第9条第3項ただし書及び第10条第2項ただし書中「週休日の振替等命令簿」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第14条第5項ただし書中「病気休暇承認申請書(第4号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第25条第3項ただし書中「介護休暇承認申請書(第5号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改め、同条第5項ただし書及び第15項ただし書中「介護休暇承認申請書」を「任命権者が別に定める様式」に改め、同条第17項ただし書中「申請事由変更届(第6号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第25条の2第5項ただし書中「介護時間承認申請書(第6号の2様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改め、同条第7項ただし書中「申請事由変更届」を「任命

権者が別に定める様式」に改める。
第27条第1項ただし書中「年次有給休暇簿(第7号様式)又は休暇簿(第8号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第1号様式から第3号様式までを次のように改める。
第1号様式から第3号様式まで 削除
第4号様式を次のように改める。
第4号様式 削除
第4号の2様式から第4号の4様式までの規定中「㊦」を削る。
第5号様式から第8号様式までを削る。
附則
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号の2様式から第4号の4様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則(平成26年11月世田谷区規則第85号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項ただし書中「配偶者同行休業申請書(第1号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第4条第1項ただし書中「配偶者同行休業状況等届出書(第2号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第1号様式及び第2号様式を削る。
附則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年3月世田谷区規則第13号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項ただし書中「育児休業承認請求書(第1号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第5条第1項ただし書中「育児休業承認請求書」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第8条第2項ただし書中「養育状況変更届(第3号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第13条第1項ただし書中「部分休業承認請求書(第5号様式)及び第6号様式」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第15条ただし書中「第6号様式」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
第1号様式から第3号様式までを次のように改める。
第1号様式から第3号様式まで 削除
第3号の2様式及び第4号様式中「㊦」を削る。
第5号様式及び第6号様式を削る。
附則
1 この規則は、令和5年4月1日から施

行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号の2様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和38年7月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記様式第1号による職員別給与簿」を「職員別給与簿(様式)」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

条例第11条第1項の規定による届出は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により行うことができる。

第6条の3第1項中「給与減額免除申請書(第3号の2様式)その他」を削り、同条第2項中「に規定する給与減額免除申請書」を「の規定に基づき任命権者が別に定める様式」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 任命権者は、条例第14条に規定する事実をシステムに記録しなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式に、必要な事項を記入し、これを保管しなければならない。

第14条第2項中「に規定する超過勤務等命令簿(同規則第3号様式)」を「の規定に基づき任命権者が別に定める様式」に改める。

第1号様式から第4号様式までを削り、附則の次に次の様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和46年4月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(届出)

第3条 新たに条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)により、当該要件を具備していることを証明する書類を添えて、その実情を速やかに所属長に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式に当該要件を具備していることを証明する書類を添付し

て届け出ることができる。

2 前項の規定は、住居手当を受けている職員について、条例第11条の3第1項の職員たる要件に係る事実と異動のあった場合についても、同様とする。


様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年6月世田谷区規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式裏面以外の部分中「」を削る。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の単身赴任手当に関する規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年3月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級であるもの 12,000円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であるもの 10,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級であるもの 11,000円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であるもの 9,000円

第3条第1項各号を次のように改める。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級であるもの 6,000円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であるもの 5,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

- ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が6級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級であるもの 5,500円
- イ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であるもの 4,500円

附則第2項中「第2条第1項各号及び第3条第1項各号」を「第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年3月世田谷区条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の範囲)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める範囲は、次に掲げるいずれかの範囲とする。

- (1) 1週間(日曜日から土曜日までの7日間をいう。以下同じ。)につき1回

かつ4時間を超えない範囲
 (2) 1日につき1時間を超えない範囲
 2 前項の規定にかかわらず、他の休暇、職務専念義務の免除等及び当該高齢者部分休業によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該高齢者部分休業は、承認しない。
 (高齢者部分休業の承認の申請手続)
 第3条 高齢者部分休業の承認の申請は、世田谷区人事庶務システム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員の勤務の状況等の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。以下「システム」という。)により、高齢者部分休業を開始しようとする日の属する年度の前年度の任命権者が別に定める時期までに行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により当該申請をすることができる。
 2 任命権者は、前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
 (承認の取消し又は休業時間の短縮)
 第4条 任命権者は、条例第3条の規定により高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間という。以下同じ。)を短縮する場合は、高齢者部分休業承認取消等同意書(様式)により高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。
 (休業時間の延長の申出)
 第5条 条例第4条の規定による休業時間の延長の申出は、システムにより、休業時間の延長を始めようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により当該申出をすることができる。
 (給与の減額)
 第6条 条例第5条の規定により給与の減額をする場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の適用を受ける職員にあっては職員の給与に関する条例施行規則(昭和38年7月世田谷区規則第10号)第7条、第8条及び第12条の規定を、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の適用を受ける職員にあっては幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号)第10条、第12条及び第17条第4項の規定を準用する。
 (委任)
 第7条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、別に定める。
 附則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 様式省略

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則
 世田谷区庁舎管理規則(平成17年2月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。
 附則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第16号中「教育総務部長」

を「教育政策・生涯学習部長」に改める。
 別表第1 災対区民支援部の項中を「番号付推制度・マイナンバーカード交 を「マイナンバー担当課」に改め、同表災対保健福祉部の項中「副部長 保育部長」を削り、「保険料収納課 を「保険料収納課」臨時特別給付担当課」に改め、「保育運営・整備支援課」を削り、同表災対医療衛生部の項中「副部長 住民生活保健課 住民接種統括担当課」を削り、住民接種調整担当課を「住民接種担当課 生活保健課」に改め、同表当課を「住民接種担当課 生活保健課」に改め、同表災対教育部の項を次のように改める。

災対教育部	部長 教育政策・生涯学習部長 副部長 学校教育部長 副部長 教育総合センター長
-------	---

教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 生涯学習課 中央図書館 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育研究・ICT推進課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課

附則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年3月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第16号中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改める。
 別表第1 国民保護対策区民支援部の項中「番号制度・マイナンバーカード交 を「付推進担当課」に改め、同表国民保護対策保健福祉部の項中「副部長 保育部長」を削り、「保険料収納課 を「保険料収納課」臨時特別給付担当課」に改め、「保育運営・整備支援課」を削り、同表国民保護対策医療衛生部の項中「副部長 住民接種担当部長」を削り、住民接種統括担当課 を「住民接種調整担当課 生活保健課」に改め、同表国民保護対策教育部の項を次のように改める。

「番号制度・マイナンバーカード交」を「付推進担当課」に改め、同表国民保護対策保健福祉部の項中「副部長 保育部長」を削り、「保険料収納課 を「保険料収納課」臨時特別給付担当課」に改め、「保育運営・整備支援課」を削り、同表国民保護対策医療衛生部の項中「副部長 住民接種担当部長」を削り、住民接種統括担当課 を「住民接種調整担当課 生活保健課」に改め、同表国民保護対策教育部の項を次のように改める。

国民保護対策教育部	部長 教育政策・生涯学習部長 副部長 学校教育部長 副部長 教育総合センター長
-----------	---

教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 生涯学習課 中央図書館 学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育研究・ICT推進課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表道路事業推進課長の項の次に次のように加える。

豪雨対策・下水道整備課長	豪雨対策・下水道整備課の事務に係る1件予定価格500,000円以下の土木工事請負契約
--------------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15号様式の(2)を次のように改める。

様式省略

第17号様式を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(1)の2を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(2)の1を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(2)の3を次のように改める。

様式省略

第26号様式の(2)を次のように改める。

様式省略

第26号様式の(3)裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式のうち現に現存するものは、当分の間、使用することができる。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年10月世田谷区規則第80号）の一部を次のように改正する。

第8条第9号中「地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長」を「地域行政部マイナンバー担当課長」に改める。

別表第1条別表第1教育委員会の部1の項の部1の項中「、世田谷総合支所区民課区民係、北沢総合支所区民課区民係、玉川総合支所区民課区民係、砧総合支所区民課区民係及び烏山総合支所区民課区民係・戸

籍担当」を「及び総合支所区民課区民係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立第二成城七丁目ファミリー農園の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区立保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立保健センター条例施行規則（昭和51年12月世田谷区規則第52号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第3条の2第2項の規定により運動指導室を使用しようとする者は、この限りでない。

第3条の2に次の2項を加える。

3 指定管理者は、条例第3条の2第1項に規定する要件を満たす者から第1項の申出があったときは、その者について団体登録を行うものとする。

4 団体登録の有効期間は、5年間とする。第3条の2の次に次の1条を加える。

(団体登録の更新)

第3条の2の2 指定管理者は、前条第1項の規定により団体登録を受けた者からその更新の申出があったときは、団体登録の更新を行うものとする。

2 前項の規定により団体登録の更新を受けた者からその更新の申出があったときについても、同項と同様とする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、団体登録の更新について準用する。

第3条の3第1項第1号中「前条第2項各号」を「第3条の2第2項各号」に改める。

第3条の4第1項中「登録団体（構成員の2分の1以上が区内に住所を有する者である団体に限る。）」を「者」に、「申請する」を「運動指導室の使用の希望を申し出る」に改め、同条第2項中「申請期間」を「申出期間」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 指定管理者は、第1項の規定による申出があったときは、運動指導室の使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用希望日時が重複したときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。

第3条の4に次の2項を加える。

4 第1項の規定による申出をした者であって、前項の規定により使用予定者と決定されたものについては、当該申出を次条第1項の規定による使用の申請とみなす。

5 指定管理者は、第3項の規定により使

用予定者を決定したときは、前項の規定による使用の申請について、運動指導室の使用を承認するものとする。

第3条の5第1項を次のように改める。

前条第1項に規定するもののほか、運動指導室を使用しようとする者は、使用希望日時の属する月の2月前の月の15日（その日が保健センターの休所日に当たる場合は、その直前の休所日でない日）からその使用しようとする日（その日が保健センターの休所日に当たる場合は、その直前の休所日でない日）の3営業日前までの間に、指定管理者に対し、書面の提出その他の方法により運動指導室の使用を申請することができる。

第3条の5第2項中「前条第3項」を「前条第5項」に改める。

第3条の10中「を使用しようとする登録団体」を「の使用の承認を受けた者」に、「日」を「日（その日が保健センターの休所日に当たる場合は、その直前の休所日でない日）の3営業日前」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する使用料の納付は、指定管理者が指定する口座への振込みによるものとする。

第4条第2項中「様式」を「第1号様式」に改め、同条の次に次の1条を加える。（使用料の還付）

第4条の2 条例第6条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用しようとする者の責に帰すことができない事由により使用することができなくなったとき。 全額

(2) 指定管理者が管理上の必要により使用の承認を取り消したとき。 全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、世田谷区立保健センター使用料還付申請書兼口座振込依頼書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第30条の表中「葬祭費支給申請書」を「国民健康保険葬祭費支給申請書」に改める。

第6号様式を次のように改める。

様式省略

第20号様式を次のように改める。

様式省略

第31号の2様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式、第20号様式及び第31号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例(令和4年9月世田谷区条例第42号)の施行期日は、令和5年4月1日とする。

世田谷区学童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 世田谷区学童クラブ条例施行規則(平成25年2月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。
(実施時間の延長)

第14条 条例第11条の規定に基づき区長が指定する新BOP学童クラブは、条例別表に掲げる新BOP学童クラブとする。

2 延長実施(条例第11条第1項に規定する延長実施をいう。)は、土曜日を除く日における第2条に規定する実施時間の終了後から午後7時まで行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項の時間を変更することができる。

第2条 世田谷区学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年12月世田谷区規則第138号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則

1 この規則は、令和5年4月3日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 第1条の規定による改正後の世田谷区学童クラブ条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による延長実施(世田谷区学童クラブ条例(平成24年12月世田谷区条例第74号)第11条第1項に規定する延長実施をいう。)の利用に係る手続については、施行日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「認定を受けようとする法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分により、教育・保育給付認定申請書(1号認定用)(第1号様式)又は教育・保育給付認定申請書(2号・3号認

定用)(第2号様式)」を「給付認定申請書(第1号様式)」に改める。

第5条の2第1項中「施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)(第4号の3様式)」を「給付認定申請書」に改め、同条第2項中「教育・保育給付認定変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)(第4号の4様式)により行うものとし」を削る。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第4号の3様式及び第4号の4様式を削る。

附則

この規則は令和5年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第55号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

5 第16条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第13項とし、附則第10項中「前2項」を「附則第8項から前項まで」に、「又は区長」を「区長」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに区長」を「区長」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

10 第4条第2号の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有

する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって、第4条第2号の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

11 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所使用条例施行規則(昭和50年4月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年3月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第33号までを2号ずつ繰り上げ、同項第34号中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改め、同号を同項第32号とし、同項第35号中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改め、同号を同項第33号とし、同項第36号中「生涯学習部長」を「教育総合センター長」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第37号を第35号とし、第38号から第40号までを2号ずつ繰り上げ、第41号を削り、第42号を第39号とする。

第7条中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第35号までを2号ずつ繰り上げ、同条第36号中「生涯学習・地域学校連携課長」を「教育相談課長」に改め、同号を同条第34号とし、同条中第37号を第35号とし、第38号を第36号とし、第39号を第37号とする。

別表第1新型インフルエンザ等対策保健福祉政策部の項中 「副部長 児童相談所長 副部長 保育部長」 を「副部長 児童相談所長」に、「児童相談所」を「児童相談所」に改め、同表新型インフルエンザ等対策教育委員会事務局の「部長

「部長 教育総務部長 項中 副部長 教育政策部長 を 副部長 副部長 生涯学習部長」 副部長

教育政策・生涯学習部長 学校教育部長 に改める。 教育総合セン

世田谷区公報

<p>ター長 」 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr><td></td><td>ウ</td><td>0.9089</td></tr> <tr><td>世田谷区営桜上水三丁目アパート</td><td></td><td>0.9419</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営宇奈根一丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8575</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.8891</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9026</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営砧七丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8932</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9261</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9402</td></tr> <tr><td>世田谷区営深沢四丁目アパート</td><td></td><td>0.957</td></tr> <tr><td>世田谷区営赤堤一丁目アパート</td><td></td><td>0.9619</td></tr> <tr><td>世田谷区営八幡山三丁目第二アパート</td><td></td><td>0.9402</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営用賀二丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9091</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9425</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9569</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営用賀二丁目第二アパート</td><td>ア</td><td>0.9078</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9413</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9556</td></tr> <tr><td>世田谷区営大原一丁目アパート</td><td></td><td>0.9626</td></tr> <tr><td>世田谷区営玉川三丁目アパート</td><td></td><td>0.9624</td></tr> <tr><td>世田谷区営北鳥山一丁目第二アパート</td><td></td><td>0.929</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営桜新町二丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9151</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9489</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9633</td></tr> <tr><td>世田谷区営弦巻三丁目第二アパート</td><td></td><td>0.9608</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営シティコート世田谷給田</td><td>ア</td><td>0.9111</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9549</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9394</td></tr> <tr><td>世田谷区営上野毛福寿荘</td><td></td><td>0.9506</td></tr> <tr><td>世田谷区営リラ祖師谷</td><td></td><td>0.9153</td></tr> <tr><td>世田谷区営フローレル北鳥山</td><td></td><td>0.8988</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営北鳥山八丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8549</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.8864</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.8999</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営千歳台一丁目第二アパート</td><td>ア</td><td>0.9195</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9335</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営弦巻二丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9332</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9474</td></tr> <tr><td>世田谷区営アザレア経堂</td><td></td><td>0.9592</td></tr> <tr><td>世田谷区営パークサイド野沢</td><td></td><td>0.9579</td></tr> <tr><td>世田谷区営アーク上北沢</td><td></td><td>0.9392</td></tr> <tr><td>世田谷区営中町四丁目アパート</td><td></td><td>0.9537</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート</td><td>ア</td><td>0.9277</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9418</td></tr> </table>		ウ	0.9089	世田谷区営桜上水三丁目アパート		0.9419	世田谷区営宇奈根一丁目アパート	ア	0.8575	イ	0.8891	ウ	0.9026	世田谷区営砧七丁目アパート	ア	0.8932	イ	0.9261	ウ	0.9402	世田谷区営深沢四丁目アパート		0.957	世田谷区営赤堤一丁目アパート		0.9619	世田谷区営八幡山三丁目第二アパート		0.9402	世田谷区営用賀二丁目アパート	ア	0.9091	イ	0.9425	ウ	0.9569	世田谷区営用賀二丁目第二アパート	ア	0.9078	イ	0.9413	ウ	0.9556	世田谷区営大原一丁目アパート		0.9626	世田谷区営玉川三丁目アパート		0.9624	世田谷区営北鳥山一丁目第二アパート		0.929	世田谷区営桜新町二丁目アパート	ア	0.9151	イ	0.9489	ウ	0.9633	世田谷区営弦巻三丁目第二アパート		0.9608	世田谷区営シティコート世田谷給田	ア	0.9111	イ	0.9549	ウ	0.9394	世田谷区営上野毛福寿荘		0.9506	世田谷区営リラ祖師谷		0.9153	世田谷区営フローレル北鳥山		0.8988	世田谷区営北鳥山八丁目アパート	ア	0.8549	イ	0.8864	ウ	0.8999	世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	ア	0.9195	イ	0.9335	世田谷区営弦巻二丁目アパート	ア	0.9332	イ	0.9474	世田谷区営アザレア経堂		0.9592	世田谷区営パークサイド野沢		0.9579	世田谷区営アーク上北沢		0.9392	世田谷区営中町四丁目アパート		0.9537	世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	ア	0.9277	イ	0.9418	<table border="1"> <tr><td>世田谷区営八幡山慶明館</td><td></td><td>0.9321</td></tr> <tr><td>世田谷区営ユアーズ若林</td><td></td><td>0.9469</td></tr> <tr><td>世田谷区営フローラ千歳台</td><td></td><td>0.9364</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営弦巻四丁目第二アパート</td><td>ア</td><td>0.9479</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9623</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営弦巻四丁目第三アパート</td><td>ア</td><td>0.9473</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9617</td></tr> <tr><td>世田谷区営ブラン深沢</td><td></td><td>0.9406</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営上用賀四丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9371</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9514</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営新町一丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9062</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9396</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9539</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営弦巻四丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9094</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9429</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9573</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営上北沢五丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8815</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.914</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9279</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営世田谷二丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8983</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9314</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9456</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営八幡山一丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8851</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9177</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9317</td></tr> <tr><td>世田谷区営ホープ大蔵</td><td></td><td>0.8887</td></tr> <tr><td>世田谷区営コスモ北鳥山</td><td></td><td>0.9094</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営上北沢五丁目第二アパート</td><td>ア</td><td>0.8791</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9115</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9254</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営上馬四丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9581</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9533</td></tr> <tr><td>世田谷区営桜丘五丁目第二アパート</td><td></td><td>0.9459</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営上用賀五丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.9535</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9487</td></tr> <tr><td>世田谷区営上北沢一丁目アパート</td><td></td><td>0.937</td></tr> <tr><td>世田谷区営玉川四丁目アパート</td><td></td><td>0.9607</td></tr> <tr><td>世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)</td><td></td><td>0.9513</td></tr> <tr><td>世田谷区営豪徳寺アパート(2号棟)</td><td></td><td>0.9501</td></tr> </table> <p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則(平成7</p>	世田谷区営八幡山慶明館		0.9321	世田谷区営ユアーズ若林		0.9469	世田谷区営フローラ千歳台		0.9364	世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	ア	0.9479	イ	0.9623	世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	ア	0.9473	イ	0.9617	世田谷区営ブラン深沢		0.9406	世田谷区営上用賀四丁目アパート	ア	0.9371	イ	0.9514	世田谷区営新町一丁目アパート	ア	0.9062	イ	0.9396	ウ	0.9539	世田谷区営弦巻四丁目アパート	ア	0.9094	イ	0.9429	ウ	0.9573	世田谷区営上北沢五丁目アパート	ア	0.8815	イ	0.914	ウ	0.9279	世田谷区営世田谷二丁目アパート	ア	0.8983	イ	0.9314	ウ	0.9456	世田谷区営八幡山一丁目アパート	ア	0.8851	イ	0.9177	ウ	0.9317	世田谷区営ホープ大蔵		0.8887	世田谷区営コスモ北鳥山		0.9094	世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	ア	0.8791	イ	0.9115	ウ	0.9254	世田谷区営上馬四丁目アパート	ア	0.9581	イ	0.9533	世田谷区営桜丘五丁目第二アパート		0.9459	世田谷区営上用賀五丁目アパート	ア	0.9535	イ	0.9487	世田谷区営上北沢一丁目アパート		0.937	世田谷区営玉川四丁目アパート		0.9607	世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)		0.9513	世田谷区営豪徳寺アパート(2号棟)		0.9501
	ウ	0.9089																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営桜上水三丁目アパート		0.9419																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営宇奈根一丁目アパート	ア	0.8575																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.8891																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9026																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営砧七丁目アパート	ア	0.8932																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9261																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9402																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営深沢四丁目アパート		0.957																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営赤堤一丁目アパート		0.9619																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営八幡山三丁目第二アパート		0.9402																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営用賀二丁目アパート	ア	0.9091																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9425																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9569																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営用賀二丁目第二アパート	ア	0.9078																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9413																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9556																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営大原一丁目アパート		0.9626																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営玉川三丁目アパート		0.9624																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営北鳥山一丁目第二アパート		0.929																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営桜新町二丁目アパート	ア	0.9151																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9489																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9633																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート		0.9608																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営シティコート世田谷給田	ア	0.9111																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9549																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9394																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上野毛福寿荘		0.9506																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営リラ祖師谷		0.9153																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営フローレル北鳥山		0.8988																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営北鳥山八丁目アパート	ア	0.8549																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.8864																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.8999																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	ア	0.9195																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9335																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営弦巻二丁目アパート	ア	0.9332																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9474																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営アザレア経堂		0.9592																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営パークサイド野沢		0.9579																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営アーク上北沢		0.9392																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営中町四丁目アパート		0.9537																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	ア	0.9277																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9418																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営八幡山慶明館		0.9321																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営ユアーズ若林		0.9469																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営フローラ千歳台		0.9364																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	ア	0.9479																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9623																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	ア	0.9473																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9617																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営ブラン深沢		0.9406																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上用賀四丁目アパート	ア	0.9371																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9514																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営新町一丁目アパート	ア	0.9062																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9396																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9539																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営弦巻四丁目アパート	ア	0.9094																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9429																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9573																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上北沢五丁目アパート	ア	0.8815																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.914																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9279																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営世田谷二丁目アパート	ア	0.8983																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9314																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9456																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営八幡山一丁目アパート	ア	0.8851																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9177																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9317																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営ホープ大蔵		0.8887																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営コスモ北鳥山		0.9094																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	ア	0.8791																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9115																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9254																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上馬四丁目アパート	ア	0.9581																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9533																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営桜丘五丁目第二アパート		0.9459																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上用賀五丁目アパート	ア	0.9535																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9487																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営上北沢一丁目アパート		0.937																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営玉川四丁目アパート		0.9607																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営豪徳寺アパート(1号棟)		0.9513																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営豪徳寺アパート(2号棟)		0.9501																																																																																																																																																																																																																				
<p>世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則(昭和50年4月世田谷区規則第41号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第9条中「第6号様式」を「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年厚生労働省令第175号)別記様式」に改める。</p> <p>第6号様式を次のように改める。</p> <p>第6号様式 削除</p> <p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>																																																																																																																																																																																																																						
<p>世田谷区狂犬病予防法施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区狂犬病予防法施行規則(平成12年3月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第4号様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第5号様式中「日本工業規格Z8305」を「日本産業規格Z8305」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の第4号様式の規定は、施行日以後に登録又は再交付の申請をした犬の所有者に交付する鑑札について適用し、同日前に登録又は再交付の申請をした犬の所有者に交付する鑑札については、なお従前の例による。</p>																																																																																																																																																																																																																						
<p>世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区営住宅管理条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第37号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1を次のように改める。</p> <p>別表第1(第7条関係)</p>																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr><th>名 称</th><th>数</th><th>値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">世田谷区営粕谷四丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.884</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.9165</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9305</td></tr> <tr><td rowspan="3">世田谷区営桜丘二丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8998</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.933</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>0.9472</td></tr> <tr><td>世田谷区営桜新町一丁目アパート</td><td></td><td>0.9562</td></tr> <tr><td rowspan="2">世田谷区営鎌田二丁目アパート</td><td>ア</td><td>0.8635</td></tr> <tr><td>イ</td><td>0.8953</td></tr> </tbody> </table>	名 称	数	値	世田谷区営粕谷四丁目アパート	ア	0.884	イ	0.9165	ウ	0.9305	世田谷区営桜丘二丁目アパート	ア	0.8998	イ	0.933	ウ	0.9472	世田谷区営桜新町一丁目アパート		0.9562	世田谷区営鎌田二丁目アパート	ア	0.8635	イ	0.8953																																																																																																																																																																																													
名 称	数	値																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営粕谷四丁目アパート	ア	0.884																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.9165																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9305																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営桜丘二丁目アパート	ア	0.8998																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.933																																																																																																																																																																																																																				
	ウ	0.9472																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営桜新町一丁目アパート		0.9562																																																																																																																																																																																																																				
世田谷区営鎌田二丁目アパート	ア	0.8635																																																																																																																																																																																																																				
	イ	0.8953																																																																																																																																																																																																																				

世田谷区公報

令和5年4月20日（第745号）

<p>年2月世田谷区規則第1号)の一部を次のように改正する。 別表第4を次のように改める。 別表第4（第59条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅</td> <td style="text-align: center;">0.9516</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅</td> <td style="text-align: center;">0.9619</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	数 値	世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	0.9516	世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	0.9619	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅</td> <td style="text-align: center;">0.9537</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅</td> <td style="text-align: center;">0.9459</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅</td> <td style="text-align: center;">0.952</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅</td> <td style="text-align: center;">0.957</td> </tr> </tbody> </table>	世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	0.9537	世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	0.9459	世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	0.952	世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	0.957	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立公園条例施行規則（昭和33年10月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。 第2条第4項の表を次のように改める。</p>
名 称	数 値															
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	0.9516															
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	0.9619															
世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	0.9537															
世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	0.9459															
世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	0.952															
世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	0.957															

名称	入場時間	退場時間	使用時間
世田谷区立世田谷公園駐車場	1 4月1日から10月31日までは、午前5時40分から午後9時20分まで 2 11月1日から同月30日までは、午前5時40分から午後5時30分まで 3 12月1日から3月31日までは、午前6時40分から午後5時30分まで	午前零時から午後12時まで	午前零時から午後12時まで
世田谷区立羽根木公園駐車場	1 4月1日から10月31日までは、午前5時40分から午後7時20分まで 2 11月1日から同月30日までは、午前5時40分から午後5時30分まで 3 12月1日から3月31日までは、午前8時から午後5時30分まで	午前零時から午後12時まで	午前零時から午後12時まで
世田谷区立玉川野毛町公園駐車場	1 4月1日から10月31日までは、午前5時40分から午後7時20分まで 2 11月1日から同月30日までは、午前5時40分から午後5時30分まで 3 12月1日から3月31日までは、午前6時40分から午後5時30分まで		午前零時から午後12時まで
世田谷区立二子玉川公園駐車場	午前8時30分から午後6時30分まで	午前零時から午後12時まで	午前零時から午後12時まで
世田谷区立次大夫堀公園駐車場	午前9時から午後5時まで		午前零時から午後12時まで

第2条の2第1項中「世田谷区立次大夫堀公園駐車場及び世田谷区立二子玉川公園駐車場を除く」を「世田谷区立玉川野毛町公園駐車場に限る」に改める。

別表第1の2土地の部土地の款の次に次のように加える。

世田谷公園駐車場	1平方メートル	1月	3,878円
羽根木公園駐車場	1平方メートル	1月	1,706円

別表第1の2売店の部を次のように改める。

売店	世田谷公園売店	1箇所	1月	54,600円
	羽根木公園売店	1箇所	1月	75,100円

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の2の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部世田谷区立北沢ののほら広場の項を削り、同部世田谷区立桜上水1-1遊び場の項の次に次のように加える。

世田谷区立シモキ	東京都世田谷区北沢
----------	-----------

タのほら広場	二丁目22番先
--------	---------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改め、同項ただし書中「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改める。
第22条第2項を削る。

第29条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表世田谷総合支所区民課、北沢総合支所区民課、玉川総合支所区民課及び砧総合支所区民課区民係長の項及び世田谷総合支所区民課、北沢総合支所区民課、玉川総合支所区民課及び砧総合支所区民課戸籍係長の項中「世田谷総合支所区民課、北沢総合支所区民課、玉川総合支所区民課及び砧総合支所区民課」を「総合支所区民課」に改め、同表烏山総合支所区民課区民・戸籍担当係長（区民課長が指定する者）の項を削り、同表政策経営部経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当係長（経営改革・官民連携担当課長が指定する者）の項中「（経営改革・官民連携担当課長が指定する者）」を削り、同表環境政策部環境保全課環境保全担当係長（環境保全課長が指定する者）の項の次に次のように加える。

経済産業部都市農業課 農業振興係長	都市農業課に属する 収納金の収納及び払込み
----------------------	--------------------------

別表障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当係長（障害保健福祉課長が指定する者）の項の次に次のように加える。

子ども・若者子ども・若者支援課 管理係長	子ども・若者支援課に属する収納金（私学係に属するものを
-------------------------	-----------------------------

世田谷区公報

<p>除く。)の収納及び 払込み</p>	<p>総合支所 出張所</p>	<p>ンター、船橋まちづくりセンター、喜多見 まちづくりセンター、砧まちづくりセンター 及び上北沢まちづくりセンターにあっては 第2号及び第3号」に改め、同条中第32号 を第34号とし、第28号から第31号までを2 号ずつ繰り下げ、同条第27号中「第22号」 を「第24号」に改め、同条を同条第29号と し、同条中第26号を第28号とし、第2号か ら第25号までを2号ずつ繰り下げ、第1号 の次に次の2号を加える。 (2) 個人番号カードに関する申請書の交 付に関すること。 (3) 電子証明書に関すること。 別表3の部一般事務の款中14の項を15の 項とし、2の項から13の項を1項ずつ繰り 下げ、1の項の次に次のように加える。</p>
<p>別表子ども・若者子ども・若者支援課 私学係長の項中「子ども・若者支援課に属 する」を「私学係の分掌事務に係る」に改 め、同表児童相談所副所長管理係長の項を 削り、同表保育部保育課調整係長の項中 「保育部」を「子ども・若者部」に、「調整 係長」を「保育計画・再整備担当係長(保 育課長が指定する者)」に改め、同表保育 部保育認定・調整課認可外保育施設担当係 長(保育認定・調整課長が指定する者)の 項中「保育部」を「子ども・若者部」に改 め、同項の次に次のように加える。</p>	<p>世田谷区出張所処務規程(平成3年4月 世田谷区訓令甲第7号)の一部を次のよう に改正する。 令和5年3月20日 世田谷区長 保坂展人 第3条ただし書中「第1号から第8号 まで」を「第1号から第10号までに掲げる 事務を、池尻まちづくりセンター、若林ま ちづくりセンター、上町まちづくりセンター、 下馬まちづくりセンター、代沢まちづくり センター、新代田まちづくりセンター、松 原まちづくりセンター、松沢まちづくりセ ンター、九品仏まちづくりセンター、上野 毛まちづくりセンター、深沢まちづくりセ</p>	<p>2 電子証明 書に関する こと。</p> <p>1 電子証明書に 関する申請書及 び届出書を受理 すること。</p>
<p>児童相談所副所長 管理係長</p> <p>児童相談所副所長に 属する収納金の収納 及び払込み</p>	<p>2 電子証明 書に関する こと。</p> <p>1 電子証明書に 関する申請書及 び届出書を受理 すること。</p>	<p>別表3の部一般事務の款中14の項を15の 項とし、2の項から13の項を1項ずつ繰り 下げ、1の項の次に次のように加える。</p>
<p>別表学校職員課教職員給与係長の項及び 乳幼児教育・保育支援課乳幼児教育・保育 支援担当係長(乳幼児教育・保育支援課長 が指定する者)の項を削り、同表生涯学習・ 地域学校連携課文化財係長の項中「生涯学 習・地域学校連携課」を「生涯学習課」に 改め、同表に次のように加える。</p>	<p>◎世田谷区訓令甲第3号 庁 中 一 般 総合支所</p> <p>世田谷区総合支所処務規程(平成11年3 月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のよ うに改正する。 令和5年3月29日 世田谷区長 保坂展人 第8条の表地域振興課の部生涯学習・施 設担当係長の項第7号中「区民会館」の次 に「(世田谷区民会館を除く。以下同じ。)」 を加え、同項中第9号を第10号とし、第8 号の次に次の1号を加える。 (9) スカイキャロット展望ロビーに 関すること(世田谷総合支所に限 る。)) 第8条の表区民課の部区民係(烏山総合 支所を除く。)の項及び戸籍係(烏山総合 支所を除く。)の項中「(烏山総合支所を除 く。))」を削り、同部区民・戸籍担当係長 (烏山総合支所に限る。)の項を削り、同表 地域調整課の部地域調整担当係長の項中第</p>	<p>5号を第6号とし、第2号から第4号まで を1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1 号を加える。 (2) 地域行政の推進に係る総合的な 計画の推進に関する総合支所間の 調整に関すること。 第8条の表街づくり課の部街づくり担当 係長の項第1号中「市街地再開発事業」の 次に「に係るもの」を加え、同項第24号中 「千歳烏山駅周辺地区」を「三軒茶屋二丁 目地区及び千歳烏山駅周辺地区」に改め、 「に係る啓発及び相談」を削り、同表駅周 辺整備担当課の部駅周辺整備担当係長の項 第4号中「に係る啓発、相談及び支援」を 削る。 第9条の表生活支援課の部管理係の項中 第6号を削り、第7号を第6号とし、同表 子ども家庭支援課の部子ども家庭支援セン ター担当係長の項第10号中「(窓口での収 納事務を除く。))」を削る。 別表2の部地域振興課の款に次のように 加える。</p>
<p>学校職員課 教職員給与係長</p> <p>第85条の3ただし書 の規定による返納金 の領収及び払込み</p>	<p>◎世田谷区訓令甲第2号 庁 中 一 般</p>	<p>1 休館日及び開館時間 を変更すること。 2 利用料金、飲食料金 及びキャンセル料に関 すること。</p>
<p>乳幼児教育・保育 支援課 乳幼児教育・保 育支援担当係長 (乳幼児教育・ 保育支援課長が 指定する者)</p> <p>乳幼児教育・保育支 援課に属する収納金 の収納及び払込み</p>	<p>18 スカイキャロット展 望ロビーに関すること。</p>	<p>別表2の部街づくり課の款中24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項の次に次のように加える。</p>
<p>附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行 する。</p>	<p>22 市街地再開発事業 (三軒茶屋二丁目地区 及び千歳烏山駅周辺地 区に係るものを除く。) に関すること。</p>	<p>1 都市再開発法 (以下この項に おいて「法」と いう。)第98条 第2項の規定に 基づく土地若し くは物件の引渡 し又は物件の移 転の代執行をす ること。 2 法第114条た だし書の規定に 基づき事業を代</p>
<p>訓 令 甲</p>	<p>1 法第66条第5 項の規定に基づ く建築物その他 の工作物に係る 措置を講じ、及 びその公告をす ること。</p>	<p>1 法第60条第1項た だし書(同条第2項 において準用する場 合を含む。)の規定 に基づく土地の立入 り等の許可をす ること。 2 法第61条第1項の 規定に基づく障害物 の伐除又は土地の試 掘等の許可をす ること。 3 法第124条第1項</p>
<p>◎世田谷区訓令甲第2号 庁 中 一 般</p>	<p>1 法第15条第1項の規 定に基づく施行地区と なるべき区域の公告の 申請を受理すること。 2 法第15条第2項にお いて準用する法第7条 の3第2項から第4項 までの規定に基づく借 地権に関する申告を受 理すること。 3 法第124条第1項の 規定に基づき報告若し くは資料の提出を求め、</p>	<p>別表2の部街づくり課の款に次のように 加える。</p>
<p>18 スカイキャロット展 望ロビーに関すること。</p>	<p>22 市街地再開発事業 (三軒茶屋二丁目地区 及び千歳烏山駅周辺地 区に係るものを除く。) に関すること。</p>	<p>1 休館日及び開館時間 を変更すること。 2 利用料金、飲食料金 及びキャンセル料に関 すること。</p>

	行すること。		の規定に基づく勧告 をすること。	又は助言若しくは援助 を行うこと。
別表2の部駅周辺整備担当課の款に次のように加える。				
2 千歳烏山駅周辺地区 の市街地再開発事業に 関すること。	1 都市再開発法 (以下この項に おいて「法」と いう。)第98条 第2項の規定に 基づく土地若し くは物件の引渡 し又は物件の移 転の代執行をす ること。 2 法第114条た だし書の規定に 基づき事業を代 行すること。	1 法第66条第5 項の規定に基づ く建築物その他 の工作物に係る 措置を講じ、及 びその公告をす ること。	1 法第60条第1項た だし書(同条第2項 において準用する場 合を含む。)の規定 に基づく土地の立入 り等の許可をす ること。 2 法第61条第1項の 規定に基づく障害物 の伐除又は土地の試 掘等の許可をす ること。 3 法第124条第1項 の規定に基づく勧告 をすること。	1 法第15条第1項の規 定に基づく施行地区と なるべき区域の公告の 申請を受理すること。 2 法第15条第2項にお いて準用する法第7条 の3第2項から第4項 までの規定に基づく借 地権に関する申告を受 理すること。 3 法第124条第1項の 規定に基づく報告若し くは資料の提出を求め、 又は助言若しくは援助 を行うこと。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第4号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区勤務訓令を次のように定める。
令和5年3月29日

世田谷区長 保坂展人
世田谷区勤務訓令

第1条 令和5年3月31日現在、次の表の左欄に掲げる課又は所に配属されている職員は、同月29日に別に辞令を発せられない限り、同年4月1日をもって、同表右欄に掲げる課又は所に勤務を命じられたものとする。

保育部保育課	子ども・若者部保育課
保育部池尻保育園	子ども・若者部池尻保育園
保育部三宿保育園	子ども・若者部三宿保育園
保育部太子堂保育園	子ども・若者部太子堂保育園
保育部三軒茶屋保育園	子ども・若者部三軒茶屋保育園
保育部世田谷保育園	子ども・若者部世田谷保育園
保育部桜保育園	子ども・若者部桜保育園
保育部東弦巻保育園	子ども・若者部東弦巻保育園
保育部弦巻保育園	子ども・若者部弦巻保育園
保育部西弦巻保育園	子ども・若者部西弦巻保育園
保育部豪徳寺保育園	子ども・若者部豪徳寺保育園

保育部南桜丘保育園	子ども・若者部南桜丘保育園
保育部わかさ保育園	子ども・若者部わかさ保育園
保育部守山保育園	子ども・若者部守山保育園
保育部若竹保育園	子ども・若者部若竹保育園
保育部松原北保育園	子ども・若者部松原北保育園
保育部赤堤保育園	子ども・若者部赤堤保育園
保育部松沢保育園	子ども・若者部松沢保育園
保育部上北沢保育園	子ども・若者部上北沢保育園
保育部下馬保育園	子ども・若者部下馬保育園
保育部駒沢保育園	子ども・若者部駒沢保育園
保育部上馬保育園	子ども・若者部上馬保育園
保育部南奥沢保育園	子ども・若者部南奥沢保育園
保育部奥沢保育園	子ども・若者部奥沢保育園
保育部奥沢西保育園	子ども・若者部奥沢西保育園
保育部中町保育園	子ども・若者部中町保育園
保育部玉川保育園	子ども・若者部玉川保育園
保育部上用賀保育園	子ども・若者部上用賀保育園
保育部ふじみ保育園	子ども・若者部ふじみ保育園
保育部用賀保育園	子ども・若者部用賀保育園
保育部用賀保育園分園	子ども・若者部用賀保育園分園
保育部深沢保育園	子ども・若者部深沢

	保育園
保育部新町保育園	子ども・若者部新町保育園
保育部上祖師谷保育園	子ども・若者部上祖師谷保育園
保育部上祖師谷南保育園	子ども・若者部上祖師谷南保育園
保育部船橋東保育園	子ども・若者部船橋東保育園
保育部希望丘保育園	子ども・若者部希望丘保育園
保育部南八幡山保育園	子ども・若者部南八幡山保育園
保育部八幡山保育園	子ども・若者部八幡山保育園
保育部給田保育園	子ども・若者部給田保育園
保育部芦花保育園	子ども・若者部芦花保育園
保育部烏山北保育園	子ども・若者部烏山北保育園
保育部西之谷保育園	子ども・若者部西之谷保育園
保育部小梅保育園	子ども・若者部小梅保育園
保育部喜多見保育園	子ども・若者部喜多見保育園
保育部南大蔵保育園	子ども・若者部南大蔵保育園
保育部大蔵保育園	子ども・若者部大蔵保育園
保育部保育認定・調整課	子ども・若者部保育認定・調整課

第2条 令和5年3月31日現在、次の表の左欄に掲げる職を命じられている職員は、同月29日に別に辞令を発せられない限り、同年4月1日をもって、同表右欄に掲げる職を命じられたものとする。

保育部保育課保育計画・再整備担当係長	子ども・若者部保育課保育計画・再整備担当係長
--------------------	------------------------

世田谷区公報

保育部保育課保育職員係長	子ども・若者部保育課保育職員係長	長	保育園長	保育部下馬保育園長	子ども・若者部下馬保育園長
保育部保育課保育職員係副係長	子ども・若者部保育課保育職員係副係長	保育部弦巻保育園副園長	子ども・若者部弦巻保育園副園長	保育部下馬保育園副園長	子ども・若者部下馬保育園副園長
保育部保育課区立保育園運営担当係長	子ども・若者部保育課区立保育園運営担当係長	保育部弦巻保育園主査	子ども・若者部弦巻保育園主査	保育部駒沢保育園長	子ども・若者部駒沢保育園長
保育部保育課保育育成支援担当係長	子ども・若者部保育課保育育成支援担当係長	保育部西弦巻保育園長	子ども・若者部西弦巻保育園長	保育部駒沢保育園副園長	子ども・若者部駒沢保育園副園長
保育部保育課乳幼児教育担当係長	子ども・若者部保育課乳幼児教育担当係長	保育部豪徳寺保育園長	子ども・若者部豪徳寺保育園長	保育部上馬保育園長	子ども・若者部上馬保育園長
保育部保育課担当係長	子ども・若者部保育課担当係長	保育部豪徳寺保育園副園長	子ども・若者部豪徳寺保育園副園長	保育部上馬保育園副園長	子ども・若者部上馬保育園副園長
保育部保育課副係長	子ども・若者部保育課副係長	保育部豪徳寺保育園主査	子ども・若者部豪徳寺保育園主査	保育部南奥沢保育園長	子ども・若者部南奥沢保育園長
保育部池尻保育園長	子ども・若者部池尻保育園長	保育部南桜丘保育園長	子ども・若者部南桜丘保育園長	保育部南奥沢保育園副園長	子ども・若者部南奥沢保育園副園長
保育部池尻保育園副園長	子ども・若者部池尻保育園副園長	保育部南桜丘保育園副園長	子ども・若者部南桜丘保育園副園長	保育部奥沢保育園長	子ども・若者部奥沢保育園長
保育部池尻保育園主査	子ども・若者部池尻保育園主査	保育部南桜丘保育園主査	子ども・若者部南桜丘保育園主査	保育部奥沢保育園副園長	子ども・若者部奥沢保育園副園長
保育部三宿保育園長	子ども・若者部三宿保育園長	保育部わかくさ保育園長	子ども・若者部わかくさ保育園長	保育部奥沢保育園主査	子ども・若者部奥沢保育園主査
保育部三宿保育園副園長	子ども・若者部三宿保育園副園長	保育部わかくさ保育園副園長	子ども・若者部わかくさ保育園副園長	保育部奥沢西保育園長	子ども・若者部奥沢西保育園長
保育部三宿保育園主査	子ども・若者部三宿保育園主査	保育部守山保育園長	子ども・若者部守山保育園長	保育部奥沢西保育園副園長	子ども・若者部奥沢西保育園副園長
保育部太子堂保育園長	子ども・若者部太子堂保育園長	保育部守山保育園副園長	子ども・若者部守山保育園副園長	保育部奥沢西保育園主査	子ども・若者部奥沢西保育園主査
保育部太子堂保育園副園長	子ども・若者部太子堂保育園副園長	保育部守山保育園主査	子ども・若者部守山保育園主査	保育部中町保育園長	子ども・若者部中町保育園長
保育部太子堂保育園主査	子ども・若者部太子堂保育園主査	保育部若竹保育園長	子ども・若者部若竹保育園長	保育部中町保育園副園長	子ども・若者部中町保育園副園長
保育部三軒茶屋保育園長	子ども・若者部三軒茶屋保育園長	保育部若竹保育園副園長	子ども・若者部若竹保育園副園長	保育部中町保育園主査	子ども・若者部中町保育園主査
保育部三軒茶屋保育園副園長	子ども・若者部三軒茶屋保育園副園長	保育部松原北保育園長	子ども・若者部松原北保育園長	保育部玉川保育園長	子ども・若者部玉川保育園長
保育部世田谷保育園長	子ども・若者部世田谷保育園長	保育部松原北保育園副園長	子ども・若者部松原北保育園副園長	保育部玉川保育園副園長	子ども・若者部玉川保育園副園長
保育部世田谷保育園副園長	子ども・若者部世田谷保育園副園長	保育部赤堤保育園長	子ども・若者部赤堤保育園長	保育部玉川保育園主査	子ども・若者部玉川保育園主査
保育部世田谷保育園主査	子ども・若者部世田谷保育園主査	保育部赤堤保育園副園長	子ども・若者部赤堤保育園副園長	保育部上用賀保育園長	子ども・若者部上用賀保育園長
保育部桜保育園長	子ども・若者部桜保育園長	保育部赤堤保育園主査	子ども・若者部赤堤保育園主査	保育部上用賀保育園副園長	子ども・若者部上用賀保育園副園長
保育部桜保育園副園長	子ども・若者部桜保育園副園長	保育部松沢保育園長	子ども・若者部松沢保育園長	保育部ふじみ保育園長	子ども・若者部ふじみ保育園長
保育部桜保育園主査	子ども・若者部桜保育園主査	保育部松沢保育園副園長	子ども・若者部松沢保育園副園長	保育部ふじみ保育園副園長	子ども・若者部ふじみ保育園副園長
保育部東弦巻保育園長	子ども・若者部東弦巻保育園長	保育部松沢保育園主査	子ども・若者部松沢保育園主査	保育部用賀保育園長	子ども・若者部用賀保育園長
保育部東弦巻保育園副園長	子ども・若者部東弦巻保育園副園長	保育部上北沢保育園長	子ども・若者部上北沢保育園長	保育部用賀保育園副園長	子ども・若者部用賀保育園副園長
保育部東弦巻保育園主査	子ども・若者部東弦巻保育園主査	保育部上北沢保育園副園長	子ども・若者部上北沢保育園副園長	保育部用賀保育園主査	子ども・若者部用賀保育園主査
保育部弦巻保育園	子ども・若者部弦巻	保育部上北沢保育園主査	子ども・若者部上北沢保育園主査	保育部用賀保育園分園長	子ども・若者部用賀保育園分園長
				保育部用賀保育園	子ども・若者部用賀

分園副園長	保育園分園副園長	保育部芦花保育園長	子ども・若者部芦花保育園長	保育部保育認定・調整課副係長	子ども・若者部保育認定・調整課副係長
保育部深沢保育園長	子ども・若者部深沢保育園長	保育部芦花保育園副園長	子ども・若者部芦花保育園副園長	<p>◎世田谷区訓令甲第5号</p> <p>庁 中 一 般 保 健 所</p> <p>世田谷区保健所処務規程（昭和62年8月世田谷区訓令甲第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和5年3月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>第3条第1項の表中「感染症対策課」を「感染症対策課 住民接種統括住民接種担当課」に改め、住民接種調整接種体制整備担当課を削る。</p> <p>第4条第1項中「、副所長及び住民接種担当部長」を「及び副所長」に改める。</p> <p>第5条第2項中「、住民接種担当部長」を削る。</p> <p>第6条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。</p> <p>第7条中「(住民接種統括担当課、住民接種調整担当課及び接種体制整備担当課を除く。）」を削り、同条の表感染症対策課の部予防接種担当係長の項第1号中「住民接種統括担当課住民接種統括担当係長、住民接種調整担当課住民接種調整担当係長又は接種体制整備担当課接種体制整備担当係長」を「住民接種担当課住民接種担当係長」に改め、同部の次に次のように加える。</p> <p>住民接種担当課 住民接種担当係長 (1) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。</p> <p>第7条第2項を削る。</p> <p>第8条を次のように改める。 (決定対象事案)</p> <p>第8条 区長、副区長、所長、副所長及び課長が決定すべき事案は、おおむね別表のとおりとする。</p> <p>第9条の表副所長又は住民接種担当部長の項中「又は住民接種担当部長」を削る。</p> <p>別表第2を削り、別表第1中5の部を6の部とし、4の部を5の部とし、3の部の次に次のように加え、同表を別表とする。</p>	
保育部深沢保育園副園長	子ども・若者部深沢保育園副園長	保育部芦花保育園主査	子ども・若者部芦花保育園主査		
保育部新町保育園長	子ども・若者部新町保育園長	保育部烏山北保育園長	子ども・若者部烏山北保育園長		
保育部新町保育園副園長	子ども・若者部新町保育園副園長	保育部烏山北保育園副園長	子ども・若者部烏山北保育園副園長		
保育部上祖師谷保育園長	子ども・若者部上祖師谷保育園長	保育部烏山北保育園主査	子ども・若者部烏山北保育園主査		
保育部上祖師谷保育園副園長	子ども・若者部上祖師谷保育園副園長	保育部西之谷保育園長	子ども・若者部西之谷保育園長		
保育部上祖師谷南保育園長	子ども・若者部上祖師谷南保育園長	保育部西之谷保育園副園長	子ども・若者部西之谷保育園副園長		
保育部上祖師谷南保育園副園長	子ども・若者部上祖師谷南保育園副園長	保育部小梅保育園長	子ども・若者部小梅保育園長		
保育部上祖師谷南保育園主査	子ども・若者部上祖師谷南保育園主査	保育部小梅保育園副園長	子ども・若者部小梅保育園副園長		
保育部船橋東保育園長	子ども・若者部船橋東保育園長	保育部喜多見保育園長	子ども・若者部喜多見保育園長		
保育部船橋東保育園副園長	子ども・若者部船橋東保育園副園長	保育部喜多見保育園副園長	子ども・若者部喜多見保育園副園長		
保育部船橋東保育園主査	子ども・若者部船橋東保育園主査	保育部喜多見保育園主査	子ども・若者部喜多見保育園主査		
保育部希望丘保育園長	子ども・若者部希望丘保育園長	保育部南大蔵保育園長	子ども・若者部南大蔵保育園長		
保育部希望丘保育園副園長	子ども・若者部希望丘保育園副園長	保育部南大蔵保育園副園長	子ども・若者部南大蔵保育園副園長		
保育部希望丘保育園主査	子ども・若者部希望丘保育園主査	保育部大蔵保育園長	子ども・若者部大蔵保育園長		
保育部南八幡山保育園長	子ども・若者部南八幡山保育園長	保育部大蔵保育園副園長	子ども・若者部大蔵保育園副園長		
保育部南八幡山保育園副園長	子ども・若者部南八幡山保育園副園長	保育部大蔵保育園主査	子ども・若者部大蔵保育園主査		
保育部八幡山保育園長	子ども・若者部八幡山保育園長	保育部保育認定・調整課認可外保育施設担当係長	子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当係長		
保育部八幡山保育園副園長	子ども・若者部八幡山保育園副園長	保育部保育認定・調整課入園担当係長	子ども・若者部保育認定・調整課入園担当係長		
保育部給田保育園長	子ども・若者部給田保育園長	保育部保育認定・調整課事業者指導担当係長	子ども・若者部保育認定・調整課事業者指導担当係長		
保育部給田保育園副園長	子ども・若者部給田保育園副園長				
保育部給田保育園主査	子ども・若者部給田保育園主査				

4 住民接種担当課

件 名	区 長 決 定	副区長決定	所 長 決 定	副所長決定	課 長 決 定
1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。			1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を実施すること。	1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に係る計画を策定すること。	1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に係る調整に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第6号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第9条第2項の表要綱、要領、契約書、協定書、覚書その他これらに類する文書（軽易なもの又は定例的なものを除く。）に関する事案の項中「、他の副区長」を削り、

<p>同表区の行政運営に係る基本的な方針及び計画の決定に関する事案の項中「、経営改革・官民連携担当課長、経営改革・官民連</p>	<p>携担当係長」を削る。 別表1の部8の項課長決定の欄第1号及び同表5の部区政情報課の款3の項課長決</p>	<p>定の欄第2号中「利用中止」を「利用停止」に改め、同表8の部文化・国際課の款に次のように加える。</p>
<p>6 世田谷区民会館に関すること。</p>		<p>1 世田谷区民会館の使用を承認し、又はその承認を取り消すこと。</p>
<p>別表9の部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課の款中「番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課」を「マイナンバー担当課」に改め、同表9の3の部環境計画課の款に次のように加える。</p>		
<p>3 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に関すること（自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることに限る。）。</p> <p>4 脱炭素地域づくりに係る調整に関すること。</p>		<p>1 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に係る総合的な調整に関すること（自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることに限る。）。</p> <p>1 脱炭素地域づくりに関する総合的な調整に関すること。</p> <p>1 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に係る事業の調整に関すること（自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることに限る。）。</p> <p>1 脱炭素地域づくりに関する事業の調整に関すること。</p>
<p>別表9の3の部環境・エネルギー施策推進課の款3の項を次のように改める。</p>		
<p>3 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に関すること（自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることを除く。）。</p>		<p>1 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に係る総合的な調整に関すること（自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることを除く。）。</p> <p>1 再生可能エネルギーの利用の拡大及び促進に係る事業の調整に関すること（自治体間連携事業及び電力販売契約事業に係ることを除く。）。</p>
<p>別表10の部商業課の款に次のように加える。</p>		
<p>3 中小事業者等の支援に関すること。</p>		<p>1 中小事業者等の支援に係る指針に関すること。</p> <p>1 中小事業者等の支援に係る調整等に関すること。</p> <p>2 中小事業者等の支援に係る事業を実施すること。</p>
<p>別表11の部保健福祉政策課の款に次のように加える。</p>		
<p>7 臨時特別給付金等に関すること。</p>		<p>1 臨時特別給付金等に関すること。</p>
<p>別表11の部生活福祉課の款に次のように加える。</p>		
<p>15 重層的支援協議会に関すること。</p>		<p>1 重層的支援協議会の代表者会議を開催すること。</p>
<p>別表11の部国保・年金課の款中16の項を17の項とし、13の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。</p>		
<p>13 年金生活者支援給付金に関すること。</p>		<p>1 年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の規定に基づく年金生活者支援給付金に係る請求、届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、及び請求書、届書等を国に送付すること。</p>
<p>別表11の部臨時特別給付担当課の款を削り、同表12の2の部障害施策推進課の款に次のように加える。</p>		
<p>7 地域生活支援拠点等整備事業に関すること。</p>		<p>1 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定、変更、廃止、休止又は再開を</p>

				決定し、及びその通知をすること。	
別表13の部子ども・若者支援課の款に次のように加える。					
	13 子ども・若者支援協議会に関すること。				1 子ども・若者支援協議会の開催に関すること。
別表13の部児童課の款4の項件名の欄中「私立の学童クラブ」を「放課後児童健全育成事業」に改め、同款6の項件名の欄中「児童福祉施設」を「区立の児童館」に改め、同項副区長決定の欄第1号及び部長決定の欄第1号中「児童福祉施設（児童遊園を除く。）」を「区立の児童館」に改める。					
別表13の部子ども家庭課の款4の項件名の欄中「子ども手当及び児童手当」を「児童手当」に改め、同項課長決定の欄中「子ども手当及び児童手当」を「児童手当」に改め、「子ども手当認定通知書若しくは」を削り、同款5の項件名の欄中「子ども」を「子ども等」に改め、同項課長決定の欄中「世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例」を「世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例」に改め、同款6の項を次のように改める。					
	6 出産費の助成に関すること。				1 助成の申請を審査し、支給決定通知書又は不支給決定通知書を交付すること。 2 助成金の返還請求の通知をすること。
別表13の部児童相談支援課の款3の項を次のように改める。					
	3 里親制度に関すること。			1 里親の認定及び登録に関すること（認定の不承認及び里親申出以外の取消に係るものに限る。） 2 里親に対する指導検査を行うこと。	1 里親の認定及び登録に関すること（部長決定事案に係るものを除く。）。
別表13の部に次のように加える。					
保育課	1 保育に係る計画に関すること。 2 区立の保育所に関すること。 3 区立の保育所の一時預かり事業及び病児・病後児保育事業に関すること。 4 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。以下この項において同じ。）及び特定地域型保育事業等の認可に関すること。 5 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等に関すること。 6 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時的預かり事業に関すること。 7 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。以下この項に	1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の認可の決定をすること。		1 保育に係る計画を策定すること。 1 区立の保育所の統括及び運営管理方針を決定すること。 2 施設の利用基準を設定すること。 1 区立の保育所の一時預かり事業及び病児・病後児保育事業の認定及び実施の決定、変更、廃止等を行うこと。 1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の子どものための教育・保育給付を決定すること。 1 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時的預かり事業の認定及び実施の決定、変更、廃止等を行うこと。	1 区立の保育所の統括及び運営管理をすること。 1 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の認可の内容変更等に関すること。 1 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業の認可の内容の変更、廃止、休止等に係る協議に関すること。 1 私立の特定教育・保育施設の整備等に係る協議に関すること。

	<p>おいて同じ。)の整備等に関する事 8 私立の特定地域型保育事業の施設整備等に関する事 9 認証保育所の施設整備等に関する事 10 認可外保育施設の移行に伴う施設整備に関する事</p>			<p>1 認証保育所の認定等に係る意見を述べる事</p>	<p>1 私立の特定地域型保育事業の施設整備等に係る協議に関する事 1 認可外保育施設の移行に係る私立の特定教育・保育施設の整備等に係る協議に関する事</p>
<p>保育認定調整課</p>	<p>1 保育室の運営等に関する事 2 家庭福祉員に関する事 3 認証保育所の運営等に関する事 4 認可外保育施設の移行支援に関する事 5 認可外保育施設の運営及び届出等に関する事 6 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する事 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整(事業所内保育事業については、地域枠に係るものに限る。以下この項において同じ。)に関する事 8 保育料等に関する事 9 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導検査に関する事 10 助産施設、母子生活支援施設及び児童養護施設の指導検査に関する事 11 特定子ども・子育て支援施設の指導検査に関する事 12 幼児教育・保育の無償化に関する事</p>		<p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の改善の勧告等必要な措置を採ること 1 助産施設、母子生活支援施設及び児童養護施設の改善の勧告等必要な措置を採ること 1 特定子ども・子育て支援施設の改善、事業の停止等必要な措置を採ることを命ずること</p>	<p>1 保育室の認定の取消しの決定及び辞退の承認をすること 1 家庭福祉員の認定の取消しの決定及び辞退の承認をすること 1 認証保育所の重要事項の変更、廃止、休止等に係る意見を述べる事 1 保育料等の基準を決定すること 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導検査を行うこと 1 助産施設、母子生活支援施設及び児童養護施設の指導検査を行うこと 1 特定子ども・子育て支援施設の指導検査を行うこと</p>	<p>1 認可外保育施設の移行支援に関する事 1 認可外保育施設の運営及び届出を受理し、確認すること 1 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等の決定を行うこと 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整を行うこと 2 区立の保育所の延長保育の利用調整を行うこと 1 保育料等の徴収に関する事 1 幼児教育・保育の無償化に係る調整を行うこと</p>

別表13の2の部及び13の3の部を削り、同表15の部市街地整備課の款1の項を次のように改める。

1 三軒茶屋二丁目地区の市街地再開発事業に関すること。

1 都市再開発法(以下この項において「法」という。)第98条第2項の規定に基づく土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行をすること。
2 法第114条ただし書の規定に基づき事業を代行すること。

1 法第66条第5項の規定に基づく建築物その他の工作物に係る措置を講じ、及びその公告すること。

1 法第60条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく土地の立入り等の許可をすること。
2 法第61条第1項の規定に基づく障害物の伐除又は土地の試掘等の許可をすること。
3 法第124条第1項の規定に基づく勧告をすること。

1 法第15条第1項の規定に基づく施行地区となるべき区域の公告の申請を受理すること。
2 法第15条第2項において準用する法第7条の3第2項から第4項までの規定に基づく借地権に関する申告を受理すること。
3 法第124条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出を求め、又は助言等若しくは援助を行うこと。

別表15の部建築調整課の款2の項部長決定の欄中第50号を第52号とし、同欄第49号中「第87条の3第3項、第5項及び第6項」を「第87条の3第3項、第6項及び第7項」に改め、同号を同欄第51号とし、同欄中第48号を第50号とし、第41号から第47号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第40号中「第85条第3項、第5項及び第6項」を「第85条第3項、第6項及び第7項」に改め、同号を同欄第42号とし、同欄中第39号を第41号とし、第21号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、第20号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

22 法第58条第2項の建築物の高さの制限の例外許可をすること。

別表15の部建築調整課の款部長決定の欄中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同欄第17号中「第55条第2項及び第3項」を「第55条第2項から第4項まで」に、「高さ制限」を「高さの制限」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 法第52条第6項第3号の容積率制限の例外認定をすること。

別表15の部住宅管理課の款16の項及び17の項を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第7号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区役所宿直規程(昭和23年2月世田谷区訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1項中「2名」を「1名」に改める。

第5条第1項中「総務課長」を「第2条第1項ただし書の規定により宿直員を増員することとした場合にあっては、総務課長」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の世田谷区役所宿直規程の規定は、令和5年4月1日から始まる宿直勤務から適用する。

◎世田谷区訓令甲第8号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区事故及び争訟処理規程(昭和62年11月世田谷区訓令甲第60号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第2条第3項第1号中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第9号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区職員服務規程(昭和47年5月世田谷区訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第3条第2項ただし書中「履歴事項異動届(第1号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。

第6条第1項中「(第4号様式)」を削り、「出勤したときを含む」の次に「。以下同じ」を加え、「から退勤した」を「から退勤する」に、「退勤したときを含む」を「退勤するときを含む。以下同じ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 出勤簿適用職員は、勤務庁に出勤したとき及び勤務が終了し、勤務庁から退勤

するときは、これらの時刻を出勤簿に記録しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

3 前2項の出勤簿の様式は、任命権者が別に定める。

第7条の5を第7条の9とし、第7条の4の次に次の4条を加える。

(モラル・ハラスメントの禁止)

第7条の5 職員は、他の職員又は同じ職場に勤務するその他の者の人格又は尊厳を侵害し、これらの者に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をしてはならない。

(ソジ・ハラスメントの禁止)

第7条の6 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者の性的指向又は性自認を理由として、これらの者に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をしてはならない。

(レイシャル・ハラスメントの禁止)

第7条の7 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者の人種、民族、国籍等を理由として、これらの者に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をしてはならない。

(その他のハラスメントの禁止)

第7条の8 第7条の2から前条までに規定するもののほか、職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者に対して、これらの者の尊厳を傷つけ、不快にさせ、若しくは勤務条件における不利益若しくは脅威を与えることによりこれらの者の心身の健康を損なう要因となる行為又は組織の秩序を乱し、若しくは職務の円滑な遂行を阻害する行為をしてはならない。

第11条第2項中「欠勤届(第5号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改め、同条第3項ただし書中「遅参早退簿(第6号様式)」を「任命権者が別に定める様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

第4号様式から第6号様式まで 削除

第7号様式を次のように改める。

様式省略

世田谷区公報

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第10号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和50年4月世田谷区訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第3条ただし書中「職務専念義務免除申請書（様式）又は総務部長」を「任命権者」に改める。

様式を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第11号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和50年4月世田谷区訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第7条第1項中「あらかじめ出勤簿の押印に使用する印を出勤簿適用職員に届け出させておかなければ」を「出勤簿を管理する者（以下「出勤簿管理担当者」という。）を指定しなければ」に改め、同条第2項中「出勤簿整理保管者が指定する職にある者（以下「管理者」という。）は、毎日正午までに」を「出勤簿管理担当者は、毎日」に改め、同条第3項中「毎日」の次に「、出勤簿適用職員の」を加え、「押印」を「出勤時刻の記録」に、「管理者」を「出勤簿管理担当者」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第8条中「整理保管者」を「出勤簿整理保管者」に改める。

別表第2の6の項中「34又は35」を「35又は36」に改め、同表中40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、同表37の項中「38、39又は40」を「39、40又は41」に改め、同項を同表38の項とし、同表中36の項を37の項とし、29の項から35の項までを1項ずつ繰り下げ、28の項の次に次のように加える。

29 高齢者部分休業

高休

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第12号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区人事評価規程（平成10年1月世田谷区訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第2条第5号中「並びに法第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「及び法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この訓令による改正後の世田谷区人事評価規程の規定を適用する。

◎世田谷区訓令甲第13号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
事		業	所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

別表保育園嘱託指導医の項の次に次のように加える。

保育園嘱託産業医 月額 55,710円

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第14号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（昭和61年5月世田谷区訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人
第2条ただし書中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第15号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成22年4月世田谷区訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第2条ただし書中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第16号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

職員の旅費支給規程（昭和48年7月世田谷区訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

第6条第1項ただし書中「様式」を「任命権者が別に定める様式」に改め、同条第2項を削る。

第13条ただし書中「第7号様式（旅行命令簿兼旅費請求内訳書）により行うものとする」を「任命権者が別に定める様式により行うことができる」に改める。

第1号様式（甲）から第3号様式（乙）までを次のように改める。

第1号様式から第3号様式まで 削除
第7号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第17号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

世田谷区勤務訓令（令和2年4月世田谷区訓令甲第41号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

別表分析班の項中「副班長 保健福祉課長」を「副班長 保健福祉策部保健福祉政策」を「副班長 保健福祉推進課長」に改める。

政策部保健医療福祉」に改め、同表PCR
 対応班の項中「保健福祉政策部次長」を
 「保健福祉政策部長」に改め、同表臨時特
 別給付班の項中「副班長 保健福祉政策部
 担当課長
 生活福祉課長
 臨時特別給付」を「副班長 保健福祉政策
 部生活福祉課長」に、「保健福祉政策部生活
 福祉課
 部生活福祉課長」に、「保健福祉政策部臨時
 別給付担当課
 福」を「保健福祉政策部保健福
 祉政策課
 特」を「保健福祉政策部生活福
 祉課」に改め、
 同表住民接種班の項中「住民接種担当部長」
 「副班長 保健
 副班長 世田
 副班長 世田
 副班長 住民
 を「世田谷保健所長」に、
 福祉政策部次長 「副班長 世田谷保健
 谷保健所長 を 副班長 世田谷保健
 谷保健所副所長 長
 接種担当参事」
 所副所長 「世田谷保健所感
 所住民接種担当課 に、 策課
 」
 「世田谷保健所感染症対
 策課」を「世田谷保健所住民接種」に改
 染症対」を「世田谷保健所住民接種」に改
 担当課」
 「世田谷保健所住民接種
 統括担当課
 世田谷保健所住民接種
 調整担当課 を削る。
 世田谷保健所接種体制
 整備担当課」
 附則
 この訓令は、令和5年4月1日から施行
 する。

◎世田谷区訓令甲第18号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	健	所
出	張	張	所
事	業	業	所

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規
 程（平成10年4月世田谷区訓令甲第20号）
 の一部を次のように改正する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人
 第1条の2の見出しを「（定年再任用
 短時間勤務職員の正規の勤務時間）」に改
 め、同条中「第28条の5第1項」を「第22
 条の4第1項又は第22条の5第1項の規定
 により採用された職員であって、同法第22
 条の4第1項に、「職員（以下「再任用
 短時間勤務職員」を「もの（以下「定年前
 再任用短時間勤務職員）」に改める。
 第5条第1項及び第2項並びに第6条中
 「再任用短時間勤務職員」を「定年再任

用短時間勤務職員」に改める。
 別表総合支所区民課の部区民係、戸籍係
 （世田谷総合支所区民課戸籍係に限る。）又
 は区民・戸籍担当に勤務する職員（戸籍事
 務に従事する職員を除く。）の項中「、戸
 籍係（世田谷総合支所区民課戸籍係に限る。）
 又は区民・戸籍担当に勤務する職員（戸籍
 事務に従事する職員を除く。）を「又は戸
 籍係（世田谷総合支所区民課戸籍係に限る。）
 に勤務する職員」に改め、同部戸籍係（世
 田谷総合支所区民課戸籍係を除く。）又は
 区民・戸籍担当に勤務する職員（戸籍事務
 に従事する職員に限る。）の項中「又は区
 民・戸籍担当に勤務する職員（戸籍事務に
 従事する職員に限る。）を「に勤務する職
 員」に改め、同表地域行政部番号制度・マ
 イナンバーカード交付推進担当課カード交
 付推進担当の部中「地域行政部番号制度・
 マイナンバーカード交付推進担当課カード
 交付推進担当」を「地域行政部マイナンバー
 担当課カード交付推進担当」に改め、同表
 児童館の部新BOPに従事する職員の項中
 「午後6時20分」を「午後7時5分」に改
 める。

附則
 （施行期日）
 1 この訓令は、令和5年4月1日から施
 行する。
 （経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務
 員法の一部を改正する法律（令和3年法
 律第63号）附則第6条第1項若しくは第
 2項又は第7条第1項若しくは第3項の
 規定により採用された職員をいう。）は、
 この訓令による改正後の職員の勤務時間、
 休憩時間等に関する規程（以下「改正後
 の規程」という。）第1条の2に規定す
 る定年再任用短時間勤務職員とみなし
 て、改正後の規程の規定を適用する。

◎世田谷区訓令甲第19号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	健	所
出	張	張	所
事	業	業	所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
 規程（平成10年4月世田谷区訓令甲第18号）
 の一部を次のように改正する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

第2条ただし書中「第28条の5第1項」
 を「第22条の4第1項又は第22条の5第1
 項の規定により採用された職員であって、
 同法第22条の4第1項に、「占める職員」
 を「占めるもの」に、「再任用短時間勤務
 職員」を「定年再任用短時間勤務職員」
 に改める。

第3条第2項及び第3項、第7条第1項
 及び第2項並びに第8項中「再任用短時間
 勤務職員」を「定年再任用短時間勤務職
 員」に改める。

附則
 （施行期日）
 1 この訓令は、令和5年4月1日から施

行する。
 （経過措置）
 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務
 員法の一部を改正する法律（令和3年法
 律第63号）附則第6条第1項若しくは第
 2項又は第7条第1項若しくは第3項の
 規定により採用された職員をいう。）は、
 この訓令による改正後の職員の勤務時間、
 休日、休暇等に関する規程（以下「改正
 後の規程」という。）第2条に規定する
 定年再任用短時間勤務職員とみなして、
 改正後の規程の規定を適用する。

◎世田谷区訓令甲第20号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	健	所
出	張	張	所
事	業	業	所

職員の育児休業等に関する規程（平成20
 年4月世田谷区訓令甲第8号）の一部を次
 のように改正する。
 令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人
 第3条第1項中「第28条の5第1項」を
 「第22条の4第1項又は第22条の5第1項
 の規定により採用された職員であって、同
 法第22条の4第1項に、「職員を」を
 「もの（以下「定年再任用短時間勤務職
 員」という。）を」に改め、同条第2項第
 1号中「地方公務員法第28条の5第1項又
 は第28条の6第2項に規定する短時間勤
 務の職を占める職員」を「定年再任用短
 時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書中「部分休業承認
 請求書（第1号様式）及び第2号様式」を
 「任命権者が別に定める様式」に改める。
 第5条第2項ただし書中「養育状況変更
 届（第3号様式）」を「任命権者が別に
 定める様式」に改める。

第6条第2項ただし書中「第2号様式」
 を「任命権者が別に定める様式」に改める。
 第1号様式から第3号様式までを削る。

附則
 （施行期日）
 1 この訓令は、令和5年4月1日から施
 行する。
 （経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務
 員法の一部を改正する法律（令和3年法
 律第63号）附則第6条第1項若しくは第
 2項又は第7条第1項若しくは第3項の
 規定により採用された職員をいう。）は、
 この訓令による改正後の職員の育児休業
 等に関する規程（以下「改正後の規程」
 という。）第3条第1項に規定する定年
 前再任用短時間勤務職員とみなして、改
 正後の規程の規定を適用する。

◎世田谷区訓令甲第21号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	健	所
出	張	張	所

事業所
職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和40年10月世田谷区訓令甲第43号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
別表第1区立学校の項中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第22号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所 所
出 張 所 所
事 業 所 所
職員の通勤手当支給規程（昭和33年8月世田谷区訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第3条ただし書中「通勤届（様式）」を「任命権者が別に定める様式」に改める。
様式を削る。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第23号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所 所
保 健 所 所
出 張 所 所
事 業 所 所
世田谷区被服貸与規程（昭和55年4月世田谷区訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第1条を次のように改める。
（目的）
第1条 この規程は、常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）に対し、職務の執行上必要な被服を貸与することを目的とする。
附則
（施行期日）

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項

の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この訓令による改正後の世田谷区被服貸与規程の規定を適用する。

◎世田谷区訓令甲第24号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所 所
保 健 所 所
出 張 所 所
事 業 所 所
世田谷区安全衛生管理者等設置規程（平成3年4月世田谷区訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第3条第2項中「職員数が」の次に「常時1,000人以上の事業所及び職員数が」を加える。
第4条第2項を次のように改める。

- 事業所総括管理者は、職員数が常時1,000人以上の事業所にあつては総務部長の指定する職にある者を、職員数が常時100人以上の清掃業を行う事業所にあつては当該事業所の所長の職にある者をもって充てる。
第4条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。
- 部総括管理者は、当該部の部長の職にある者をもって充てる。

附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第25号

庁 中 一 般
保 育 園 園
世田谷区立保育園衛生委員会設置規程（令和4年7月世田谷区訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第5条及び第7条中「保育部保育課長」を「子ども・若者部保育課長」に改める。
第11条中「保育部保育課長等」を「子ども・若者部保育課長等」に改める。
第12条中「保育部保育課」を「子ども・若者部保育課」に改める。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第26号

庁 中 一 般
世田谷区入札参加者等選定委員会規程（昭和40年4月世田谷区訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第3条第5号中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改める。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行

する。

◎世田谷区訓令甲第27号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所 所
世田谷区住民基本台帳事務取扱規程（昭和58年10月世田谷区訓令甲第51号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第4号の2様式を次のように改める。
様式省略
附則
1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の世田谷区住民基本台帳事務取扱規程の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

◎世田谷区訓令甲第28号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所 所
保 健 所 所
出 張 所 所
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用管理規程（平成14年8月世田谷区訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第7条第1項中「番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課」を「マイナンバー担当課」に改める。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第29号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所 所
保 健 所 所
出 張 所 所
事 業 所 所
世田谷区特定個人情報ファイルに係る緊急時対応計画に関する規程（平成27年12月世田谷区訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人
第5条第2項第10号中「地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課長」を「地域行政部マイナンバー担当課長」に改める。
附則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第30号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所 所

保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区会計室事案決定手続規程（平成19年3月世田谷区訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

別表金銭会計の部中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂五丁目115番20の内
- 3 変更の区域
延長 7.26メートル
幅員 0.63メートル
面積 4.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区船橋一丁目124番29から122番2まで
- 3 供用開始の区域
延長 16.26メートル
幅員 0.00メートルから
4.69メートルまで
面積 67.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北沢五丁目809番6の内
- 3 変更の区域
延長 18.06メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 3.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-26
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘二丁目2978番7の内
- 3 変更の区域
延長 14.79メートル
幅員 0.14メートルから
0.16メートルまで
面積 2.31平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目556番7の内
- 3 変更の区域
延長 12.09メートル
幅員 0.20メートルから
0.22メートルまで
面積 2.61平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

- 28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山一丁目203番15地先無番から205番24地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 58.75メートル
幅員 2.19メートルから
2.72メートルまで
面積 155.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山一丁目203番8地先無番
- 3 変更の区域
延長 10.29メートル
幅員 0.45メートルから
0.53メートルまで
面積 5.10平方メートル

◎世田谷区告示第128号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
42-Z131
- 2 区間
世田谷区南烏山一丁目205番3地先無番から203番15地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年3月1日

◎世田谷区告示第129号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和5年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
42-Z135
- 2 区間
世田谷区南烏山一丁目205番3地先無番から203番5地先無番まで
- 3 用途

世田谷区公報

区管理水路

◎世田谷区告示第130号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 KIZUNA池尻
2 事業所の所在地 東京都世田谷区池尻二丁目10番12号アヴェニュー池尻103号室2階
3 申請者の名称 一般社団法人ライフタイムコンディション
4 指定年月日 令和5年3月1日
5 障害児通所支援の種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第131号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定避難所として指定した施設を、次のとおり変更したので告示する。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 変更後の指定避難所として指定した施設 別紙指定避難所一覧のとおり
2 変更の年月日 令和5年3月1日

別紙省略

◎世田谷区告示第132号

令和5年3月2日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和4年度世田谷区一般会計補正予算(第7次)
2 令和4年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第2次)
3 令和4年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第2次)
4 令和4年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第2次)
5 令和4年度世田谷区学校給食費会計補正予算(第3次)

別添省略

◎世田谷区告示第133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目396番15の内
3 変更の区域 面積 0.94平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年3月3日

◎世田谷区告示第134号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 12-D030-05
2 変更の区間 世田谷区三宿二丁目396番15の内
3 変更の区域 延長 8.77メートル 幅員 0.15メートルから0.27メートルまで 面積 1.86平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年3月3日

◎世田谷区告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
2 変更の区間 世田谷区桜上水四丁目429番25の内から429番22の内まで
3 変更の区域 延長 34.55メートル 幅員 0.23メートルから0.43メートルまで 面積 11.99平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年3月3日

◎世田谷区告示第136号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 22-D432-03
2 変更の区間 世田谷区桜上水四丁目429番22の内
3 変更の区域 延長 21.50メートル 幅員 0.28メートル 面積 6.06平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年3月3日

◎世田谷区告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R5-1
2 認定する起終点 世田谷区上祖師谷六丁目798番2地先無番から給田一丁目478番16まで
3 道路の延長 486.54メートル

◎世田谷区告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R5-1
2 区間 世田谷区上祖師谷六丁目798番2地先無番から給田一丁目478番16まで
3 区域 延長 486.54メートル 幅員 2.73メートルから9.00メートルまで 面積 4036.25平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年3月3日

◎世田谷区告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように決定する。

この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

<p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R5-1</p> <p>2 区間 世田谷区上祖師谷七丁目891番1の内から891番1地先無番まで</p> <p>3 区域 延長 54.33メートル 幅員 1.22メートルから1.26メートルまで 面積 69.02平方メートル</p>	<p>1 認定番号 R5-2</p> <p>2 区間 世田谷区上祖師谷七丁目891番1の内から910番2の内まで</p> <p>3 区域 延長 7.49メートル 幅員 6.00メートル 面積 44.75平方メートル</p>	<p>令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区玉川三丁目1799番6地先無番</p> <p>3 道路の延長 75.10メートル</p> <p>4 道路の幅員 4.44メートルから10.57メートル</p> <p>5 道路の面積 398.01平方メートル</p> <p>6 廃止の期日 令和5年3月3日</p>
<p>◎世田谷区告示第140号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定する。 この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R5-2</p> <p>2 認定する起終点 世田谷区上祖師谷七丁目907番6の内から給田一丁目478番10まで</p> <p>3 道路の延長 207.95メートル</p>	<p>◎世田谷区告示第143号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R5-4</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区上祖師谷六丁目798番2地先無番から上祖師谷七丁目891番1地先無番まで</p> <p>3 道路の延長 105.39メートル</p> <p>4 道路の幅員 2.65メートルから2.77メートルまで</p> <p>5 道路の面積 286.82平方メートル</p> <p>6 廃止の期日 令和5年3月3日</p>	<p>◎世田谷区告示第146号</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。 令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 整理番号 (1) 42-C311 (2) 42-C312</p> <p>2 指定年月日 令和5年3月3日</p> <p>3 指定区間 (1) 世田谷区給田一丁目1番先 (2) 世田谷区給田一丁目1番先</p> <p>4 指定区域 (1) 延長 432.21メートル 幅員 9.00メートル 面積 3887.23平方メートル (2) 延長 130.26メートル 幅員 6.01メートルから9.00メートル 面積 1169.05平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第141号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように決定し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) R5-2 (2) R5-2</p> <p>2 区間 (1) 世田谷区上祖師谷七丁目907番6の内から910番3まで (2) 世田谷区給田一丁目478番10</p> <p>3 区域 (1) 延長 70.20メートル 幅員 6.00メートルから6.02メートルまで 面積 409.53平方メートル (2) 延長 130.26メートル 幅員 6.01メートルから9.00メートルまで 面積 1169.05平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年3月3日</p>	<p>◎世田谷区告示第144号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 R5-5</p> <p>2 廃止する起終点 世田谷区上祖師谷七丁目907番6の内から910番3まで</p> <p>3 道路の延長 70.20メートル</p> <p>4 道路の幅員 6.00メートルから6.02メートルまで</p> <p>5 道路の面積 409.53平方メートル</p> <p>6 廃止の期日 令和5年3月3日</p>	<p>◎世田谷区告示第147号</p> <p>世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和5年3月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名称 世田谷区立深沢こもれび緑地</p> <p>2 位置 東京都世田谷区深沢六丁目5番7号</p> <p>3 区域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年3月31日</p> <p>別紙省略</p>
<p>◎世田谷区告示第142号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように決定する。 この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年3月3日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第145号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和5年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p>	<p>◎世田谷区告示第148号</p> <p>次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。 令和5年3月6日</p>

世田谷区公報

1 名 称	世田谷区立瀬田農業公園
2 位 置	東京都世田谷区瀬田五丁目30番1号
3 区 域	別紙案内図のとおり
4 変更の期日	令和5年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第149号
次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。

令和5年3月6日

1 名 称	世田谷区立岡本いこいのもり緑地
2 位 置	東京都世田谷区岡本一丁目17番3号
3 区 域	別紙案内図のとおり
4 変更の期日	令和5年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第150号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年3月6日

1 事業所の名称	だんらんの家成田東
2 事業所の所在地	東京都杉並区成田東五丁目4番26号
3 事業者の名称	有限会社ジェイリート
4 廃止届受理年月日	令和5年2月1日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第151号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年3月6日

1 事業所の名称	いきいき・がくだい
2 事業所の所在地	東京都目黒区碑文谷五丁目12番1号TS碑文谷ビル3階
3 事業者の名称	特定非営利活動

4 廃止届受理年月日	令和5年2月28日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第152号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区三軒茶屋二丁目194番7の内から194番4の内まで
3 変更の区域	延長 14.51メートル 幅員 0.59メートルから0.70メートルまで 面積 9.63平方メートル
4 供用開始の期日	令和5年3月7日

◎世田谷区告示第153号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区梅丘二丁目1287番9の内から1287番2の内まで
3 変更の区域	延長 14.33メートル 幅員 0.45メートルから0.67メートルまで 面積 8.02平方メートル
4 供用開始の期日	令和5年3月7日

◎世田谷区告示第154号
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月7日

1 事業所の名称	らいおんハートデイサービス プレミアム杉並
2 事業所の所在地	東京都杉並区和泉一丁目38番12号
3 事業者の名称	株式会社カスケード東京

4 指定年月日	令和5年3月1日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第155号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区羽根木一丁目1677番4の内
3 変更の区域	面積 1.96平方メートル
4 供用開始の期日	令和5年3月8日

◎世田谷区告示第156号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

1 指定番号	21-D297-11
2 変更の区間	世田谷区羽根木一丁目1677番18の内から1677番4の内まで
3 変更の区域	延長 23.16メートル 幅員 0.67メートルから0.69メートルまで 面積 15.97平方メートル
4 供用開始の期日	令和5年3月8日

◎世田谷区告示第157号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月8日

世田谷区長	保坂展人
-------	------

別紙省略

◎世田谷区告示第158号
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、紛失又は回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成4年7月世田谷区規則第86号）第9条の規定に基づき告示する。

令和5年3月8日

世田谷区長	保坂展人
-------	------

1 紛失によるもの
玉川総合支所許可分
品川74-85
烏山総合支所許可分
品川69-44

2 回収不能によるもの
玉川総合支所許可分
品川61-80 品川62-13
品川62-15
砧総合支所許可分
品川67-60 品川67-77

◎世田谷区告示第159号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
令和5年3月9日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 信和リハビリデイサービス千石
2 事業所の所在地 東京都文京区千石四丁目16番2号小林ビル101
3 事業者の名称 有限会社信和在宅施術サービス
4 指定年月日 令和5年3月1日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第160号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区桜丘四丁目3187番8の内
(2) 世田谷区桜丘四丁目3187番9から3187番8の内まで

3 変更の区域
(1) 延長 38.53メートル
幅員 0.62メートルから0.63メートルまで
面積 25.95平方メートル
(2) 延長 76.22メートル
幅員 0.62メートルから0.64メートルまで
面積 48.23平方メートル

◎世田谷区告示第161号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目344番43の内

3 変更の区域
延長 27.97メートル
幅員 0.33メートルから0.63メートルまで
面積 16.08平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年3月10日

◎世田谷区告示第162号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1

2 変更の区間
(1) 世田谷区上北沢三丁目1100番7の内
(2) 世田谷区上北沢三丁目1100番7の内

3 変更の区域
(1) 面積 1.83平方メートル
(2) 延長 8.48メートル
幅員 0.17メートルから0.18メートルまで
面積 1.51平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年3月10日

◎世田谷区告示第163号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月10日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区喜多見七丁目3191番7の内

3 変更の区域
延長 10.31メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.66平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年3月10日

◎世田谷区告示第164号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定によ

り告示する。
令和5年3月10日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 グループホームひかり世田谷宇奈根

2 事業所の所在地 東京都世田谷区宇奈根一丁目18番6号

3 事業者の名称 ルミナス株式会社

4 廃止届受理年月日 令和5年2月17日

5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第165号
平成16年4月1日世田谷区告示第272号の一部を次のように訂正する。
令和5年3月13日
世田谷区長 保坂展人

告示中「世田谷区世田谷四丁目968番6地先無番から967番地先無番まで」を「世田谷区世田谷四丁目968番5地先無番から967番地先無番まで」に訂正する。

◎世田谷区告示第166号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月13日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区世田谷四丁目5000番26から968番9まで

3 変更の区域
延長 3.58メートル
幅員 5.77メートルから5.82メートルまで
面積 20.82平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年3月13日

◎世田谷区告示第167号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年3月13日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
21-G102

2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区世田谷四丁目968番5地先無番から967番地先無

世田谷区公報

番まで
(新) 世田谷区世田谷四丁目5000番
6
3 廃止の期日
令和5年3月13日

◎世田谷区告示第168号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。
令和5年3月13日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢84歳位の男性、身長165センチメートル、体格瘦せ型、白髪。

上記の者は、令和元年8月8日、東京都世田谷区三軒茶屋一丁目33番20-307号室内で発見されました。同年8月1日頃死亡したものと推定。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
50-26
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目1032番26の内から1032番55の内まで
- 3 変更の区域
延長 39.03メートル
幅員 0.06メートルから
0.30メートルまで
面積 8.12平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月14日

◎世田谷区告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代田六丁目1023番8の内から1023番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 10.62メートル
幅員 0.002メートルから
0.15メートルまで
面積 0.94平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月14日

◎世田谷区告示第171号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区砧四丁目272番3
- 3 変更の区域
延長 53.35メートル
幅員 0.00メートルから
0.63メートルまで
面積 24.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月14日

◎世田谷区告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-35
- 2 変更の区間
世田谷区北沢一丁目452番4の内
- 3 変更の区域
延長 16.97メートル
幅員 0.13メートルから
0.15メートルまで
面積 2.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月14日

◎世田谷区告示第173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘四丁目2780番8の内
- 3 変更の区域
延長 6.44メートル
幅員 0.00メートルから
0.18メートルまで
面積 1.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月14日

◎世田谷区告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根二丁目171番1
- 3 変更の区域
延長 22.35メートル
幅員 0.61メートルから
0.63メートルまで
面積 14.12平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月14日

◎世田谷区告示第175号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,837円
2	普通作業員	2,540円
3	軽作業員	1,785円
4	造園工	2,529円
5	法面工	3,220円
6	とび工	3,177円
7	石工	3,145円
8	ブロック工	2,933円
9	電工	3,060円
10	鉄筋工	3,082円
11	鉄骨工	2,816円
12	塗装工	3,326円
13	溶接工	3,443円
14	運転手(特殊)	2,944円
15	運転手(一般)	2,380円
16	潜かん工	3,411円
17	潜かん世話役	4,240円
18	さく岩工	3,613円
19	トンネル特殊工	3,294円
20	トンネル作業員	2,859円
21	トンネル世話役	3,879円
22	橋りょう特殊工	3,347円

23	橋りょう塗装工	3,326円
24	橋りょう世話役	3,921円
25	土木一般世話役	3,071円
26	高級船員	3,549円
27	普通船員	2,816円
28	潜水士	4,814円
29	潜水連絡員	3,496円
30	潜水送気員	3,400円
31	山林砂防工	3,082円
32	軌道工	5,536円
33	型わく工	2,922円
34	大工	2,933円
35	左官	3,135円
36	配管工	2,731円
37	はつり工	2,901円
38	防水工	3,485円
39	板金工	3,262円
40	タイル工	-
41	サッシ工	3,082円
42	屋根ふき工	-
43	内装工	3,167円
44	ガラス工	3,050円
45	建具工	-
46	ダクト工	2,752円
47	保温工	2,667円
48	建築ブロック工	-
49	設備機械工	2,699円
50	交通誘導員A	1,902円
51	交通誘導員B	1,647円
52	上記以外の職種	1,230円

備考

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
 - 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
 - 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,470円
 - 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
 - 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。
- 附 則

この告示は、令和5年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。

◎世田谷区告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月14日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 リハビリ・デイサービス虎SUN
- 事業所の所在地 東京都文京区白山五丁目18番11号草柳ビル1階
- 事業者の名称 有限会社とらざわメディカルサービス
- 指定年月日 令和5年3月9日
- サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 36-5
- 変更の区間 世田谷区砧四丁目225番41の内
- 変更の区域
延長 6.18メートル
幅員 0.20メートルから0.21メートルまで
面積 1.45平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年3月15日

◎世田谷区告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区宇奈根二丁目147番12
- 変更の区域
延長 10.74メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.82平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年3月15日

◎世田谷区告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区経堂一丁目152番1の内
- 変更の区域
延長 18.49メートル
幅員 0.63メートル
面積 11.92平方メートル
- 供用開始の期日 令和5年3月15日

◎世田谷区告示第180号

令和5年2月16日世田谷区告示第91号の一部を次のように訂正する。

令和5年3月15日

世田谷区長 保坂展人

告示中「令和6年6月31日」を「令和6年3月31日」に訂正する。

◎世田谷区告示第181号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号 21-G047
- 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区大原二丁目1273番5地先無番から1265番7地先無番まで
(新) 世田谷区大原二丁目1273番5地先無番から1265番7地先無番まで
- 廃止の期日 令和5年3月15日

◎世田谷区告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 ケアセンターやわら
- 事業所の所在地 東京都世田谷区代田六丁目32番1号
- 事業者の名称 株式会社インターメディアケア
- 廃止届受理年月日 令和5年3月1日
- サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 せたがや給田乃杜（居宅介護支援事業所）
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区給田五丁目3番5号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人七日会
- 4 廃止届受理年月日 令和5年3月6日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区宇奈根一丁目474番1の内
- 3 変更の区域
 - 延長 14.02メートル
 - 幅員 0.67メートルから1.03メートルまで
 - 面積 12.00平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年3月17日

◎世田谷区告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区松原二丁目690番21の内
- 3 変更の区域
 - 延長 8.47メートル
 - 幅員 0.56メートルから0.62メートルまで
 - 面積 5.05平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年3月17日

◎世田谷区告示第186号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規

定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年3月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第195号
- 2 指定年月日 令和5年3月20日
- 3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- 4 道路の区域 世田谷区代沢一丁目29番4の内から世田谷区北沢一丁目448番1の内まで
- 5 道路の幅員 20.00メートルから33.72メートルまで
- 6 道路の延長 772.88メートル

◎世田谷区告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年3月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 いちから居宅介護支援事業所桜新町
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀三丁目22番9号YMビル1階
- 3 事業者の名称 有限会社スズコンタクトレンズ
- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和5年3月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ニチイケアセンター世田谷宇奈根
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区宇奈根一丁目18番6号
- 3 事業者の名称 株式会社ニチイ学

- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第190号

令和4年12月12日世田谷区告示第921号の一部を次のように訂正する。

令和5年3月22日

世田谷区長 保坂展人

告示中「弦巻五丁目691番21地先無番から691番57地先無番まで」を「世田谷区弦巻五丁目619番21地先無番から619番57地先無番まで」に、「弦巻五丁目691番21地先無番から691番24地先無番まで」を「世田谷区弦巻五丁目619番21地先無番から619番24地先無番まで」に訂正する。

◎世田谷区告示第191号

令和4年12月12日世田谷区告示第922号の一部を次のように訂正する。

令和5年3月22日

世田谷区長 保坂展人

告示中「弦巻五丁目619番15地先無番から619番57地先無番まで」を「世田谷区弦巻五丁目619番15地先無番から619番57地先無番まで」に訂正する。

◎世田谷区告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 だんらんの家成田東
- 2 事業所の所在地 東京都杉並区成田東五丁目4番26号
- 3 事業者の名称 日本介護事業株式会社
- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアプランゆうりん
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋二丁目15番38号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人東京有隣会
- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年3月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘一丁目470番20の内
- 3 変更の区域
延長 27.45メートル
幅員 0.00メートルから
0.10メートルまで
面積 1.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月23日

◎世田谷区告示第195号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2910号
- 2 指定年月日 令和5年3月22日
- 3 指定の位置 世田谷区経堂五丁目821番2の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 7.22メートル
- 6 申請者氏名 株式会社プリング
代表取締役 石渡宏

◎世田谷区告示第196号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第196号
- 2 指定年月日 令和5年3月22日
- 3 指定する道路の種別 都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
- 4 道路の区域 世田谷区松原三丁目865番4の内から830番4の内まで
- 5 道路の幅員 10.84メートルから19.00メートルまで
- 6 道路の延長 127.99メートル

◎世田谷区告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 絆サービス
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋一丁目14番2号グリーンハイッ2のE
- 3 事業者の名称 株式会社TYサービス
- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第198号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第199号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項及び第2項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第200号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第201号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第202号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第203号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和5年3月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢四丁目134番10の内
- 3 変更の区域
延長 9.49メートル
幅員 0.13メートルから
0.20メートルまで
面積 1.77平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月24日

◎世田谷区告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬四丁目784番1の内から784番30の内まで
- 3 変更の区域
延長 16.86メートル
幅員 0.52メートルから
0.67メートルまで
面積 10.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月24日

◎世田谷区告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区八幡山一丁目141番56地先無番の内から141番54まで
- 3 供用開始の区域
延長 18.18メートル
幅員 0.77メートルから
0.81メートルまで
面積 14.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月24日

◎世田谷区告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 SBペイメントサービス株式会社
 - (2) 所在地 東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ芝オフィスタワー
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入寄附金
- 3 指定納付受託者として指定した日
令和5年4月1日

◎世田谷区告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 PayPay株式会社
 - (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入寄附金
- 3 指定納付受託者として指定した日
令和5年4月1日

◎世田谷区告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-9
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山一丁目915番41
- 3 変更の区域

延長	12.38メートル
幅員	1.00メートルから 1.01メートルまで
面積	12.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月24日

◎世田谷区告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

- 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目219番28から219番24まで
- 3 変更の区域

延長	41.59メートル
幅員	0.57メートルから 3.33メートルまで
面積	114.34平方メートル

◎世田谷区告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見三丁目4267番9の内から4267番28の内まで
- 3 変更の区域

延長	11.51メートル
幅員	0.62メートル
面積	7.38平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月27日

◎世田谷区告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
杉並区上高井戸二丁目439番8の内
- 3 変更の区域

延長	5.23メートル
幅員	0.63メートル
面積	3.32平方メートル

◎世田谷区告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜二丁目547番3の内から547番4の内まで
- 3 変更の区域

延長	11.70メートル
幅員	0.22メートルから

- | | |
|-----------|------------|
| | 0.24メートルまで |
| 面積 | 2.78平方メートル |
| 4 供用開始の期日 | 令和5年3月28日 |

◎世田谷区告示第214号

令和5年3月28日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和5年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和5年度世田谷区一般会計予算
 - 2 令和5年度世田谷区国民健康保険事業会計予算
 - 3 令和5年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
 - 4 令和5年度世田谷区介護保険事業会計予算
 - 5 令和5年度世田谷区学校給食費会計予算
- 別添省略

◎世田谷区告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ブリッジライフ不動産前
- 2 事業所の所在地
東京都目黒区下目黒四丁目18番5号
- 3 事業者の名称
QLCプロデュース株式会社
- 4 指定年月日
令和5年4月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区宇奈根二丁目245番1
- 3 変更の区域

延長	26.45メートル
幅員	1.07メートルから 1.88メートルまで
面積	31.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月30日

◎世田谷区告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月30日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年3月30日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区成城九丁目895番30から895番49まで
- 3 変更の区域
延長 16.89メートル
幅員 1.41メートルから1.50メートルまで
面積 24.62平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月30日

◎世田谷区告示第218号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年3月30日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢六丁目45番27地先無番
- 3 変更の区域
延長 4.85メートル
幅員 1.20メートル
面積 5.83平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年3月30日

◎世田谷区告示第219号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和5年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年3月30日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G116
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区深沢六丁目45番10地先無番から45番9地先無番まで
(新)世田谷区深沢六丁目45番10地先無番から45番4地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年3月30日

◎世田谷区告示第220号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
 この関係図面は、令和5年3月30日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年3月30日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G116-01
- 2 指定する起終点
世田谷区深沢六丁目45番28地先無番から45番9地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第221号
 北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合
(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第222号
 世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 2 委託する施設及び委託期間
(1) 施設名 世田谷区立玉川総合支所駐車場
(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第223号
 玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合
(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

月31日まで

◎世田谷区告示第224号
 世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 2 委託する施設及び委託期間
(1) 施設名 世田谷区立砧総合支所駐車場
(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第225号
 砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合
(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階
- 2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第226号
 世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
- 2 委託対象の施設及び委託期間
(1) 施設名 世田谷区立喜多見東地区会館自転車等駐車場
(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第227号
 烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり

委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第228号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立烏山区民会館

(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第229号

世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社メタップスペースメント

(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立地区会館条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立地区会館の施設(自転車等駐輪場を除く。)

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第230号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立世田谷区民会館

(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第231号

寄附金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社さとふる

(2) 所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン13階

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第232号

世田谷区政情報センター及び各総合支所政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第233号

特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 公益財団法人特別区協議会

(2) 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第234号

庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基

づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社江栄

(2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第235号

特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づき、次のように委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

所在地 東京都千代田区二番町8番地8

(3) 名称 株式会社ローソン

所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号

(4) 名称 株式会社ファミリーマート

所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号

(5) 名称 山崎製パン株式会社

所在地 東京都千代田区岩木町三丁目10番1号

(6) 名称 ミニストップ株式会社

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(7) 名称 株式会社ポプラ

所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

(8) 名称 株式会社しんきん情報サービス

所在地 東京都港区港南一丁目8番27号

(9) 名称 LINE Pay株式会社

所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号

(10) 名称 PayPay株式会社

所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

(11) 名称 ビリングシステム株式会社

所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

(12) 名称 KDDI株式会社

所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(13) 名称 株式会社NTTドコモ

所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(14) 名称 株式会社みずほ銀行
所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

2 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第236号

世田谷区立敬老会館条例（平成9年3月世田谷区条例第26号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
- (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立敬老会館条例第5条第1項に規定する手続きに係る同項に規定する世田谷区敬老会館の施設

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第237号

世田谷区立健康増進・交流施設条例（平成24年3月世田谷区条例第8号）第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
- (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立健康増進・交流施設条例第3条に規定する世田谷区立健康増進・交流施設の施設（会議室に限る。）

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第238号

世田谷区立世田谷美術館条例（昭和60年11月世田谷区条例第40号）第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団

化財団

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設
世田谷区立世田谷美術館

3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第239号

世田谷区立世田谷美術館条例（昭和60年11月世田谷区条例第40号）第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料並びに刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設

世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第240号

世田谷区立世田谷美術館条例（昭和60年11月世田谷区条例第40号）第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設

- (1) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館
- (2) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第241号

世田谷区立世田谷文学館条例（平成6年9月世田谷区条例第32号）第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料並びに刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団

(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設
世田谷区立世田谷文学館

3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第242号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
- (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第5条第1項に規定する手続きに係る同項に規定する世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設（セミナールーム及びワークショップ室の施設使用料に限る。）

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第243号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

2 委託施設

世田谷区立世田谷文化生活情報センター（附帯設備使用料に限る。）

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第244号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第3項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第

1 項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社メタップスペイメント

(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第245号

世田谷区立区民センター条例(昭和47年12月世田谷区条例第44号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社メタップスペイメント

(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第246号

世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)第2条及び第3条第2項に規定する多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 地方公共団体情報システム機構

(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第247号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

(2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号

2 委託対象の施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立尾山台地域体育館

(2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第248号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例(昭和59年12月世田谷区条例第57号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社メタップスペイメント

(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例別表第2に規定する世田谷区立地域体育館の施設(体育館に限る。)及び世田谷区立地区体育室の施設(体育室・会議室に限る。)

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第249号

世田谷区立区民農園条例(平成5年11月世田谷区条例第56号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社マイファーム

(2) 所在地 東京都港区三田二丁目14番5号

2 委託施設

世田谷区立区民農園

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第250号

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

別紙のとおり

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

別紙省略

◎世田谷区告示第251号

エコプラザ用資における物品の売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社ジモティー

(2) 所在地 東京都品川区西五反田1-30-2ウィン五反田ビル4階

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第252号

資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合

(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第253号

金属系不燃・粗大ごみの資源化处理委託事業における売払代金の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社要興業

(2) 所在地 東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第254号

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 シダックス大新東ヒュー

<p>マンサービス株式会社東京支店 (2) 所在地 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サンエービル2階</p> <p>2 委託施設 世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設(区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。)</p> <p>3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>佐町大字久地665番地の1 (8) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号</p> <p>2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号</p> <p>2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第255号 世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第4条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 公益財団法人世田谷区保健センター (2) 所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番10号</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間 (1) 施設名 世田谷区立保健センター (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第257号 世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、次のように委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8 (3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 (4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号 (5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 (7) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 (8) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号 (9) 名称 LINE Pay株式会社 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号 (10) 名称 PayPay株式会社 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号 (11) 名称 ビリングシステム株式会社 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 (12) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 (13) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 (14) 名称 株式会社みずほ銀行</p>	<p>◎世田谷区告示第258号 介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、同法第144条の2の規定に基づき、次のとおり委託したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8 (3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 (4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号 (5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 (7) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 (8) 名称 株式会社しんきん情報サービス 所在地 東京都港区港南一丁目8番27号 (9) 名称 LINE Pay株式会社 所在地 東京都品川区西品川一丁目1番1号 (10) 名称 ビリングシステム株式会社 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 (11) 名称 PayPay株式会社 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号 (12) 名称 KDDI株式会社 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 (13) 名称 株式会社NTTドコモ 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 (14) 名称 株式会社みずほ銀行 所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (15) 名称 楽天ペイメント株式会社 所在地 東京都港区港南二丁目16</p>
<p>◎世田谷区告示第256号 世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の収納事務について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、次のように委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 (2) 名称 株式会社セブンイレブン・ジャパン 所在地 東京都千代田区二番町8番地8 (3) 名称 株式会社ローソン 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 (4) 名称 株式会社ファミリーマート 所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号 (5) 名称 山崎製パン株式会社 所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (6) 名称 ミニストップ株式会社 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 (7) 名称 株式会社ポプラ 所在地 広島県広島市安佐北区安</p>		

世田谷区公報

番5号

2 委託期間
 (1) 1(1)から(4)までに掲げる相手方
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 (2) 1(5)に掲げる相手方
 令和5年4月25日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第259号
 世田谷区立障害者休養ホーム条例(昭和45年7月世田谷区条例第25号)第11条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 (2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

2 委託対象の施設及び委託期間
 (1) 施設名 世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘
 (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第260号
 世田谷区発達障害相談・療育センター条例(平成20年12月世田谷区条例第71号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 社会福祉法人トボスの会
 (2) 所在地 東京都足立区興野二丁目18番12号

2 委託対象の施設及び委託期間
 (1) 施設名 世田谷区発達障害相談・療育センター
 (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第261号
 世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)第13条に規定する利用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 公益社団法人日本助産師会
 (2) 所在地 東京都台東区鳥越二丁目12番2号

2 委託期間
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

月31日まで

◎世田谷区告示第262号
 世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)第13条第3項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 公益財団法人児童育成協会
 (2) 所在地 東京都千代田区四番町2番地12四番町THビル6階

2 委託対象の施設及び委託期間
 (1) 施設名 世田谷区立野毛青少年交流センター
 (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第263号
 世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 有限会社松本商店
 (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託期間
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第264号
 希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 有限会社松本商店
 (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託期間
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第265号
 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 公益社団法人東京都獣医

師会世田谷支部
 (2) 所在地 東京都世田谷区等々力二丁目1番2号

2 委託期間
 令和5年4月1日から同年7月25日まで

◎世田谷区告示第266号
 世田谷区立多摩川玉堤広場条例(昭和53年11月世田谷区条例第44号)第3条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 多摩川緑地広場管理公社
 (2) 所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号

2 委託対象の施設及び委託期間
 (1) 施設名 世田谷区立多摩川玉堤広場
 (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第267号
 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社メタップスペイメント
 (2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階

2 委託施設
 世田谷区立公園条例第3条各号に規定する公園施設(軟式野球場、軟式少年野球場、庭球場、和室及び茶室に限る。)

3 委託期間
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第268号
 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和5年3月31日
 世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方
 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号

<p>2 委託施設 世田谷区立世田谷公園、世田谷区立こどものひろば公園及び世田谷区立世田谷公園園洋弓場</p> <p>3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階</p>
<p>◎世田谷区告示第269号 世田谷区立ミニS L 条例(昭和57年3月世田谷区条例第27号)第2条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託施設 世田谷区立ミニS L</p> <p>3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第272号 世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第42条第1項に規定する費用、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第17条の7第1項に規定する手数料及び世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)第19条第1項に規定する手数料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 シンテイ警備株式会社 (2) 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号</p> <p>2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>2 委託施設 世田谷区立学校施設使用条例第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5項に規定する地域体育館及び世田谷区教育委員会が別に定める使用手続によることが適当と認められた施設を除く。)</p> <p>3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第270号 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託施設 世田谷区立玉川野毛町公園</p> <p>3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第273号 世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間 (1) 委託施設 世田谷区立学校施設使用条例第2条第6号から第9号までに規定する世田谷区立学校の施設及び世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号の規定により地域体育館として指定された体育館 (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>	<p>◎世田谷区告示第275号 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)第12条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託対象の施設及び委託期間 (1) 施設名 世田谷区立中央図書館 (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
<p>◎世田谷区告示第271号 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社 (2) 所在地 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号</p> <p>2 委託施設 世田谷区立次大夫堀公園駐車場</p> <p>3 委託期間</p>	<p>◎世田谷区告示第274号 世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方 (1) 名称 株式会社メタップスペースメント</p>	<p>◎世田谷区告示第276号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第277号 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認をしたので、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおりに告示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>
		<p>◎世田谷区告示第278号 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人 本則の表を次のように改める。</p>

世田谷区公報

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
外国人相談嘱託員	月額	132,042円から162,514円までの額	26,408円から32,502円までの額	158,450円から195,016円までの額
交通事故相談嘱託員	月額	91,414円	18,282円	109,696円
キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員	月額	69,382円	13,876円	83,258円
世田谷保健福祉センター生活支援課事務補助員	月額	49,371円	9,874円	59,245円
世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	49,371円	9,874円	59,245円
家庭相談員	月額	124,167円	24,833円	149,000円
世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	87,428円	17,485円	104,913円
北沢保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	25,714円から61,714円までの額	5,142円から12,342円までの額	30,856円から74,056円までの額
北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	43,200円	8,640円	51,840円
北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	49,371円	9,874円	59,245円
玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	49,371円	9,874円	59,245円
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	49,371円	9,874円	59,245円
砧保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	61,714円から82,285円までの額	12,342円から16,457円までの額	74,056円から98,742円までの額
烏山区民センター案内窓口嘱託員	月額	53,771円	10,754円	64,525円
烏山保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	49,371円	9,874円	59,245円
烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
不動産専門調査員	月額	137,812円	27,562円	165,374円
区史編さん資料調査員	月額	162,514円	32,502円	195,016円
経済センサス活動調査事務補助	月額	77,142円	15,428円	92,570円
国勢調査事務補助	月額	61,714円から92,571円までの額	12,342円から18,514円までの額	74,056円から111,085円までの額
統計調査事務補助	月額	77,142円	15,428円	92,570円
行政不服審査専門員	月額	301,417円	60,283円	361,700円
公文書管理嘱託員	月額	84,782円	16,956円	101,738円
区政嘱託員	月額	144,714円から148,500円までの額	28,942円から29,700円までの額	173,656円から178,200円までの額
事務嘱託員	月額	129,513円	25,902円	155,415円
事務嘱託員(障害)	月額	129,513円	25,902円	155,415円

世田谷区公報

令和5年4月20日（第745号）

保育業務員用務（障害）	月額	120,567円	24,113円	144,680円
図書館業務員（障害）	月額	92,571円から93,600円までの額	18,514円から18,720円までの額	111,085円から112,320円までの額
障害者活躍支援専門員	月額	232,000円	46,400円	278,400円
障害者活躍支援員	月額	148,025円	29,605円	177,630円
建築技術嘱託員	月額	144,378円	28,875円	173,253円
土木技術嘱託員	月額	144,378円	28,875円	173,253円
技術専門嘱託員	月額	148,500円	29,700円	178,200円
産業保健嘱託員	月額	191,009円	38,201円	229,210円
危機管理専門員	月額	130,867円	26,173円	157,040円
犯罪抑止専門員	月額	182,090円	36,418円	218,508円
契約事務補助	月額	77,142円	15,428円	92,570円
課税課事務補助	月額	61,714円から116,228円までの額	12,342円から23,245円までの額	74,056円から139,473円までの額
納税課事務補助	月額	119,314円から120,960円までの額	23,862円から24,192円までの額	143,176円から145,152円までの額
市民大学・生涯大学嘱託員	月額	147,047円	29,409円	176,456円
DV相談支援専門員	月額	70,735円から188,627円までの額	14,147円から37,725円までの額	84,882円から226,352円までの額
犯罪被害者等支援相談嘱託員	月額	71,638円から156,709円までの額	14,327円から31,341円までの額	85,965円から188,050円までの額
平和資料館専門員	月額	189,028円	37,805円	226,833円
出張所嘱託員	月額	64,756円から129,513円までの額	12,951円から25,902円までの額	77,707円から155,415円までの額
マイナンバー嘱託員	月額	129,513円	25,902円	155,415円
集中入力センター嘱託員	月額	67,647円	13,529円	81,176円
住民票集中管理・住居表示事務補助員	月額	49,371円	9,874円	59,245円
総合支所窓口案内嘱託員	月額	147,047円	29,409円	176,456円
環境技術嘱託員	月額	145,023円	29,004円	174,027円
消費生活相談員	月額	179,625円	35,925円	215,550円
清掃・リサイクル部事業課事務補助	月額	65,571円	13,114円	78,685円
世田谷清掃事務所業務員	月額	25,658円から136,847円までの額	5,131円から27,369円までの額	30,789円から164,216円までの額
玉川清掃事務所業務員	月額	25,658円から136,847円までの額	5,131円から27,369円までの額	30,789円から164,216円までの額
砧清掃事務所業務員	月額	25,658円から136,847円までの額	5,131円から27,369円までの額	30,789円から164,216円までの額
専門調査員（世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会担当）	月額	187,733円	37,546円	225,279円
就労準備のための業務補助	月額	82,285円	16,457円	98,742円
就労支援専門員	月額	195,352円	39,070円	234,422円
生活支援専門員	月額	149,371円から199,161円までの額	29,874円から39,832円までの額	179,245円から238,993円までの額
年金・資産調査専門員	月額	146,514円から195,352円までの額	29,302円から39,070円までの額	175,816円から234,422円までの額
自立促進専門員	月額	199,161円	39,832円	238,993円
債権管理調査専門員	月額	159,847円	31,969円	191,816円
中国残留邦人等支援・相談員	月額	101,419円	20,283円	121,702円
ひきこもり等支援専門嘱託員	月額	137,772円から169,565円までの額	27,554円から33,913円までの額	165,326円から203,478円までの額
国民健康保険給付事務嘱託員	月額	165,257円から170,590円までの額	33,051円から34,118円までの額	198,308円から204,708円までの額

国民健康保険嘱託保健師	月額	191,009円	38,201円	229,210円
国民健康保険事業事務補助	月額	61,714円から98,742円までの額	12,342円から19,748円までの額	74,056円から118,490円までの額
後期高齢者医療事務補助	月額	61,714円から87,428円までの額	12,342円から17,485円までの額	74,056円から104,913円までの額
国民健康保険料徴収支援専門員	月額	159,847円	31,969円	191,816円
高齢福祉課事務補助員	月額	87,428円	17,485円	104,913円
介護保険認定調査員	月額	158,898円	31,779円	190,677円
介護保険認定審査専門員	月額	145,178円	29,035円	174,213円
介護保険課事務補助	月額	61,714円から117,257円までの額	12,342円から23,451円までの額	74,056円から140,708円までの額
介護保険事務嘱託員	月額	90,197円から129,513円までの額	18,039円から25,902円までの額	108,236円から155,415円までの額
介護予防専門栄養士	月額	163,123円	32,624円	195,747円
介護予防リハビリテーション専門員	月額	237,790円	47,558円	285,348円
介護予防ケアマネジメント事務補助	月額	117,257円	23,451円	140,708円
専門調査員（障害者差別解消支援担当）	月額	93,866円から140,800円までの額	18,773円から28,160円までの額	112,639円から168,960円までの額
障害認定事務嘱託員	月額	129,513円	25,902円	155,415円
障害福祉課事務補助	月額	34,285円	6,857円	41,142円
障害者心理支援専門員	月額	261,084円	52,216円	313,300円
自動車燃料費助成事務補助	月額	111,085円	22,217円	133,302円
障害者チャレンジ雇用事務補助員	月額	61,714円から82,285円までの額	12,342円から16,457円までの額	74,056円から98,742円までの額
障害者チャレンジ雇用業務補助員	月額	98,742円	19,748円	118,490円
障害者チャレンジ雇用嘱託員	月額	99,686円	19,937円	119,623円
発達支援コーディネーター	月額	232,417円	46,483円	278,900円
児童課事務補助	月額	82,285円	16,457円	98,742円
新BOP指導員	月額	38,635円から167,668円までの額	7,727円から33,533円までの額	46,362円から201,201円までの額
新BOP看護師	月額	169,152円	33,830円	202,982円
子育て児童ひろば嘱託員（指導員）	月額	134,428円	26,885円	161,313円
北沢子どもの居場所支援事業嘱託員（指導員）	月額	138,764円	27,752円	166,516円
子ども・子育て総合センター子育てひろば嘱託員	月額	129,513円	25,902円	155,415円
発達支援親子グループ事業専門支援員	月額	232,417円	46,483円	278,900円
子どもの人権擁護機関相談・調査専門員	月額	216,036円	43,207円	259,243円
子ども家庭支援センター支援専門員	月額	191,542円	38,308円	229,850円
子ども家庭支援センター子育て応援相談員	月額	173,006円	34,601円	207,607円
子ども家庭支援専門調査員	月額	138,917円から277,834円までの額	27,783円から55,566円までの額	166,700円から333,400円までの額
要保護児童支援専門員	月額	253,750円	50,750円	304,500円
児童相談支援専門員（福祉）	月額	190,334円	38,066円	228,400円
児童相談支援専門員（心理）	月額	63,584円	12,716円	76,300円
要保護児童等支援専門員（心理）	月額	190,750円	38,150円	228,900円
青少年健全育成支援相談員	月額	189,028円	37,805円	226,833円
児童相談所虐待等対応協力員	月額	154,081円	30,816円	184,897円
児童虐待通告対応専門員	月額	154,081円	30,816円	184,897円
児童相談所虐待等対応強化専門員	月額	194,615円	38,923円	233,538円
児童相談所里親対応専門員	月額	154,081円	30,816円	184,897円
児童相談所一時保護所栄養管理嘱託員	月額	152,223円	30,444円	182,667円

児童相談所一時保護所児童指導員	月額	146,787円	29,357円	176,144円
児童相談所一時保護所学習指導員	月額	170,734円	34,146円	204,880円
児童相談所一時保護所看護師	月額	169,152円	33,830円	202,982円
児童相談所一時保護所業務調理員	月額	103,343円	20,668円	124,011円
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	月額	57,818円	11,563円	69,381円
保育員	月額	70,746円から141,493円までの額	14,149円から28,298円までの額	84,895円から169,791円までの額
保育園看護師(代替)	月額	174,726円	34,945円	209,671円
保育園栄養管理嘱託員	月額	158,279円	31,655円	189,934円
保育業務員調理	月額	70,371円から159,771円までの額	14,074円から31,954円までの額	84,445円から191,725円までの額
保育業務員用務	月額	71,048円から120,567円までの額	14,209円から24,113円までの額	85,257円から144,680円までの額
保育補助員	月額	9,432円から101,751円までの額	1,886円から20,350円までの額	11,318円から122,101円までの額
調理補助員	月額	24,759円から57,772円までの額	4,951円から11,554円までの額	29,710円から69,326円までの額
用務補助員	月額	24,759円から57,772円までの額	4,951円から11,554円までの額	29,710円から69,326円までの額
保育運営支援専門員	月額	60,034円から225,125円までの額	12,006円から45,025円までの額	72,040円から270,150円までの額
保育入園事務嘱託員	月額	97,135円から111,011円までの額	19,427円から22,202円までの額	116,562円から133,213円までの額
保育施設指導検査員	月額	180,100円から225,125円までの額	36,020円から45,025円までの額	216,120円から270,150円までの額
嘱託保健師	月額	191,009円	38,201円	229,210円
嘱託検査技師	月額	159,238円	31,847円	191,085円
健康企画課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
嘱託乳児期家庭訪問指導員	月額	191,009円	38,201円	229,210円
母子保健コーディネーター	月額	191,009円	38,201円	229,210円
精神保健相談員	月額	232,417円	46,483円	278,900円
嘱託栄養士	月額	163,123円	32,624円	195,747円
嘱託歯科衛生士	月額	157,866円	31,573円	189,439円
世田谷保健所嘱託歯科衛生士	月額	152,774円	30,554円	183,328円
乳児期家庭訪問事業事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
健康推進課事務補助	月額	61,714円	12,342円	74,056円
感染症対策課事務補助	月額	49,371円から61,714円までの額	9,874円から12,342円までの額	59,245円から74,056円までの額
嘱託衛生監視	月額	158,400円	31,680円	190,080円
生活保健事務補助	月額	98,742円	19,748円	118,490円
衛生統計調査事務補助員	月額	111,085円	22,217円	133,302円
マンション調査専門員	月額	151,673円	30,334円	182,007円
道路監察専門員	月額	180,714円	36,142円	216,856円
区民交通傷害保険事務補助員	月額	92,571円	18,514円	111,085円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区告示第279号

世田谷区副区長の担任事項に関する規程(令和4年6月世田谷区告示第477号)の一

部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

本則の表地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序(以下「区長の職務代理順序」という。)が第1順位の副

区長の項第1号中「総務部」の次に「(庁舎整備担当部を除く。)」を加え、「子ども・若者部及び保育部」を「及び子ども・若者部」に改め、同表区長の職務代理順序が第2順位の副区長の項第1号中「生活文化政策部、地域行政部」を「総務部(庁舎整備担当部に限る。)、生活文化政策部」に

世田谷区公報

改め、同表区長の職務代理順序が第3順位の副区長の項第1号中(限る。)」の次に「及び地域行政部」を加える。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区告示第280号

世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例第52号)第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号)第25条の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第281号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立大蔵運動公園
- 2 位置 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号
- 3 区域 別紙案内図のとおり
- 4 変更の期日 令和5年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第282号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立大蔵三丁目公園
- 2 位置 東京都世田谷区大蔵三丁目2番40号
- 3 区域 別紙案内図のとおり
- 4 変更の期日 令和5年3月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第283号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 SOMPOケア成城居宅介護支援
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城六丁目18番3号

- 3 事業者の名称 小島ハウスA号 SOMPOケア株式会社
- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第284号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 SOMPOケア成城定期巡回
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城六丁目18番3号 小島ハウスA号
- 3 事業者の名称 SOMPOケア株式会社
- 4 指定年月日 令和5年4月1日
- 5 サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第285号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスセンターHCるーすと
- 2 事業所の所在地 東京都新宿区西新宿四丁目11番7号アネックス西新宿1階
- 3 事業者の名称 株式会社ハピネスケア
- 4 廃止届受理年月日 令和5年3月17日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第286号

世田谷区個人情報保護条例に基づく区が出資その他財政支出等を行う法人等の告示(平成17年4月1日世田谷区告示第304号)は、令和5年4月1日付で廃止する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第287号

世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示(平成13年10月1日世田谷区告示第512号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

本則中「世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第46条第

2項」を「世田谷区個人情報保護条例(令和5年3月世田谷区条例第3号)第9条第2項」に改める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区告示第288号

世田谷区環境美化等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第49号)第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第42号)第7条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 雑草の除去に係る委託料の額
 - (1) 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合
 - 草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり450円(消費税相当額を除く。)
 - (2) 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合
 - 草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり350円(消費税相当額を除く。)
- 2 適用期間
 - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

◎世田谷区公告第9号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区大蔵五丁目2820番1	神奈川県川崎市高津区溝口三丁目7番21号 シャテロ高津1階 株式会社ケーナイン代表取締役 古郡祐一
2820番7	
2820番8	
2820番9	
2820番10	
2820番11	
2820番12	
2820番13	
2820番14	
2820番15	
2820番16	
2820番17	
2820番18	

2820番19
2820番20
2820番21

◎世田谷区公告第10号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

令和5年3月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第11号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等の所有者等に法第14条第3項の規定に基づき、必要な措置を講じることを令和5年3月3日4世建安第966号により命じたので、同条第11項の規定により次のとおり公示する。

令和5年3月3日

世田谷区長 保坂展人

- 対象となる特定空家等
所在地 住居表示：祖師谷一丁目3番3号（地番：139番地20）
家屋番号：139番20
用途 木造スレート葺2階建 居宅
- 命じた措置の内容
 - 対象となる特定空家等の木造の構造耐力上主要な部分の、損傷、腐食その他の劣化が進んでいるため、当該建築物等（当該建築物に附属する工作物を含む。）を除却すること。
なお、除却の際、建築物内の動産等は、自己の責任において、処分等を行い、敷地内に残置しないこと。
 - 敷地内の樹木は、敷地内に収まるよう伐採し処分すること。
 - 敷地内の草及びごみ等を撤去すること。
 - 上記(1)～(3)で生じた廃棄物等は、関係法令に則り、適正に処理すること。
- 命じた措置を完了させるべき期限
令和5年5月5日
- 措置を命じた理由
対象となる特定空家等が法第2条第2項に規定するそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態（上記2(1)）及び適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態（上記2(3)）にあると認められ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため。
- 命令に関する責任者
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課長 林 克洋
- 問い合わせ先
世田谷区防災街づくり担当部建築安全課空家・老朽建築物対策担当

◎世田谷区公告第12号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月9日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 船橋三丁目 250番2 250番26 250番28 370番3 370番5の一部 370番5先無番の一部 370番8 船橋五丁目 976番11	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹

◎世田谷区公告第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第212号線
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第16号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年3月13日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 世田谷三丁目 1035番2 5000番19の一部 5000番32の一部	東京都渋谷区 千駄ヶ谷三丁目2番1号 株式会社フェイスネットワーク 代表取締役 蜂谷 二郎

◎世田谷区公告第17号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、令和5年3月20日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和5年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 公聴会を行う日時
令和5年3月22日（水曜日）午後2時30分から
- 公聴会を行う場所
東京都世田谷区宇奈根二丁目23番20号
世田谷区立宇奈根地区会館第2会議室
- 公聴会を行う理由
別紙の建築許可をするため
別紙省略

◎世田谷区公告第18号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、実施内容を次のとおり変更したので公告する。

令和5年3月20日

世田谷区長 保坂展人

- 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

世田谷区公報

<p>2 予防接種の対象者 世田谷区内に居住する生後6月以上の者</p> <p>3 予防接種を行う期間 令和5年3月20日から令和6年3月31日まで</p> <p>4 予防接種を行う場所 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関</p> <p>5 予防接種を行う医師の氏名 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの</p>	<p>谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。)のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種(大臣指示3(2)に規定する第一期追加接種をいう。以下同じ。)、第二期追加接種(大臣指示3(3)に規定する第二期追加接種をいう。以下同じ。))又は令和四年秋開始接種(大臣指示3(4)に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。))を受けたものを除く。)とする。</p>	<p>有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの(以下「基礎疾患を有する者等」という。)並びに医療従事者等(手引き表1に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。))及び高齢者施設等の従事者(手引き表1に掲げる高齢者施設等の従事者をいう。以下同じ。)に限る。)</p>						
<p>6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 別紙のとおり</p> <p>7 予防接種を受けることが適当でない者</p> <p>(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者</p> <p>(2) 明らかな発熱を呈している者</p> <p>(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 448 901 784"> <p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。)</p> </td> <td data-bbox="901 448 1026 784"> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> </table>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>4 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p>				
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。以下「ファイザー(従来型)」という。)</p>	<p>12歳以上の者</p>							
<p>8 接種の判断を行うに際して注意を要する者</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者</p> <p>(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>(3) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 784 901 1097"> <p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)</p> </td> <td data-bbox="901 784 1026 1097"> <p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p> </td> </tr> </table>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1026 784 1348 1097"> <p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="1348 784 1481 1097"> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> </table>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>		
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>							
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>							
<p>別紙</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。)</p> <p>次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世由</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 1097 901 1411"> <p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="901 1097 1026 1411"> <p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p> </td> </tr> </table> <p>2 第一期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和四年秋開始接種を受けたものを除く。))とする。</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1026 1097 1348 1411"> <p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="1348 1097 1481 1411"> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> </table>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>		
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>							
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>							
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。)</p> <p>次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世由</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 1411 901 1724"> <p>ファイザー(従来型)</p> </td> <td data-bbox="901 1411 1026 1724"> <p>12歳以上の者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1411 901 1724"> <p>ファイザー(5歳~11歳用)</p> </td> <td data-bbox="901 1411 1026 1724"> <p>5歳以上12歳未満の者</p> </td> </tr> </table> <p>3 第二期追加接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和四年秋開始接種を受けたものを除く。))とする。</p>	<p>ファイザー(従来型)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>ファイザー(5歳~11歳用)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1026 1411 1348 1724"> <p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="1348 1411 1481 1724"> <p>5歳以上12歳未満の者</p> </td> </tr> </table>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者</p>
<p>ファイザー(従来型)</p>	<p>12歳以上の者</p>							
<p>ファイザー(5歳~11歳用)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者</p>							
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(ファイザー(5歳~11歳用)を除く。))であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者</p>							
<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。)</p> <p>次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世由</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 1724 901 2130"> <p>ファイザー(従来型)</p> </td> <td data-bbox="901 1724 1026 2130"> <p>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。))に規定する基礎疾患をいう。)</p> </td> </tr> </table>	<p>ファイザー(従来型)</p>	<p>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。))に規定する基礎疾患をいう。)</p>	<p>◎世田谷区公告第19号</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和5年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第5・6・20号祖師ヶ谷公園</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>				
<p>ファイザー(従来型)</p>	<p>18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者においては、基礎疾患(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第2章2(2)アの表1(以下「手引き表1」という。))に規定する基礎疾患をいう。)</p>							

<p>◎世田谷区公告第20号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和5年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第9・6・5号砧公園</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>	<p>あることが明らかな者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>8 接種の判断を行うに際して注意を要する者</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者</p> <p>(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>(3) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者</p>	<p>限る。以下「ファイザー（5歳～11歳用）」という。）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1026 224 1353 414"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="1353 224 1476 414"> 1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者 </td> </tr> </table> <p>2 令和四年秋開始接種 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1026 571 1353 851"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。） </td> <td data-bbox="1353 571 1476 851"> 12歳以上の者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 851 1353 1198"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（ファイザー（5歳～11歳用）を除く。）であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。） </td> <td data-bbox="1353 851 1476 1198"> 12歳以上の者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 1198 1353 1478"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。） </td> <td data-bbox="1353 1198 1476 1478"> 5歳以上12歳未満の者 </td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（ファイザー（5歳～11歳用）を除く。）であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	12歳以上の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（ファイザー（5歳～11歳用）を除く。）であって、トジナメラン及びビルトジナメラン又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者									
<p>◎世田谷区公告第21号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和5年3月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第4・4・19号上用賀公園</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>	<p>別紙 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。）3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和四年秋開始接種（大臣指示3(2)に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 1556 901 1870"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="901 1556 1026 1870"> 12歳以上の者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1870 901 2128"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに </td> <td data-bbox="901 1870 1026 2128"> 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者 </td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	<p>別紙 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。）3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和四年秋開始接種（大臣指示3(2)に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 1556 901 1870"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="901 1556 1026 1870"> 12歳以上の者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1870 901 2128"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに </td> <td data-bbox="901 1870 1026 2128"> 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者 </td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者									
<p>◎世田谷区公告第22号 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、令和5年4月1日付で実施内容を次のとおり変更するので公告する。 令和5年3月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種</p> <p>2 予防接種の対象者 世田谷区内に居住する生後6月以上の者</p> <p>3 予防接種を行う期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>4 予防接種を行う場所 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関</p> <p>5 予防接種を行う医師の氏名 前項に規定する指定医療機関において掲示するもの</p> <p>6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 別紙のとおり</p> <p>7 予防接種を受けることが適当でない者</p> <p>(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者</p> <p>(2) 明らかな発熱を呈している者</p> <p>(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが</p>	<p>別紙 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>1 初回接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。）3(1)に規定する初回接種をいう。以下同じ。） 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和四年秋開始接種（大臣指示3(2)に規定する令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 1556 901 1870"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。） </td> <td data-bbox="901 1556 1026 1870"> 12歳以上の者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1870 901 2128"> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに </td> <td data-bbox="901 1870 1026 2128"> 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者 </td> </tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	<p>◎世田谷区公告第23号 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）第7条第4項の規定により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。 令和5年3月31日 世田谷区長 保坂展人</p>				
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者									
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者									

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立北沢区民会館	株式会社世田谷サービス公社	東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

◎世田谷区公告第24号

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により、所在不明所有者等がある土地について筆界案を作成したので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該筆界案を閲覧に供する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 土地の所在・地番
 - 所在 世田谷区若林一丁目8番18号先
 - 地番 世田谷区若林一丁目26番28
- 筆界案を確認することができる場所及び時間
 - 場所 世田谷区役所二子玉川分庁舎3階（世田谷区玉川一丁目20番1号）
 - 時間 平日午前8時30分から午後5時までの間とする。
- 筆界案を確認することができる者
埼玉県北足立郡足立町大字志木1656番地 落合弘
上記の者の相続人
- 筆界案の作成者
世田谷区
- 意見の申出等
 - 3に掲げる者は、公告の日から20日間、意見を申し出ることができる。その期間を経過しても当該意見の申出がないときは、その者による地籍調査作業規程準則第30条第1項の確認を得ずに筆界の調査を行う。
- 担当部署
道路・交通計画部道路管理課道路台帳
電話番号 03-6432-7930

◎世田谷区公告第25号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年3月31日

世田谷区長 保坂展人

- 予防接種の種類、予防接種の対象者、予防接種を行う期間及び予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり
 - 予防接種を行う医師の氏名及び場所
別紙のとおり
- 別紙省略

◎世田谷区公告第26号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、肺炎球菌予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の

規定により公告する。
令和5年3月31日
世田谷区長 保坂展人

- 予防接種の種類
肺炎球菌予防接種
- 予防接種の対象者
別紙のとおり
- 予防接種を行う期間
別紙のとおり
- 予防接種を行う場所
別紙のとおり
- 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり

別紙省略

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。
令和5年3月3日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第3号

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会公共施設の共通使用手続に関する条例施行規則（平成30年3月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「申出者」を「申出をする者」に改め、同項第3号中「代表者」を「団体の代表者」に改め、同項第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 団体の連絡者（代表者に連絡を取ることができない場合において、連絡先となる者をいう。）の住所、氏名及び電話番号

第7条第1号中「代表者」を「その代表者」に改める。

第11条を次のように改める。
（条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等）

第11条 条例第10条の委員会規則で定める団体、学校等は、次のとおりとする。

(1) 学校施設使用条例第7条第3項第1号から第6号までに規定する団体、学校等

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めた団体、学校等

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。
令和5年3月29日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第4号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第5号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第6号

世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第7号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第8号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第9号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第10号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第11号

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第12号

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

- 教育総務課
- 学校健康推進課
- 教育環境課
- 生涯学習課
- 学校職員課
- 教育指導課
- 学務課
- 地域学校連携課
- 教育相談課
- 教育研究・ICT推進課
- 支援教育課
- 乳幼児教育・保育支援課

第3条の見出しを「(教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長等の職及び職責)」に改め、同条第1項を次のように改める。

事務局に教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長を置く。

第3条第2項を削り、同条第3項中「担当部長」を「教育監、担当部長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「教育政策部長、生涯学習部長」を「学校教育部長、教育総合センター長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第5条第4項及び第6項中「乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」を「教育相談課、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課」に改め、同条第7項中「生涯学習・地域学校連携課」を「生涯学習課」に改める。

第7条第1項の表以外の部分中「学務課、学校健康推進課及び教育環境課」を「学校健康推進課、教育環境課及び生涯学習課」に改め、同表教育総務課の部調整係の項第3号、第4号及び第7号中「教育政策部長及び生涯学習部長」を「学校教育部長及び教育総合センター長」に改め、同項第10号及び第11号中「の調整」を削り、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用職員の服務監察に関する事。

第7条第1項の表学務課の部を削り、同表に次のように加える。

生涯学習課

社会教育係

- (1) 郷土資料館との連絡調整に関する事。
- (2) 生涯学習の計画及び調整に関する事。
- (3) 生涯学習・社会教育事業の推進に関する事。
- (4) 社会教育委員に関する事。
- (5) 青少年委員に関する事。
- (6) 青少年教育に関する事。
- (7) 成人教育に関する事。
- (8) P T A 活動の推進に関する事。
- (9) 課内他の係等に属しない事。

社会教育担当係長(社会教育主事)

- (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関する事。
- (2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関する事。

団体支援・福祉教育担当係長

- (1) 社会教育関係団体(社会体育関係団体を除く。)の支援に関する事。
- (2) 音楽、美術その他文化の振興に関する事。
- (3) 福祉教育に関する事。
- (4) 障害者の学級に関する事。

文化財係

- (1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関する事。
- (2) 文化財保護審議会に関する事。
- (3) 文化財保護団体に関する事。
- (4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関する事。

- (5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関する事。

民家園係

- (1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関する事。
- (2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関する事。
- (3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関する事。

第7条第2項の表以外の部分を次のように改める。

学校教育部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、学務課及び学務課の係並びに地域学校連携課及び地域学校連携担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

第7条第2項の表学校職員課の部職員係の項第1号中「教育ICT推進課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」を「学務課及び地域学校連携課」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改め、同項第12号中「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「教育ICT推進課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」を「学務課及び地域学校連携課」に改め、同表教育ICT推進課の部から教育相談・支援課の部までを次のように改める。

学務課

学事係

- (1) 区立学校の維持運営に関する事。
- (2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関する事。
- (3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関する事。
- (4) 児童及び生徒の就学奨励費に関する事。
- (5) 課内他の係に属しない事。

学校運営係

- (1) 連合行事に関する事。
- (2) 移動教室その他の校外学習に関する事。
- (3) 河口湖林間学園の維持運営に関する事。

就学係

- (1) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (2) 学級編制に関する事(特別支援学級を除く。)
- (3) 通学区域に関する事。
- (4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関する事。

地域学校連携課

地域学校連携担当係長

- (1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関する事。
- (2) 学校支援地域本部に関する事。
- (3) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関する事。
- (4) 区内大学等との教育活動に係る

連携に関する事。

- (5) 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関する事。
- (6) 区立小学校のスポーツ教室に関する事。
- (7) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関する事。
- (8) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関する事。

第7条第3項を次のように改める。
3 教育総合センター長、教育相談課及び教育相談課の係等、教育研究・ICT推進課及び教育研究・ICT推進課の担当係長等、支援教育課及び支援教育課の担当係長等並びに乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

教育相談課

教育総合センター管理係

- (1) 教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課との連絡調整に関する事。
- (2) 教育総合センター長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関する事。
- (3) 教育総合センター長の担当事務に係る事務改善に関する事。
- (4) 教育総合センター長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関する事。
- (5) 教育総合センターの維持管理に関する事。
- (6) 教育総合センター長の担当事務のうち、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課並びに課内他の係等に属しない事。

教育相談係

- (1) 課の事業に係る計画及び調整に関する事。
- (2) 教育相談に係る事務事業に関する事。
- (3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関する事。
- (4) 不登校児童・生徒の教育に関する事。

指導主事

- (1) 教育課程に関する事。
- (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 教育に関する調査及び研究に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事。

教育研究・ICT推進課

教育ICT推進担当係長

- (1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関する事。
- (2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関する事。

<p>(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</p> <p>(4) 課内他の担当係長等に属しないこと。</p> <p>教育研究・研修推進担当係長</p> <p>(1) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。</p> <p>(2) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>事業推進担当係長</p> <p>(1) 教育総合センターに係る事業(教育相談課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課並びに課内他の担当係長等が行うものを除く。)の推進及び調整に関すること。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p>	<p>園に関すること。</p> <p>(5) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>乳幼児教育担当係長</p> <p>(1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との連携に関すること。</p> <p>第8条(見出しを含む。)中「文書等」を「公文書等」に改める。</p> <p>第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第9条 個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>イ 副園長 8,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 園長 9,000円</p> <p>イ 副園長 7,000円</p> <p>第3条第1項各号を次のように改める。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 園長 5,000円</p> <p>イ 副園長 4,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 園長 4,500円</p> <p>イ 副園長 3,500円</p> <p>附則第2項中「第2条第1項各号及び第3条第1項各号」を「第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号」に改める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。</p>
<p>支援教育課</p> <p>支援教育担当係長</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学級の維持運営に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>(4) 就学相談に関すること。</p> <p>(5) 特別支援教育の推進に関すること。</p> <p>(6) 指導主事に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p>	<p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則(昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第3号を次のように改める。</p> <p>(3) 子ども・若者子ども・若者支援課長 青少年教育に係る事業(教育委員会が指定するものに限る。)の運営に関すること。</p> <p>第3条第4号を削る。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条ただし書中「週休日の指定簿(第1号様式)又は」を削る。</p> <p>第5条第5項ただし書中「週休日の振替命令簿(第2号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第7条第1項ただし書中「超過勤務等命令簿(第3号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第10条第2項ただし書中「休日の振替処理・代休日指定簿(第6号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第11条第2項ただし書中「休日の振替処理・代休日指定簿」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第30条第3項ただし書中「介護休暇承認申請書兼処理簿(第9号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第5項ただし書及び第15項ただし書中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第17項た</p>
<p>乳幼児教育・保育支援課</p> <p>乳幼児教育・保育支援担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。</p> <p>(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p> <p>(5) 課内他の担当係長等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。</p> <p>(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども</p>	<p>世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則(昭和46年4月世田谷区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第8号中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項各号を次のように改める。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 園長 10,000円</p>	<p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条ただし書中「週休日の指定簿(第1号様式)又は」を削る。</p> <p>第5条第5項ただし書中「週休日の振替命令簿(第2号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第7条第1項ただし書中「超過勤務等命令簿(第3号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第10条第2項ただし書中「休日の振替処理・代休日指定簿(第6号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第11条第2項ただし書中「休日の振替処理・代休日指定簿」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。</p> <p>第30条第3項ただし書中「介護休暇承認申請書兼処理簿(第9号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第5項ただし書及び第15項ただし書中「介護休暇承認申請書兼処理簿」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第17項た</p>

だし書中「申請事由変更届(第10号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。


第30条の2第5項ただし書中「介護時間承認申請書(第11号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第7項ただし書中「申請事由変更届」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式から第3号様式まで 削除

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第7号様式から第8号の2様式までの規定中「」を削る。

第9号様式から第11号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号様式から第8号の2様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「職員別給与簿(第1号様式)」を「職員別給与簿(様式)」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

条例第12条第1項の規定による届出は、システムにより行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式により行うことができる。

第9条第1項ただし書中「給与減額免除申請書(第4号様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改め、同条第2項中「給与減額免除申請書」を「前項の規定に基づき教育委員会が別に定める様式」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実をシステムに記録しなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、教育委員会が別に定める様式に必要事項を記入し、これを保管しなければならない。

第19条第4項中「に規定する超過勤務等命令簿」を「の規定により教育委員会が別に定める様式」に改める。

第1号様式から第5号様式までを削り、附則の次に次の様式を加える。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則

(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「住居届(様式)」を「世田谷区教育委員会が別に定める様式」に改める。

様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号を次のように改める。

(5) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。

第3条の見出しを削り、同条に次の1項を加える。

2 教育情報化委員会の運営に関し必要な事項は、第8条に規定する情報統括責任者が別に定める。

第4条から第7条までを次のように改める。

第4条から第7条まで 削除

第8条第2項中「教育政策部長」を「教育総合センター長」に改める。

第9条第2項中「教育ICT推進課長」を「教育研究・ICT推進課長」に改める。

第14条の見出しを削り、同条中「教育ICT推進課長」に改める。

第21条第2項を次のように改める。

2 個人情報を含む学校教育に供する電算処理を委託する際の個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。

第23条中「教育長」を「世田谷区教育委員会教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

世田谷区社会教育委員の会議規則(昭和39年4月世田谷区教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「生涯学習・地域学校連携課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和5年3月29日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第13号

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則(平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「をいう」の次に「。以下「保護者等」という」を加える。

第5条の見出しを「(申込書の提出等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

保護者等は、あらかじめ別に定める学校給食費預金口座振替依頼書兼学校給食申込書の提出又はWeb口座振替受付サービス(保護者等がインターネットを利用して学校給食費の口座振替を申し込むことができるサービスをいう。)による申込みをしなければならない。

第5条第2項中「申込書兼口座振替依頼書を提出」を「規定による提出又は申込みを」に改め、「おいて」の次に「、当該保護者等が保護する」を加える。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、第3条中「学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭の額は、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める」と、第4条中「学校給食費」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭」と、前条第1項中「学校給食費の」とあるのは「学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭の」と読み替えるものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和5年度の学校給食費の納付に関する特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費(第6条において準用する第4条第1項の規定により学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者が納付すべき金銭を除く。以下同じ。)について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする。ただし、この期間において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に係るものの支給を受けている世帯に属する児童又は生徒及び保護者等が世田谷区特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成22年8月31日22世教学第607号)の規定に基づく就学奨励費のうち給食費の支給を受けている児童又は生徒の学校給食費については、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第5条の改正規定、第6条に後段を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程
(昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第1条から第3条までの規定、第4条の表教育長の項及び教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の項並びに第5条第1項の表教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長の項から課長補佐又は係長若しくは担当係長の項までの規定中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に、「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「生涯学習部長」を「教育総合センター長」に改める。

第6条第1項の表委員会が決定する事案の項中「教育総務部長、教育政策部長又は

生涯学習部長」を「主管に係る部長(以下「主管部長」という。)」に改め、同表教育長が決定する事案の項中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長」を「主管部長」に改め、同表教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案の項並びに同条第3項及び第4項中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長」に改め、同条第5項中「を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長」を「の主管部長又は主管課長」に改め、同項の表委員会及び教育長が決定する事案の項中「教育総務部長、教育監、教育政策部長又は生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監」に改め、同表教育総務部長が決定する事案の項中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に、「教育監、教育政策部長又は生涯学習部長」を「学校教育部長、教育総合センター長又は教育監」に改め、同表教育政策部長が決定する事案

の項中「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「教育総務部長、教育監又は生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監」に改め、同表生涯学習部長が決定する事案の項中「生涯学習部長」を「教育総合センター長」に、「教育総務部長、教育監又は教育政策部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監」に改める。

別表1の部中「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長決定」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長決定」に改め、同部12の項及び13の項中「教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案」に改め、同部14の項中「教育総務部長、教育監、教育政策部長及び生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長及び教育監」に改め、同部17の項を次のように改める。

17 非常勤職員(会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の非常勤職員をいう。以下この項において同じ。)に関すること。

- 1 非常勤職員を任免すること。
- 2 非常勤職員の分限及び懲戒に関して世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会に諮問すること。
- 3 非常勤職員の分限及び懲戒を決定すること。
- 4 非常勤職員の服務を報告すること。

別表1の部20の項中「教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案」に改め、同部24の項中「教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案」に改め、同部27の項中「教育総務部長決定事案、教育政策部長決定事案及び生涯学習部長決定事案」を「教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案」に改め、同表2の部中「教育総務部長専管事案」を「教育政策・生涯学習部長専管事案」に、「教育総務部長決定」を「教育政策・生涯学習部長決定」に改め、同部教育総務課の款中10の項を12の項とし、5の項から9の項までを2項ずつ繰り下げ、4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 情報公開及び個人情報保護に関すること。

- 1 行政情報の開示の可否の決定を通知すること。
- 2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定を通知すること。

別表2の部教育総務課の款3の項の次に次のように加える。

4 服務監察に関すること。

- 1 服務監察を指揮すること。
- 1 服務監察を実施すること。

別表2の部学務課の款を削り、同部に次のように加える。

生涯学習課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。	
	2 社会教育委員に関すること。 3 青少年委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。	1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 青少年委員に対する指導事項を決定すること。

<p>4 青少年教育に関すること。 5 成人教育に関すること。 6 社会教育施設の管理運営に関すること。 7 郷土資料館に関すること。 8 社会教育関係団体の支援に関すること。 9 文化の振興に関すること。 10 福祉教育及び障害者学級に関すること。</p>	<p>11 文化財保護に関すること。</p>	<p>12 埋蔵文化財に関すること。</p>	<p>1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。 1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。</p> <p>1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。 2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。</p>	<p>1 青少年教育の計画を策定すること。 1 成人教育の計画を策定すること。</p> <p>1 文化祭を開催すること。 1 障害者教育の計画を策定すること。</p> <p>1 指定文化財の現状変更を許可すること。 2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。 3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。 4 寄贈品を受領すること。</p> <p>1 特に重要な発掘調査を行うこと。</p>	<p>1 学級、講座、研修会等を開催すること。 1 学級、講座、研修会等を開催すること。</p> <p>1 郷土資料館運営委員会を開催すること。 2 郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。 1 指導育成及び助言を行うこと。 2 講師派遣を決定すること。</p> <p>1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱すること。</p> <p>1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。 2 指定文化財の修理の届出を受けること。 3 指定文化財の所在の変更の届出を受けること。 4 指定文化財の現状を調査すること。 5 軽易な諸行事を開催すること。</p> <p>1 発掘調査を行うこと。 2 事前協議等を指導すること。 3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。</p>
---	------------------------	------------------------	---	---	---

別表3の部中「教育政策部長専管事案」を「学校教育部長専管事案」に、「教育政策部長決定」を「学校教育部長決定」に改め、同部学校職員課の款3の項教育長決定の欄第3号及び同項教育政策部長決定の欄第3号中「非行及び事故発生について」を「服務を」に改め、同部教育指導課の款4の項課長決定の欄中「教育政策部長決定事案」を「学校教育部長決定事案」に改め、同部教育ICT推進課の款から教育相談・支援課の款までを次のように改める。

<p>学務課</p>	<p>1 教材、教具及び管理備品に関すること。 2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。 3 連合行事に関すること。 4 移動教室その他の校外学習に関すること。 5 河口湖林間学園に関すること。 6 就学に関すること。</p>	<p>1 就学援助費支給要綱を制定すること。</p>	<p>1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。 1 連合行事を開催すること。 1 移動教室その他の校外学習を実施すること。</p> <p>1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。</p>	<p>1 教材、教具及び管理備品を整備すること。</p> <p>1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。 1 指定校の変更を許可すること。 2 区域外就学を承諾すること。</p>
------------	--	----------------------------	---	--

	<p>7 学級編制に関する こと（特別支援学級 を除く。）。</p> <p>8 通学区域に関する こと。</p> <p>9 海外帰国児童及び 生徒の教育に関する こと。</p> <p>10 学校基本調査に関 すること。</p>	<p>1 通学区域を設定し、 及び変更すること。</p>	<p>1 学級を編制し、及 び同意を求めること。</p>	<p>1 学校基本調査の報 告を行うこと。</p>	<p>3 外国人の就学を許可 すること。</p> <p>4 夜間中学校への就学 を認可すること。</p> <p>1 帰国児童及び生徒適 応学級の運営をする こと。</p>
<p>地域 学 校 連 携 課</p>	<p>1 学校運営協議会に 関すること。</p> <p>2 放課後の遊び場対 策及び区立学校の遊 び場開放事業に関す ること。</p> <p>3 区内大学等との教 育活動に係る連携に 関すること。</p> <p>4 区立中学校の部活 動への支援及び区立 中学校の部活動の地 域移行に関すること。</p> <p>5 区立小学校のスポ ーツ教室に関するこ と。</p> <p>6 区立学校施設の利 用調整に関するこ と。</p> <p>7 総合型地域スポ ーツ・文化クラブに関 すること。</p>	<p>1 学校運営協議会の 設置に関すること。</p> <p>1 区内大学等との教 育活動に係る特に重 要な協定に関するこ と。</p>	<p>1 学校運営協議会委 員の任免に関するこ と。</p> <p>1 放課後の遊び場対 策及び遊び場開放事 業の基本方針を策定 すること。</p> <p>1 区内大学等との教 育活動に係る協定に 関すること。</p> <p>1 区立中学校の部活 動への支援及び区立 中学校の部活動の地 域移行の基本方針に 関すること。</p> <p>1 区立小学校のスポ ーツ教室の基本方針に 関すること。</p>	<p>1 遊び場開放運営委 員会の指導方針を策 定すること。</p> <p>2 遊び場開放運営委 員会の運営の支援を 行うこと。</p> <p>1 区内大学等との教 育活動に係る協議会 を実施すること。</p> <p>1 区立中学校の部活 動への支援及び区立 中学校の部活動の地 域移行の実施方針に 関すること。</p> <p>1 区立小学校のスポ ーツ教室の実施方針に 関すること。</p> <p>1 総合型地域スポ ーツ・文化クラブの支 援の実施に関する計 画を策定すること。</p>	<p>1 遊び場開放に係る研 修会を実施すること。</p> <p>1 区内大学等との教育 活動に係る協定等に 基づく事業を調整す ること。</p> <p>1 区立中学校の部活動 への支援を行うこと。 2 区立中学校の部活 動の地域移行に係る 事業を実施すること。</p> <p>1 区立小学校のスポ ーツ教室を実施す ること。</p> <p>1 区立学校施設の使 用を承認すること。</p>

別表4の部中「生涯学習部長専管事案」を「教育総合センター長専管事案」に、「生涯学習部長決定」を「教育総合センター長決定」に改め、同部生涯学習・地域学校連携課の款を次のように改める。

<p>教育 相 談 課</p>	<p>1 教育総合センター の維持管理に関する こと。</p> <p>2 教育相談事業の計 画及び運営に関する こと。</p> <p>3 教育相談室に関す ること。</p> <p>4 スクールカウンセ ラー事業に関するこ と。</p>	<p>1 教育相談事業の計 画及び運営に係る特 に重要な事項を決定 すること。</p>	<p>1 教育相談事業の計 画及び運営に係る重 要な事項を決定す ること（教育総合セン ター長決定事案を除 く。）。</p>	<p>1 教育相談事業の計 画及び運営に係る定 例的で重要な事項を 決定すること。</p> <p>1 教育相談室の運営 に係る重要な事項を 決定すること。</p> <p>1 スクールカウンセ ラー事業の実施に係 る重要な事項を決定 すること。</p>	<p>1 教育総合センター及 びその附帯設備の維持 管理に関すること。</p> <p>1 教育相談事業の計画 及び運営に係る定例 的な事項（教育総合 センター長決定事案 を除く。）及び軽易 な事項を決定す ること。</p> <p>1 教育相談室の運営 に係る定例的な事項 を決定すること。 2 相談案件の受理及 び相談の終了を決定 すること。</p> <p>1 スクールカウンセ ラー事業の実施に係 る定例的な事項を 決定すること。 2 スクールカウンセ ラーの配置を決定 すること。</p>
-----------------------------	---	---	--	---	--

	<p>5 メンタルフレンド事業に関すること。</p> <p>6 ほっとスクール事業に関すること。</p> <p>7 教育相談に係る教職員研修に関すること。</p> <p>8 不登校特例校分教室に関すること。</p>			<p>1 メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること。</p> <p>1 ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。</p> <p>1 教職員の研修計画を策定すること。</p> <p>1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 メンタルフレンド事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。</p> <p>2 メンタルフレンドの派遣及び派遣の終了を決定すること。</p> <p>1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。</p> <p>2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。</p> <p>1 教職員の研修を実施すること。</p> <p>1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。</p> <p>2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。</p>
<p>教育研究・ICT推進課</p>	<p>1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p> <p>3 教育に係る調査研究に関すること。</p> <p>4 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。</p>	<p>1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。</p>	<p>1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。</p>	<p>1 教職員の研修計画を策定すること。</p> <p>1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。</p> <p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 教職員の研修を実施すること。</p> <p>2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。</p> <p>1 教育に係る調査研究を実施すること。</p> <p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。</p>
<p>支援教育課</p>	<p>1 就学支援委員会に関すること。</p> <p>2 特別支援学級の入級に関すること。</p> <p>3 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>4 特別支援教育に関すること。</p>	<p>1 特別支援教育の基本方針を策定すること。</p>	<p>1 特別支援学級の学級を編制し、及び同意を求めること。</p> <p>1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。</p> <p>1 特別支援教育に係る定例的で重要な事項を決定すること(教育長決定事案を除く。)</p>	<p>1 就学支援委員会を開催すること。</p> <p>1 特別支援学級への入級を決定すること。</p> <p>1 特別支援教育に係る定例的な事項を決定すること(教育総合センター長決定事案を除く。)</p>
<p>乳幼児教育・保育支援課</p>	<p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。</p> <p>2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p>	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。</p> <p>2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。</p>	<p>1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。</p> <p>2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。</p> <p>3 法第34条第9項の規定による通知をすること。</p> <p>4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</p>	<p>1 保育料の減免を決定すること。</p> <p>1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。</p>	<p>1 入園又は退園を承認すること。</p>

別表備考2中「教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長」を「教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会服務監察規程を次のように定める。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会
世田谷区教育委員会服務監察規程

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の服務監察機関が行う教育委員会が任命する幼稚園教育職員(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号)第2条に規定する職員をいう。)及び会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)(以下「幼稚園教育職員等」という。)の服務に関する監察及びその処理に当たっての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もって幼稚園教育職員等の非行及び事故の発生を予防し、公務に対して寄せられる区民の信頼に応えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 服務監察 予防監察及び事故監察をいう。
- (2) 予防監察 幼稚園教育職員等の服務状況及び服務に関連する事務事業の内容を監察することをいう。
- (3) 事故監察 服務に関する法令等の規定に違反し、又はその疑いがあると認められる幼稚園教育職員等の行為その他の服務状況を監察することをいう。

(服務監察の対象)

第3条 服務監察は、幼稚園教育職員等について行う。

(服務監察事項)

第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 職務に関して発生した幼稚園教育職員等の非行及び事故又はその疑いがある行為に関する事。
- (2) 幼稚園教育職員等の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幼稚園教育職員等の服務状況に関する事。
- (4) 幼稚園教育職員等の服務に関連する事務事業に関する事。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2の規定に基づく幼稚園教育職員等の賠償責任の調査に関する事。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認めること。

(服務監察の実施機関)

第5条 服務監察は、教育委員会の命により、主任監察員の指揮の下に、監察員及び副監察員が実施する。

2 主任監察員には教育政策・生涯学習部長の職にある者を、監察員には教育総務課長の職にある者を、副監察員には教育総務課調整係長の職にある者をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、その事案に係る監察員及び副監察員を別に指名することができる。(主任監察員等の責務)

第6条 主任監察員、監察員及び副監察員(以下「主任監察員等」という。)は、服務監察を行うに当たっては、公正を期し、区民の信頼に応えなければならない。

2 主任監察員等は、事故監察を行うに当たっては、事故監察の対象となる幼稚園教育職員等の人権を侵害しないように努めなければならない。

3 服務監察の内容は、機密とし、主任監察員等は、その保持に努めなければならない。

4 主任監察員等は、服務監察に関し、関係機関と密接な連携を保ち、意思の疎通を図るように努めなければならない。(服務監察の基本的事項の策定等)

第7条 主任監察員は、服務監察を行うに当たっては、服務監察の基本的事項を定めなければならない。

2 主任監察員は、予防監察を行うに当たっては、前項の基本的事項に基づき実施計画を策定しなければならない。(服務監察資料の提出等)

第8条 主任監察員は、服務監察に関し必要があるときは、その事案に係る部長等(以下「関係部長等」という。)に対し、調査書、報告書その他の関係資料の提出又は立会い若しくは説明を求めることができる。

2 主任監察員は、服務に関する法令等の諸規定に違反し、又はその疑いがあると認められる幼稚園教育職員等及びその関係者から事情を聴取することができる。

3 主任監察員等が服務監察を行う場合において、関係部長等及びその担任する事務に従事する職員は、主任監察員等に協力しなければならない。(非行及び事故の報告等)

第9条 部長等は、第4条第1号若しくは第2号に該当する事実を知ったとき又は同条第5号に規定する調査により幼稚園教育職員等に賠償責任があることを知ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、主任監察員に事故監察を行うことを命ずることができる。(服務監察の結果の報告)

第10条 主任監察員は、予防監察を行ったときは改善意見書を、事故監察を行ったときは措置意見書を作成し、これらの意

見書により服務監察の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(服務監察の結果に基づく措置命令等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による服務監察の結果の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係部長等に対し必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

2 教育委員会は、前条の服務監察の結果が幼稚園教育職員等の身分に係るものであり、かつ、必要があると認めるときは、当該幼稚園教育職員等の処分について世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程(令和5年3月世田谷区教育委員会訓令第6号)第1条に規定する世田谷区教育委員会分限懲戒審査委員会に諮問する。

(改善措置状況の報告)

第12条 関係部長等は、前条第1項の規定により必要な措置を講ずることを命じられたときは、その事項について速やかに必要な措置を講じ、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。(世田谷区幼稚園教職員服務監察規程の廃止)

2 世田谷区幼稚園教職員服務監察規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

◎世田谷区教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程

(設置)

第1条 世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する幼稚園教育職員(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号)第2条に規定する職員をいう。)(以下「幼稚園教育職員等」という。)に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、世田谷区教育委員会職員分限懲戒審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(掌理事項)

第2条 審査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、幼稚園教育職員等に対する次に掲げる処分について審査し、答申する。

- (1) 地方公務員法第28条の規定に基づく幼稚園教育職員等の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分
- (2) 地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分

(組織等)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育政策・生涯学習部長
- (2) 学校教育部長
- (3) 教育総合センター長
- (4) 学識経験者1人

2 審査委員会に委員長を置き、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者(以下「委員」という。)以外の事案に係る者の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ定められた順序により、委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。(定足数及び表決)

第6条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査委員会は、前項の規定による決定の前に、あらかじめその会議に係る事案に関する服務監察(世田谷区教育委員会職員服務監察規程(令和5年3月世田谷区教育委員会訓令第3号)第2条第1号に規定する服務監察をいう。)を担当する委員の意見を徴するものとする。

(除斥)

第7条 委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、審査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(幹事)

第8条 審査委員会に幹事を置き、学校職員課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、学校職員課において処理する。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程の廃止)

2 世田谷区幼稚園教職員分限懲戒審査委員会規程(令和元年8月世田谷区教育委員会訓令第2号)は、廃止する。

◎世田谷区教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園

世田谷区幼稚園教育職員人事評価規程(平成28年4月世田谷区教育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第4条第2項の表第1次評価者の項中「世田谷区教育委員会事務局教育政策部長(以下「教育政策部長」を「世田谷区教育委員会事務局学校教育部長」に、「教育政策部長が」を「学校教育部長が」に改め、同表第2次評価者の項中「ある者又は教育政策部長」を「ある者又は学校教育部長」に、「世田谷区教育委員会事務局教育政策部学校職員課長」を「世田谷区教育委員会事務局学校職員課長」に、「準ずる者又は教育政策部長」を「準ずる者又は学校教育部長」に改め、同表最終評価者の項中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区立学校等衛生管理者等設置規程(令和元年10月世田谷区教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第4条第1項中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区立学校等に勤務する教職員に対する被服貸与規程(昭和50年9月世田谷区教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第7条第2項第1号中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第8号

教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園

幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成28年4月世田谷区教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第2条の見出しを「(定年再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間)」に改め、同条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員(第7条において「再任用短時間勤務職員」を「もの(第7条において「定年再任用短時間勤務職員」

に改める。

第7条中「再任用短時間勤務職員」を「定年再任用短時間勤務職員」に、「教育政策部長」を「学校教育部長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この訓令による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第2条に規定する定年再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

◎世田谷区教育委員会訓令第9号

教育委員会事務局
世田谷区立幼稚園

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第4条ただし書中「通勤届(様式)」を「教育委員会が別に定める様式」に改める。様式を削る。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第10号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第4条第1項中「承認権者に申請しなければ」を「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受けなければ」に改め、同条第2項中「休暇・職免等処理簿(幼稚園教育職員にあっては学校職員服務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令第7号)第5号様式、都費負担教職員にあっては第6号様式又は第6号の2様式)」を「世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める休暇・職免等処理簿」に改め、同項ただし書中「職務専念義務免除申請簿(第1号様式)」を「教育委員会が別に定める職務専念義務免除申請簿」に、「職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿(第2号様式)」を「教育委員会が別に定める職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿」に改め、同条第3項中「休暇・職免等処理簿(学校職員服務取扱規程第6

号様式)」を「教育委員会が別に定める休暇・職免等処理簿」に改め、同項ただし書中「職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿」を「教育委員会が別に定める職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第11号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場

学校職員出勤等の記録の整理規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第6条を次のように改める。

(出勤簿の整理)

第6条 整理者(副校長又は校長があらかじめ指定する職員をいう。以下同じ。)は、出勤簿を管理する者(以下「出勤簿管理担当者」という。)を指定しなければならない。

2 出勤簿管理担当者は、毎日、出勤簿の整理のために必要な事項を整理者に報告しなければならない。

3 整理者は、毎日、出勤簿適用職員及び都費会計年度任用職員の出勤時限後、出勤簿を点検し、出勤時刻の記録のないものについては、出勤簿管理担当者からの報告に基づき、別表に定める区分に従い、相当の表示をしなければならない。ただし、整理者が出勤簿整理上必要とするときは、当該表示と同等の表示と認められる場合に限り、他の表示をすることができる。

別表11の項中「。出勤時限後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること」及び「(出勤時限後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。)」を削り、同表22の項中「(都費会計年度任用職員を除く。)」を削り、同表23の項中「都費負担教職員に限る」を「幼稚園教育職員を除く」に改め、同表中55の項を56の項とし、52の項から54の項までを1項ずつ繰り下げ、同表51の項中「(押印又は他の表示の上に表示すること。)」を削り、同項を同表52の項とし、同表中50の項を51の項とし、同表49の項中「50、51又は52」を「51、52又は53」に改め、同項を同表50の項とし、同表中48の項を49の項とし、40の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、39の項の次に次のように加える。

40 高齢者部分休業

高 休

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第12号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場

学校職員服務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第4条第2項ただし書中「別に」を「世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に」に改め、同条第3項中「速やかに」の次に「教育委員会が」を加える。

第4条の2第1項ただし書、第2項、第3項及び第7項中「別に」を「教育長が別に」に改める。

第7条第1項中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改め、「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 出勤簿適用職員及び都費会計年度任用職員は、出勤及び退勤をしたときは、これらの時刻を出勤簿に記録しなければならない。

第7条に次の1項を加える。

3 前2項の出勤簿の様式は、教育委員会が別に定める。

第8条第1項ただし書中「休暇・職免等処理簿(第5号様式)」を「教育委員会が別に定める休暇・職免等処理簿(以下「休暇・職免等処理簿」という。))」に改め、同項第2号中「様式」を「職務専念義務免除申請簿及び職員団体活動に係る職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿」に改め、同条第2項ただし書中「(第6号様式、学校栄養職員及び事務職員にあっては、第6号の2様式)」を削る。

第10条の3の次に次の4条を加える。

(モラル・ハラスメントの禁止)

第10条の4 職員は、他の職員又は同じ職場に勤務するその他の者の人格又は尊厳を侵害し、これらの者に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をしてはならない。

(ソジ・ハラスメントの禁止)

第10条の5 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者の性的指向又は性自認を理由として、これらの者に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をしてはならない。

(レイシャル・ハラスメントの禁止)

第10条の6 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者の人種、民族、国籍等を理由として、これらの者に精神的若しくは身体的苦痛を与える言動又は職場環境を悪化させる言動をしてはならない。

(その他のハラスメントの禁止)

第10条の7 第10条から前条までに規定するもののほか、職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者に対して、これらの者の尊厳を傷つけ、不快にさせ、若しくは勤務条件における

不利益若しくは脅威を与えることによりこれらの者の心身の健康を損なう要因となる行為又は組織の秩序を乱し、若しくは職務の円滑な遂行を阻害する行為をしてはならない。

第12条第3項中「若しくは出張復命書(第7号様式)又は」を「又は文書若しくは」に改め、「又は出張復命書」を「又は文書」に改める。

第4号様式から第7号様式まで次のように改める。

第4号様式から第7号様式まで 削除

第8号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第13号

教育委員会事務局
教育総合センター

世田谷区立教育総合センター処務規程(昭和63年4月世田谷区教育委員会訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

第2条第1項中「事務長」を「教育総合センター長及び事務長」に改める。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育総合センター長は、参事のうちから委員会が命ずる。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「し、所属職員を指揮監督」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育総合センター長は、上司の命を受け、教育総合センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示 (教)

◎世田谷区教育委員会告示第1号

次の世田谷区立図書館は、令和5年3月27日から当分の間、その供用を中止する。

令和5年3月30日

世田谷区教育委員会

1 名 称

世田谷区立奥沢図書館

2 位 置

東京都世田谷区奥沢三丁目47番8号

◎世田谷区教育委員会告示第2号

世田谷区教育委員会公印規程(平成4年3月世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区教育委員会

別表2の部6の項及び同表3の部2の項中「生涯学習・地域学校連携事務用」を「生涯学習事務用」に、「生涯学習・地域学校連携課長」を「生涯学習課長」に改め、同表6の部中「生涯学習・地域学校連携課長」を「教育相談課長」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

訓令甲(議)

◎世田谷区議会議長訓令甲第1号

区議会事務局

世田谷区議会事務局非常勤職員規程(昭和40年5月世田谷区議会議長訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

世田谷区議会議長

下山芳男

第1条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に、「職員を」を「ものを」に改める。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

◎世田谷区議会議長訓令甲第2号

区議会事務局

世田谷区議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

世田谷区議会議長

下山芳男

世田谷区議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、世田谷区議会個人情報保護条例(令和5年3月世田谷区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開

閉並びに声道の形状及びその変化
オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪

の経歴に該当するものを除く。)とする。
(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある旨の記述

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により行われた心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは薬剤

(4) 本人を被疑者又は被告人として行われた逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として行われた調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続

(6) 国籍についての記述等

(7) 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(平成30年3月世田谷区条例第15号。次号において「多様性条例」という。)第2条第6号に規定する性的マイノリティについての記述等

(8) 多様性条例第2条第7号に規定するドメスティック・バイオレンスについての記述等

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる事態とする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは損傷(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的

<p>被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に掲げる事態を知った後、当該各号に掲げる事態の状況に応じて速やかに、その本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 概要</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項 (電磁的方法)</p> <p>第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)</p> <p>(2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)</p> <p>(匿名加工情報の安全管理措置の基準)</p> <p>第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。</p> <p>(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。</p> <p>2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。</p>	<p>3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。</p> <p>4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルを保有しなくなったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。</p> <p>5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p> <p>6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別</p> <p>(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第8項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨</p> <p>7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>ア 執行機関の職員又は当該職員であった者</p> <p>イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者若しくは遺族</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>8 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルであって、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。</p> <p>(開示請求書)</p> <p>第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書とする。</p> <p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下こ</p>	<p>の条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合においては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類</p> <p>2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの</p> <p>(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの</p> <p>3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。</p> <p>(開示決定等の通知)</p> <p>第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合においては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨</p> <p>(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施する場合における準備に要する日数</p> <p>(開示決定通知書等)</p> <p>第12条 条例第24条第1項の書面は、個人情報開示決定通知書とする。</p>
---	---	--

2 条例第24条第2項の書面は、個人情報不開示決定通知書とする。
(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、個人情報開示決定等期限延長通知書とする。
(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、個人情報開示決定等期限特例延長通知書とする。
(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、個人情報開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、個人情報開示請求に関する第三者意見照会書とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、個人情報開示決定等に関する意見書とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 開示請求の年月日
(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 前項各号に掲げる事項
(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書に係る個人情報開示決定通知書とする。
(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにおいては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。
(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、その電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにおいては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録

の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。
(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。
(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書とする。
(訂正決定通知書等)

第19条 条例第34条第1項の書面は、個人情報訂正決定通知書とする。
2 条例第34条第2項の書面は、個人情報不訂正決定通知書とする。
(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第35条第2項の書面は、個人情報訂正決定等期限延長通知書とする。
(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第36条第1項の書面は、個人情報訂正決定等期限特例延長通知書とする。
(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書とする。
(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書とする。
(利用停止決定通知書等)

第24条 条例第41条第1項の書面は、個人情報利用停止決定通知書とする。
2 条例第41条第2項の書面は、個人情報不利用停止決定通知書とする。
(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、個人情報利用停止決定等期限延長通知書とする。
(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第26条 条例第43条第1項の書面は、個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書とする。
(審査会諮問通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通

知は、審査会諮問通知書により行うものとする。
(準用)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める場合を除き、区長部局の例による。
附則
(施行期日)
1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規程の施行の際、現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「世田谷区議会個人情報保護条例施行規程(令和5年3月議会議長訓令甲第2号)の施行後遅滞なく」とする。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和5年3月1日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第2号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和5年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
令和5年3月1日
世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,412
6分の1の数	128,433
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,099

◎世田谷区選挙管理委員会告示第3号
選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
令和5年3月1日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第4号
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第

21号。以下「条例」という。)第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員(条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。)の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月1日
世田谷区選挙管理委員会

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	4,114円	822円	4,936円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第32回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年3月22日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和5年3月29日(水)
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について

◎世田谷区農業委員会告示第4号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)第5条の規定に基づき、平成24年6月7日世田谷区農業委員会告示第6号は、令和5年4月1日に廃止する。

令和5年3月31日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第2号

令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年3月3日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 上 島 義 盛
同 河 村 みどり

改善要望事項に対する措置状況

適正な契約事務及び支出手続きを求めもの

【改善要望事項】

区民健康村・ふるさと・交流推進課の物品購入契約において、担当者が支出の手續を怠り、契約代金を支払う期限を超過させていた。加えて、未払いが判明した際に、改めて事業者に請書兼請求書を提出させ、本来の契約日・検査日等と異なる日付を記載し、実態と乖離した物品購入の契約及び支出手続きを行っていた。

担当者及び検査員、並びに収支命令者は契約事務にかかる契約条項及び区規則等に則した事務を執行するとともに、支出手続きに遅滞が発生しないよう、支出管理を徹底すること。

【措置状況】

指摘の「契約条項及び区規則等に則した事務執行の徹底」は、担当者の契約事務の手順の確認不足により生じたもので、契約条項、契約事務規則及び会計事務規則の再確認を課内全職員に周知徹底を図り、契約事務に係る課内の認識の共有を図った。

また、指摘の遅滞なき支出手続きの徹底は、担当者が支出手続きの確認を怠り、他職員によるチェック体制が不十分だったためで、月末の朝会で定期的な支出漏れチェックの機会を設けるとともに、発注・納品チケット及び未処理の請書兼請求書を課内で集約するBOXを設け、定期的に係長や係員が当該BOXを確認することと、複数の目が触れるように課内のチェック体制を見直した。さらに、以上の改善策を業務マニュアルに盛り込み、見直しを行うことで課内全職員の適正な事務の徹底を図った。

適正な契約事務及び支出手続き並びに物品管理を求めもの

【改善要望事項】

瀬田中学校の郵券の購入において、請書兼請求書を受領していたにもかかわらず担当者が支出の手續を怠り、契約代金を支払う期限を超過させていた。加えて、未払いが判明した際に、実際の納品日から半年以上後に発注した郵券の契約に、未払い分を上乗せした内容等で請書兼請求書を事業者に作成させており、実際とは異なる内容・金額で契約を締結し、支出手続きを行っていた。また、郵券の管理においては、受払いの状況を適正に記録していなかった。

担当者及び検査員、並びに収支命令者は契約事務にかかる契約条項及び区規則等に則した事務を執行するとともに、支出手続きに遅滞が発生しないよう、支出管理を徹底すること。また、物品管理者、物品出納員や使用者は、区規則に則した適正な管理を行うこと。

【措置状況】

監査事務局からの指摘を受け、教育委員会事務局では直ちに当該校の副校長、及び事務担当職員から聞き取りし、事実関係の確認を行った。

本件指摘事項が生じた原因は、事務担当者が定められた期間内での支出手続きを失念したこと、また、指定物品受払簿への記録を事案発生の都度ではなく、後日まとめて行っていたことから、錯誤が生じてしまったことにある。

これらのことを踏まえ、当該学校では以下のとおり、再発防止に努めた。

(1) 支出が遅延することのないよう、物品購入の際は、購入希望者(教員等)が、「物品購買請求書」(別紙1)に購入希望物品の名称、数量、金額などを記入し、事務担当者に依頼する。依頼を受けた事務担当者は、管理職に報告し許可を得た上で購入手続きを進める。事務担当者は、支出の遅れと進捗状況が一目で把握できる「発注日や納品日等を記載すること」で一連の流れと進捗状況が一目で把握できるようにした。さらに、財務システムでの支出決済の際に決裁者(管理職)が「物品購買請求書」と照合することで支出管理を徹底した。

(2) 指定物品受払簿への記録を遅滞なく、また錯誤なく行うために、受払簿に記録する前段階の校内用のメモとして、使用者(教員等)が使用者・使用日・使用内容・送付先・使用金額・枚数を記入する「郵送簿兼郵券使用簿」(別紙2)を作成した。使用者は「郵送簿兼郵券使用簿」に記入し、事務担当者から郵券を受け取り、事務担当者は郵券を受け渡し後、「郵送簿兼郵券使用簿」を基に速やかに指定物品受払簿へ記録することとした。

教育委員会事務局では、全小・中学校に対し、令和4年12月に開催された校長会、副校長会、学校事務連絡会の場で会計事務の適正な執行について徹底するよう周知し、再発防止に努めるよう指導を行った。

また、今後は、年度当初に開催が予定されている分割予算説明会や経理実務研修の機会を捉え、新任者等を含めて適正な会計事務の執行について説明し、不明な点等があれば各予算課などに確認したうえで事務を進めるよう改めて周知する。

なお、遅延損害金が発生した相手方については、学校長、及び教育総務部学務課長が相手方を訪問し、経緯の説明と謝罪を行い、相手方からは理解を得ている。遅延損害金は区長専決処分により支出済み(1月19日)である。

別紙1

購入することを許可する。

物品購買請求書

校長	副校長	事務

請求月日	年 月 日
教科・クラブ・係等	
請求者氏名	

請求者記入事項						担当者処理事項				
品名・名称	カタログ名・ページ 規格・形状寸法等	数量	単位	予定単価	予定金額	決定単価	決定金額	発注確認	納品確認	契約相手方
1										
2										
3										
4										
5										
6										
希望納期	納入場所			合計		合計				

1. 予定単価は最新のカタログをご覧の上、記入してください。
2. 消耗品と備品(5万円以上のもの)と修理はそれぞれ用紙を分けて記入してください。
3. 希望の納品日まで余裕を持って請求してください。

配当予算	
執行済額	
残 額	

購入及び支払いの終了を確認する。

校長	副校長	事務

(別紙2)

郵送簿兼郵券使用簿

令和4年度		瀬田中学校																		
使用者	月/日	内容	送付先(住所・氏名) (送付先が複数の場合はその他の件数を記載)	収支	切 手											区分	確認印	入力確認印		
					2	5	10	50	63	84	120	140	320	ほか						
		前年度繰越 前業繰越	〒	入														速達 簡易書留 その他		
			〒	出														速達 簡易書留 その他		
			〒	残	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()		
			〒	入														速達 簡易書留 その他		
			〒	出														速達 簡易書留 その他		
			〒	残	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()		
			〒	入														速達 簡易書留 その他		
			〒	出														速達 簡易書留 その他		
			〒	残	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()		
			〒	入														速達 簡易書留 その他		
			〒	出														速達 簡易書留 その他		
			〒	残	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()		
			〒	入														速達 簡易書留 その他		
			〒	出														速達 簡易書留 その他		
			〒	残	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()		
			〒	入														速達 簡易書留 その他		
			〒	出														速達 簡易書留 その他		
			〒	残	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()		